
松本市公共施設再配置計画

～ 集いの場、交流空間の創出によるまちづくり ～



【総合社会福祉センター・なんぷくプラザ（松本市双葉）】

平成30年8月

松 本 市

目 次

第1章 計画のあらまし	
第1節 計画の背景	
1 人口動向	2
2 財政状況	3
3 将来必要経費と施設総量	
(1) 公共施設に係る投資的経費と将来見通し	4
(2) 将来施設総量	5
第2節 計画の目的と位置付け	
1 計画の目的と策定体制	6
2 計画の位置付けと計画期間	7
第3節 対象施設	8
第2章 公共施設の現状と課題	
第1節 公共施設の状況	
1 整備状況	
(1) 保有・年度別状況	10
(2) 経過年数・耐震化状況	11
2 利用状況	
(1) 文化・コミュニティ施設	12
(2) 観光・交流施設	12
(3) スポーツ施設	13
(4) 医療保健福祉施設	13
(5) 住宅施設	13
(6) 子育て支援施設	14
(7) 学校施設	15
第2節 市民意識	
1 縮減目標と利用状況	
(1) 総合管理計画縮減目標	16
(2) 利用頻度	16
(3) 利用しない理由	16
(4) 施設の充実度	17
2 管理運営のあり方	
(1) 取組内容	18
(2) 削減すべき施設	18
(3) 優先的に維持すべき施設	19
(4) 複合化、集約化すべき施設	19
(5) 小中学校、幼稚園、保育園のあり方	20
(6) 民営化がふさわしい施設	20
第3節 公共施設管理の課題	21

第3章	再配置の基本方針	
第1節	再配置の理念と基本原則	
1	理念	24
2	基本原則	25
第2節	保有施設量と施設誘導	
1	保有施設量	26
2	施設誘導	28
第3節	取組方針	
1	複合・集約化の方針	30
2	施設運営・管理の方針	30
3	改修・更新の方針	31
第4章	公共施設再配置計画	
第1節	類型別再配置計画	
1	文化・コミュニティ施設	34
2	観光・交流施設	36
3	スポーツ・公園施設	38
4	行政施設	40
5	医療保健福祉施設	42
6	子育て支援施設	44
7	住宅施設	46
8	学校施設	48
第2節	人口圏域における施設の集約・分散現況と再配置の考え方	
1	市街地北部	50
2	市街地中部	52
3	市街地南部	54
4	東山山麓北部	56
5	東山山麓南部	58
6	奈良井川左岸北部	60
7	奈良井川左岸南部	62
8	梓川流域	64
第5章	計画の推進	
第1節	マネジメントの実行	
1	個別施設計画の策定	68
2	推進工程（ロードマップ）	69
第2節	体制構築と進行管理	
1	推進体制の構築	70
2	進行管理	71

計画のあらまし

第 1 章

第 1 節 計画の背景

- 1 人口動向
- 2 財政状況
- 3 将来必要経費と施設総量
 - (1) 公共施設に係る投資的経費と将来見通し
 - (2) 将来施設総量

第 2 節 計画の目的と位置付け

- 1 計画の目的と策定体制
- 2 計画の位置付けと計画期間

第 3 節 対象施設

第1節 計画の背景

1 人口動向

(1) 総人口

総人口は、2015年（平成27年）が239,562人で、2000年（平成12年）以降横ばいで推移してきましたが、2045年には208,216人になると予想され、2015年と比較すると30年間で31,346人（13.1%）の減少となります。

(2) 年少人口

年少人口（0～14歳）は、2015年（平成27年）が32,294人で、2000年（平成12年）以降減少傾向であり、2045年には27,215人（総人口の13.1%）になると予想され、2015年と比較すると30年間で5,079人（15.7%）の減少となり、少子化が一層進みます。

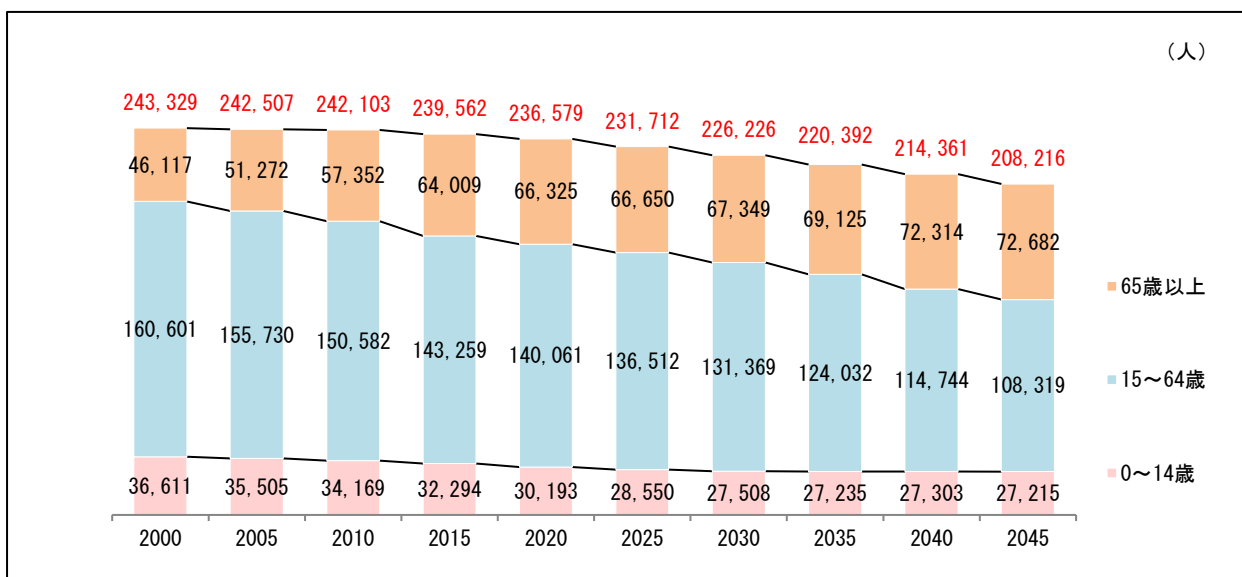
(3) 生産年齢人口

生産年齢人口（15～64歳）は、2015年（平成27年）が143,259人で、2000年（平成12年）以降減少傾向であり、2045年には108,319人（総人口の52.0%）になると予想され、2015年と比較すると30年間で34,940人（24.4%）の減少となります。

(4) 老年人口

老年人口（65歳以上）は、2015年（平成27年）が64,009人で、2000年（平成12年）以降増加傾向であり、2045年には72,682人（総人口の34.9%）になると予想され、2015年と比較すると30年間で8,673人（13.5%）の増加となり、高齢化が一層進みます。

人口推移



（出典）2000～2015年は国勢調査、2020年以降は「超少子高齢型人口減少社会における松本市の人口推計」（2015.10 松本市）

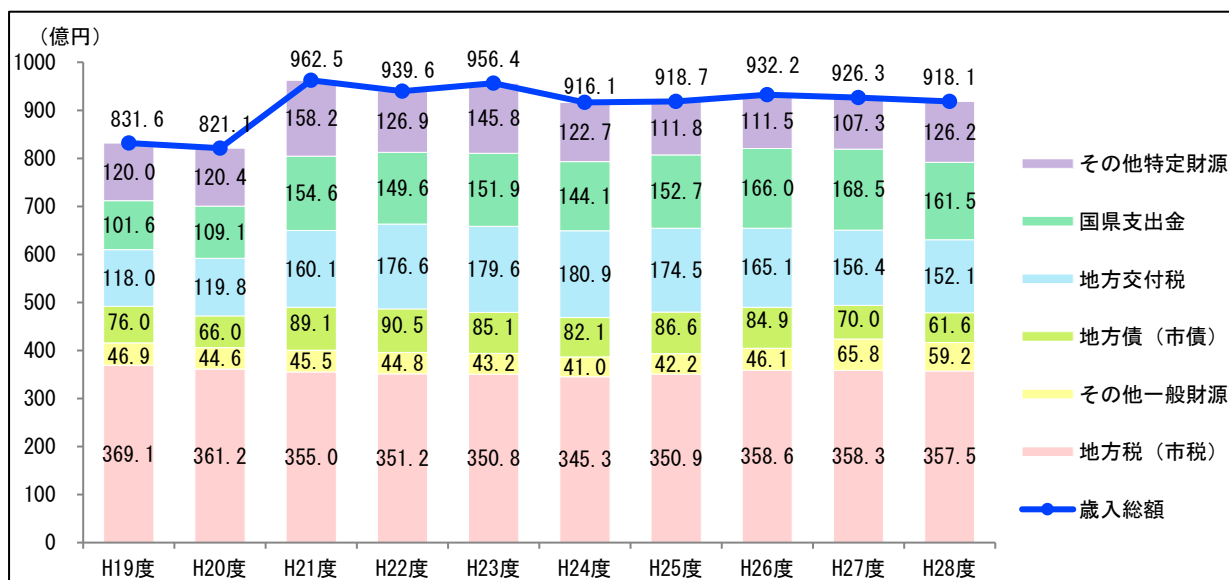
※2000～2015年の年齢別人口には不詳を含まないため、合計は総人口と合わない。

2 財政状況

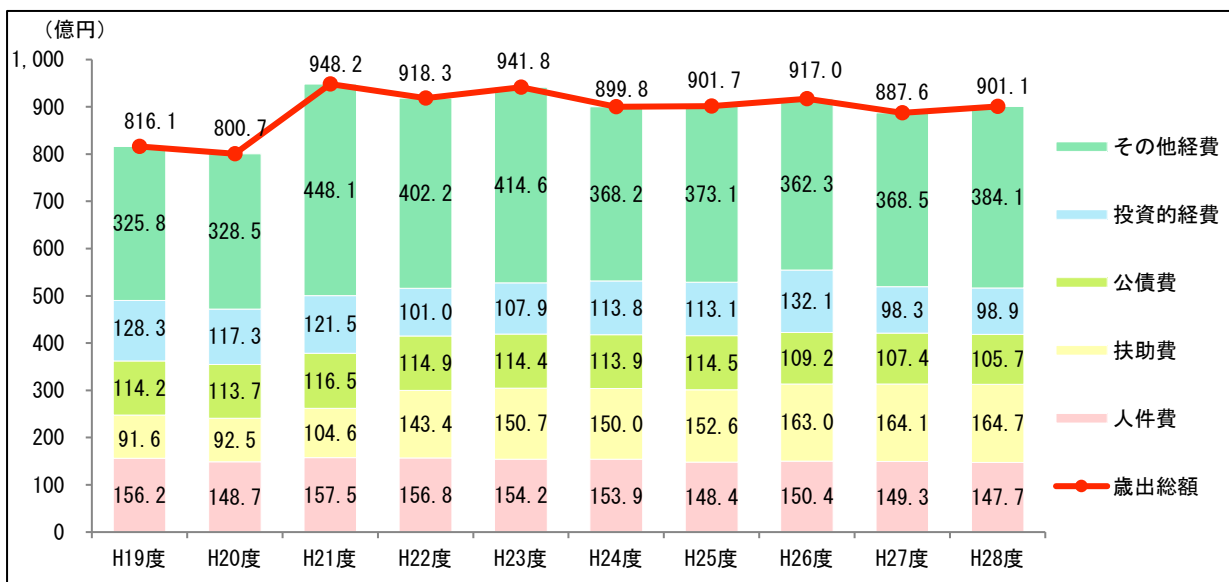
歳入は、過去10年間では831.6～918.1億円で推移しており、地方税は、平成21年度以降概ね350億円台で推移しています。

歳出は、過去10年間では816.1～901.1億円で推移しており、人件費は、緩やかな減少傾向、扶助費（※1）は、増加傾向にあり、一方、投資的経費（※2）は、概ね100～120億円で推移しています。

歳入の推移



歳出の推移



※1 扶助費：社会保障制度の一環として生活困窮者、高齢者、児童、障害者等に対して行う支援に要する経費

※2 投資的経費：公共施設、道路の建設や用地購入など社会資本の形成に資する経費

3 将来必要経費と施設総量

(1) 公共施設に係る投資的経費と将来見通し

「松本市公共施設等総合管理計画」では、2045年度までの30年間で公共施設（建築物）にかかる年間の必要経費は、改修・更新費用71.7億円と維持保全費用31億円を合わせた102.7億円の見込みであり、28.5億円が不足するとしています。

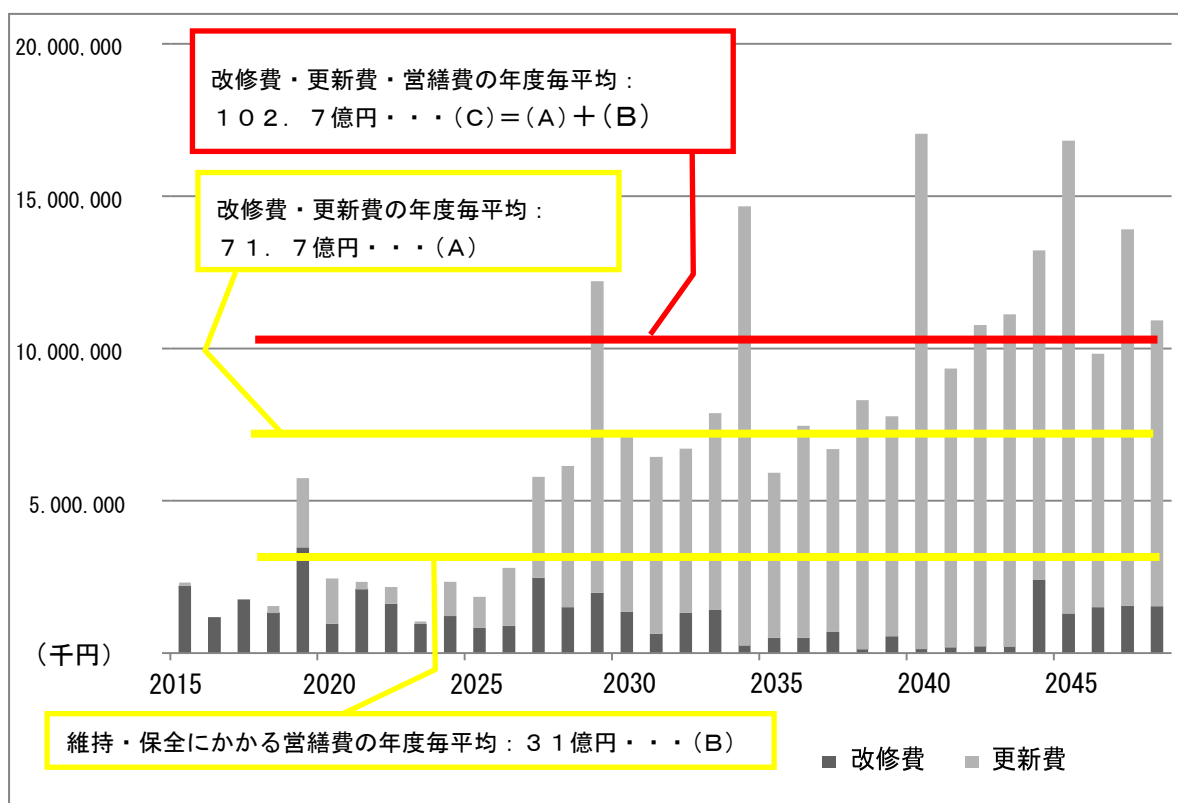
公共施設等につけられる費用と年間不足額

項目	金額
毎年度 公共施設等につけられる普通建設事業費 (2015年度から2019年度の財政見通し額の平均値)	A 110 億円
インフラ資産・公共施設（建築物）に必要となる費用（年額）	B 138.5 億円
インフラ資産の健全な状態を保持するための費用（インフラ費用）	35.8 億円
公共施設（建築物）全てを更新した場合にかかる費用（更新費用）	71.7 億円
公共施設（建築物）の維持・保全にかかる費用（維持保全費用）	31 億円
年間不足額（A-B）	△28.5 億円

目標値：2045年度までの30年間に公共施設等につけられる費用を年間28.5億円削減

公共施設等に 必要な 費用	138.5 億円	
	インフラ資産 35.8 億円	公共施設（建築物）102.7 億円 (更新費用71.7億円+維持保全費用31億円)

かけられる 費用	110 億円		不足額△28.5 億円 ◆長寿命化 △7.4 億円 (更新費用 △7.4 億円) ◆総量見直し △21.1 億円 (更新費用 △14.9 億円 維持保全費用△6.2 億円)
	インフラ資産 35.8 億円	公共施設（建築物） 74.2 億円 (更新費用 49.4 億円+ 維持保全費用24.8 億円)	



(2) 将来施設総量

「松本市公共施設等総合管理計画」では、人口減少に伴い、施設利用者も減少すると見込まれることや、1人当たり建物延べ床面積が増加し、負担も増えることと見込まれることから、以下のような施設総量の削減を掲げています。

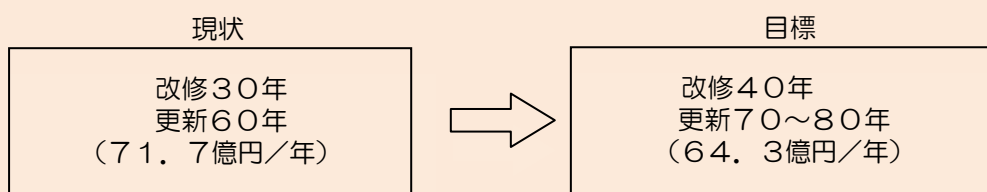
なお、施設総量を20%削減するに当たり、2029年度頃から、改修・更新費用が急増する見込みであることから、将来の負担を軽減するため、2025年度までの最初の10年間で、施設総量を10%削減し、その後の20年間で10%削減する計画です。

(施設総量) 113万㎡ → 90万㎡ (Δ23万㎡・Δ20%)
 (更新費用+維持保全費用) 102.7億円/年 → 81.6億円/年 (Δ21.1億円/年)

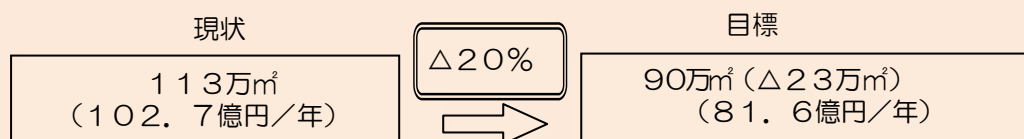
目標 ~持続可能な行財政運営と、最適な施設配置の実現に向けて~

2045年度までに、公共施設等にかかる費用を28.5億円削減するため、公共施設(建築物)の長寿命化を行うとともに施設総量を20%以上削減します。

★長寿命化によるコスト削減 (Δ7.4億円) ★



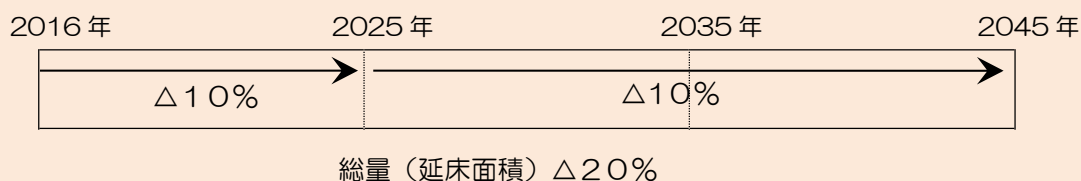
★公共施設(建築物)総量の見直しによるコスト削減 (Δ21.1億円) ★



【公共施設(建築物)総量の見直し期間】

2025年度までの最初の10年間で10%削減

2045年度までのその後の20年間で10%削減



第2節 計画の目的と位置付け

1 計画の目的と策定体制

(1) 計画の目的

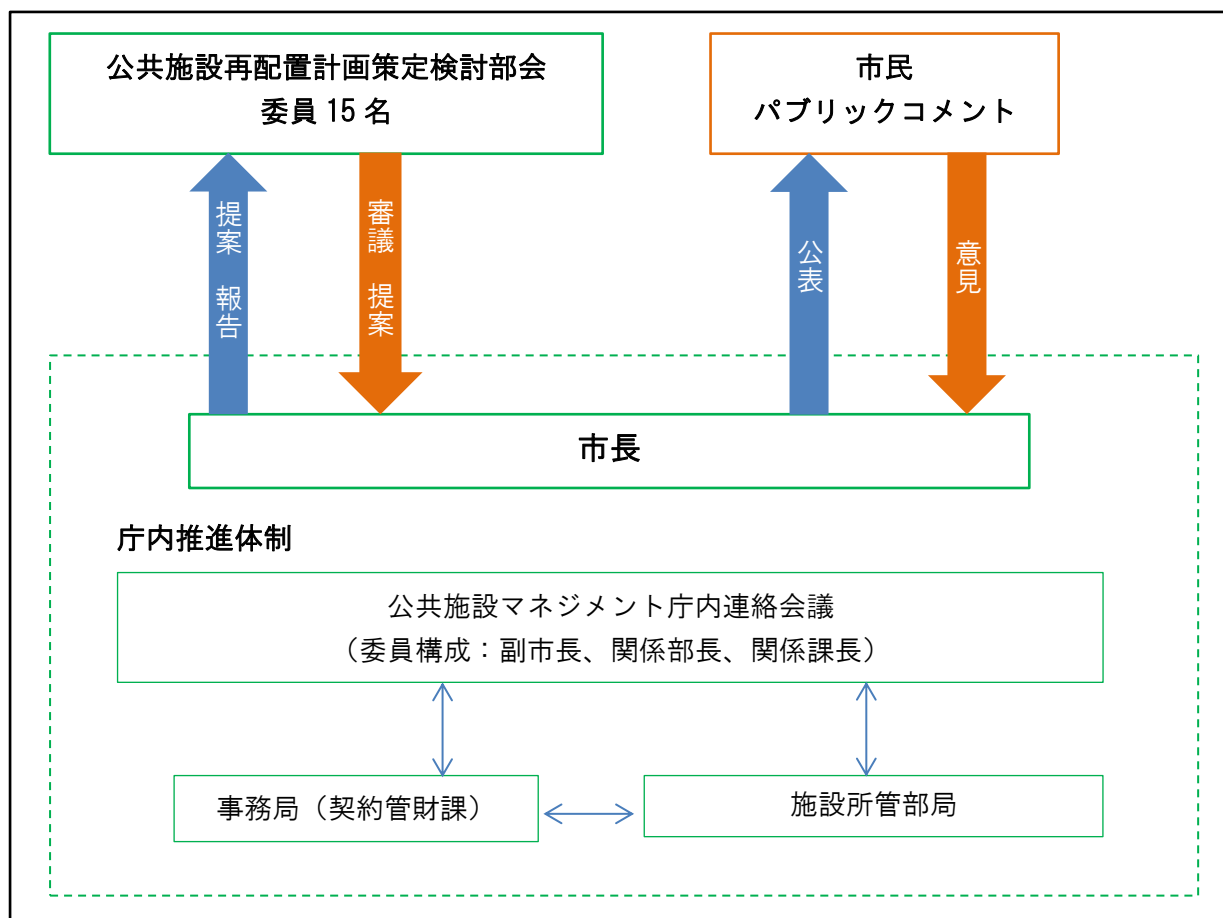
本市の保有する公共建築物や道路、下水道などのインフラ施設は、全国の多くの自治体と同様、高度経済成長期の昭和40年代から50年代の急激な人口増加と都市化に伴う行政需要の増大に応じて集中的に整備されたため、近い将来一斉に更新時期を迎えると思われています。

市民サービスを維持していくには、公共施設等の適切な改修や更新等が不可欠であり、人口減少社会を迎える中、今後厳しさを増すことが予測される財政状況を踏まえると、公共施設を現状規模のまま維持管理することは極めて困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、財政負担の軽減・平準化により、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持するため策定された「松本市公共施設等総合管理計画」の実現を目指し、本計画は、計画的、長期的な視点を持って、複合・集約化、更新、長寿命化などによる公共施設のより効率的、効果的な維持管理、運営方法や最適な配置方針を示すものです。

(2) 計画の策定体制

本計画策定の体制は、以下に示すとおりです。

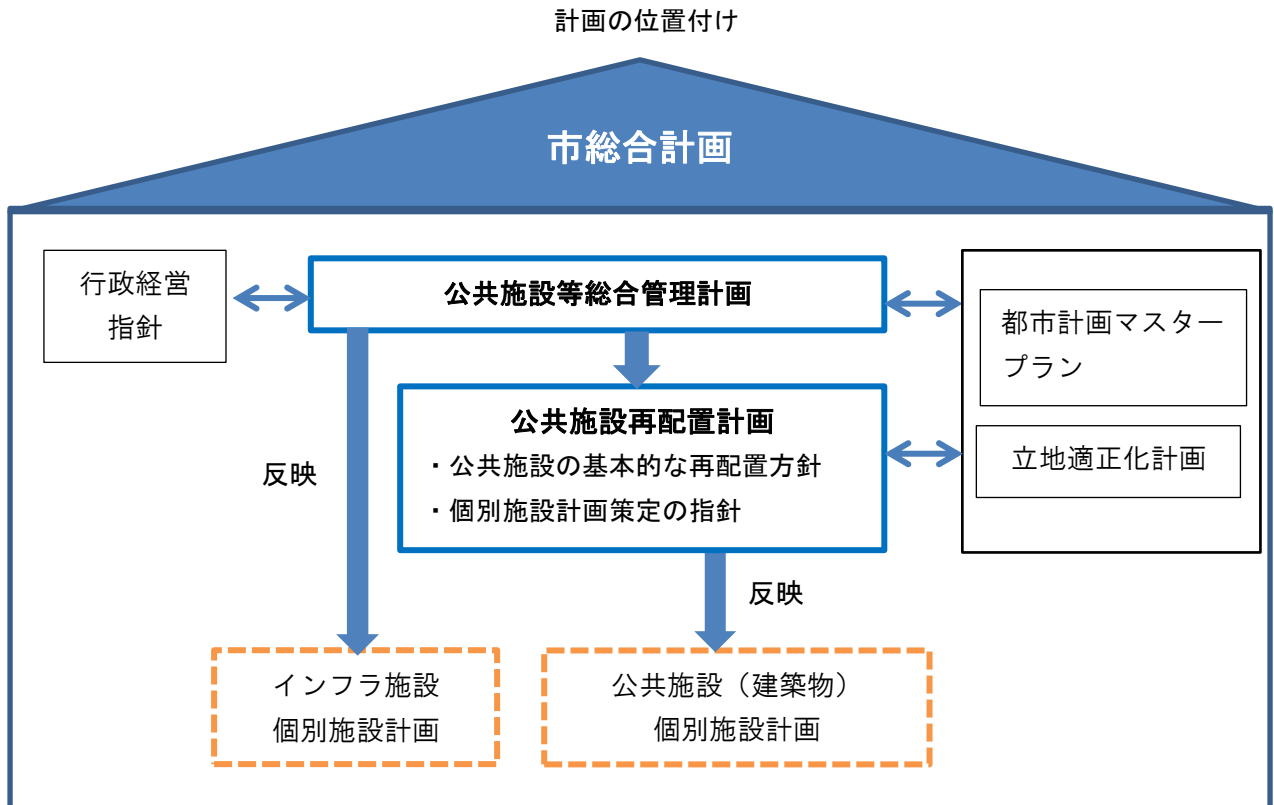


2 計画の位置付けと計画期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、「松本市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、公共施設の再配置の基本的な方針を示すものであり、各公共施設の「個別施設計画」を策定するための指針として位置付けられます。

今後、本計画に基づき、各個別施設について複合・集約化による具体的な再配置を検討しつつ、維持していく施設については、長寿命化による維持保全を実施していくこととなります。



(2) 計画期間

本計画は、上位計画である「公共施設等総合管理計画」との整合を図り、2018年度(平成30年度)から2045年度までを計画期間とし、2025年度までを第1次計画とします。

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
松本市公共施設等総合管理計画	策定	計画期 2016年度～2045年度											
松本市公共施設再配置計画			策定	第1次計画								第2次計画	
松本市総合計画		第10次基本計画						第11次基本計画					

第3節 対象施設

計画の対象となる公共施設は、本市が所有する施設で、文化財指定を受けている建物及びインフラ系施設を除いた建築物（50㎡以上）で、698施設あります。（平成30年3月31日現在）

本計画では、公共施設の最適な配置を検討する上で重要な視点となる施設の用途及び利用の観点から、対象施設を8大類型42小類型に類型化しています。

また、公共施設は、施設の利用の観点から見ると、不特定利用施設と特定利用施設に分けられますが、文化・コミュニティ施設、観光・交流施設、スポーツ・公園施設、行政施設の一部は不特定利用施設、医療保健福祉施設、子育て支援施設、住宅施設、学校施設、行政施設の一部は特定利用施設です。

対象施設

大類型	小類型		大類型	小類型	
文化・コミュニティ施設	文化施設	5 施設	医療保健福祉施設	医療施設	9 施設
	博物・資料館	18 施設		保健福祉施設	16 施設
	公民館	36 施設		障害福祉施設	16 施設
	図書館	11 施設		デイサービスセンター	15 施設
	集会施設	12 施設		福祉ひろば	36 施設
観光・交流施設	宿泊施設	9 施設	子育て支援施設	幼稚園・保育園	46 施設
	入浴施設	5 施設		こどもプラザ等	7 施設
	案内所	3 施設		児童クラブ	8 施設
	飲食・販売加工施設	22 施設		児童館・児童センター	27 施設
	体験交流・研修施設	13 施設	住宅施設	市営(公営)住宅	36 施設
	レクリエーション施設	8 施設		特定公共賃貸住宅	6 施設
	交通施設	11 施設		医師住宅	4 施設
スポーツ・公園施設	武道場	2 施設	学校施設	特定目的住宅等	23 施設
	体育館	25 施設		教職員住宅	34 施設
	屋内運動場	12 施設		小学校	29 施設
	屋外運動場	10 施設	中学校	19 施設	
	プール	5 施設	給食施設	5 施設	
	公園施設	14 施設			
行政施設	庁舎・支所	8 施設	合計	698 施設	
	事務所	9 施設			
	流通・生産施設	6 施設			
	車庫・倉庫	12 施設			
	旧施設	18 施設			
	消防施設	39 施設			
	集会所	49 施設			

公共施設の現状と課題

第1節 公共施設の状況

1 整備状況

- (1) 保有・年度別状況
- (2) 経過年数・耐震化状況

2 利用状況

- (1) 文化・コミュニティ施設
- (2) 観光・交流施設
- (3) スポーツ施設
- (4) 医療保健福祉施設
- (5) 住宅施設
- (6) 子育て支援施設
- (7) 学校施設

第2節 市民意識

1 縮減目標と利用状況

- (1) 総合管理計画縮減目標
- (2) 利用頻度
- (3) 利用しない理由
- (4) 施設の充実度

2 管理運営の在り方

- (1) 取組内容
- (2) 削減すべき施設
- (3) 優先的に維持すべき施設
- (4) 複合化、集約化すべき施設
- (5) 小中学校、幼稚園、保育園の在り方
- (6) 民営化がふさわしい施設

第3節 公共施設管理の課題

第1節 公共施設の状況

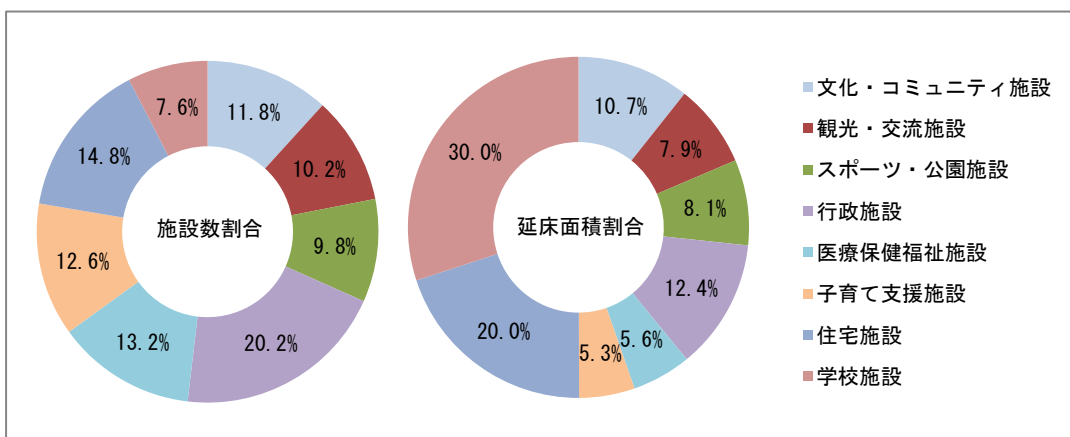
1 整備状況

(1) 保有・年度別状況

ア 保有状況

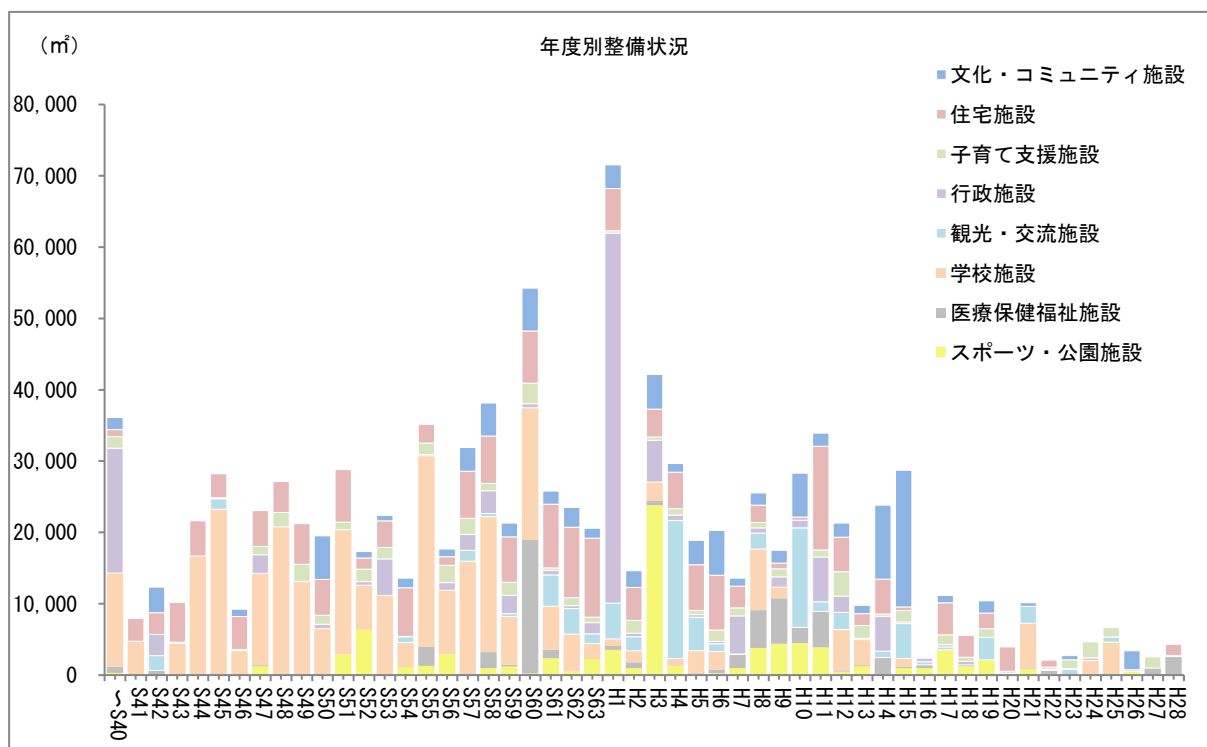
市が保有する施設は698施設、1,039,266㎡（平成30年3月31日現在）で、類型別の割合を見ると、施設数では行政施設が20.2%で最も多く、次いで住宅施設14.8%、医療保健福祉施設13.2%、子育て施設12.6%の順となっています。

延床面積では、学校施設が30.0%で最も多く、次いで住宅施設20.0%、行政施設12.4%の順となっています。



イ 年度別状況

年度別の状況を見ると、平成元年が最も多く、次いで昭和60年、平成3年となっており、平成元年が最も多いのは、公設地方卸売市場整備によるものです。

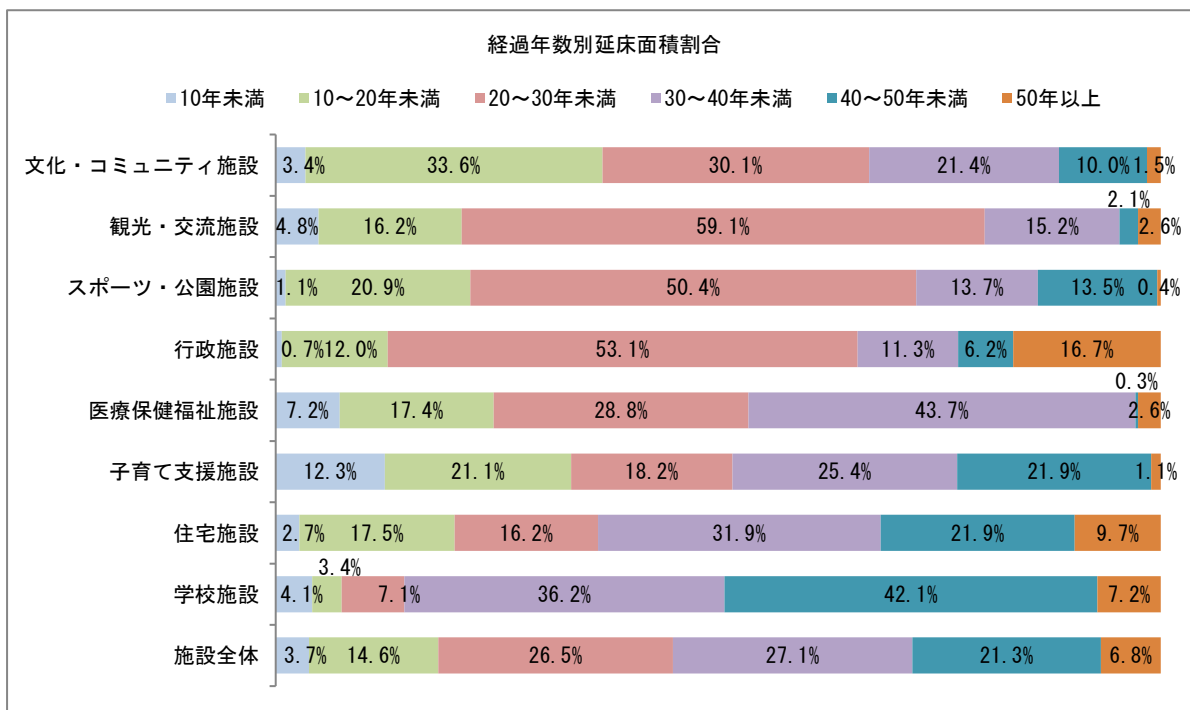


(2) 経過年数・耐震化状況

ア 経過年数状況

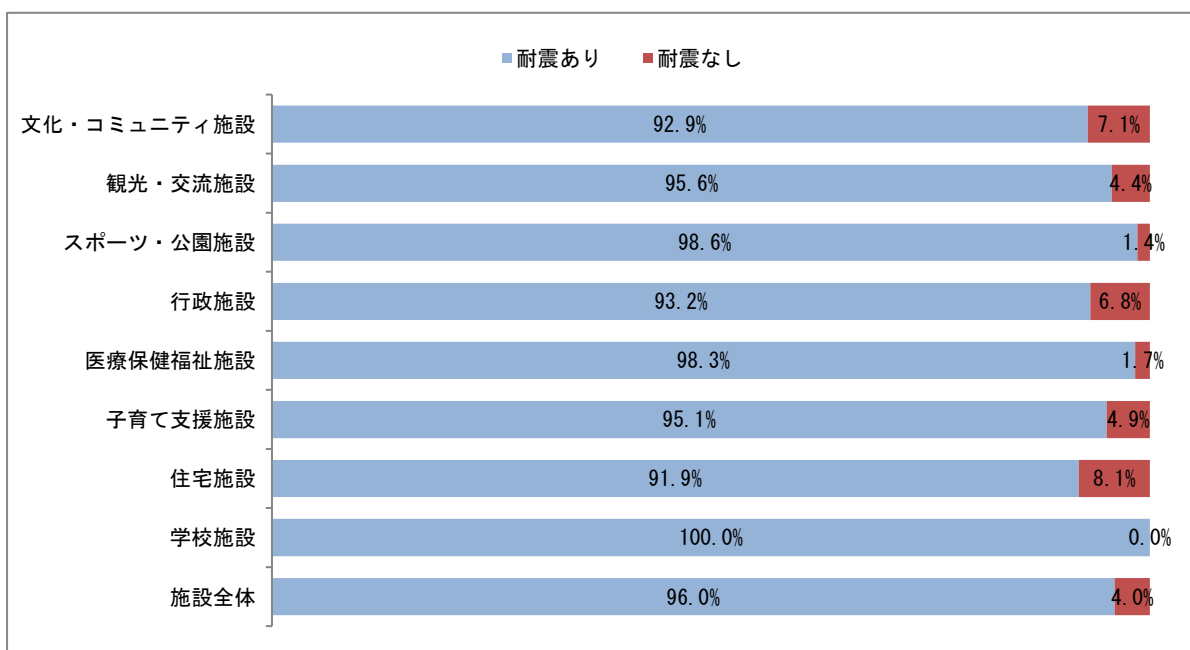
施設全体では 30～40 年未満が 27.1%と最も多く、次いで 20～30 年未満 26.5%、40～50 年未満 21.3%の順となっており、30 年以上経過した施設は 55.2%です。

類型別に見ると、学校施設、住宅施設の 30 年以上の経過年数割合が高くなっています。



イ 耐震化状況

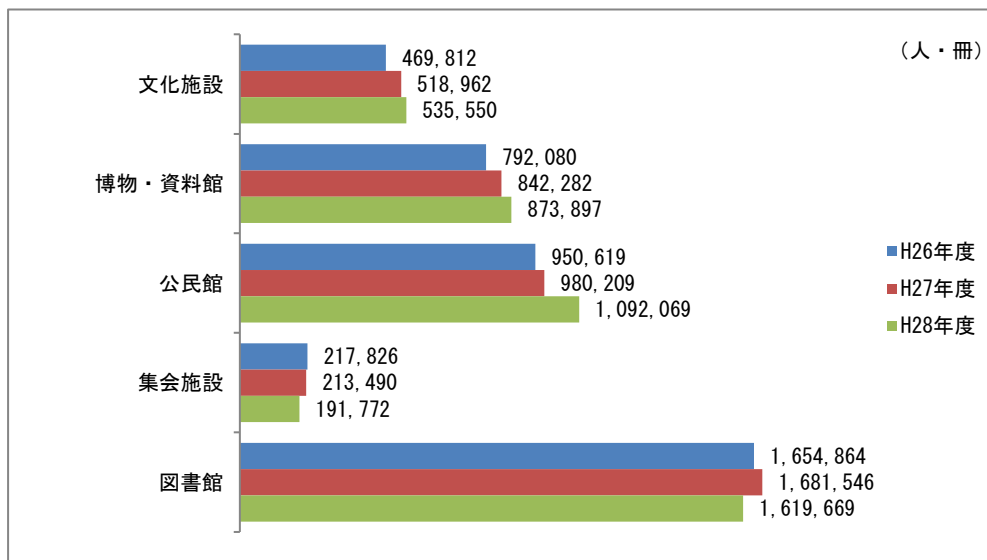
施設全体では 96.0%の耐震化率であり、類型別に見ると、最も高いのが学校施設で 100.0%、次いでスポーツ・公園施設 98.6%、医療保健福祉施設 98.3%、観光・交流施設 95.6%の順となっています。なお、耐震化率については、倉庫・車庫など職員が常駐しない棟も含めて算定しています。



(1) 文化・コミュニティ施設

利用者数は、施設全体（図書館除く）で平成28年度2,693,288人となっており、平成26年度より262,951人増加しています。

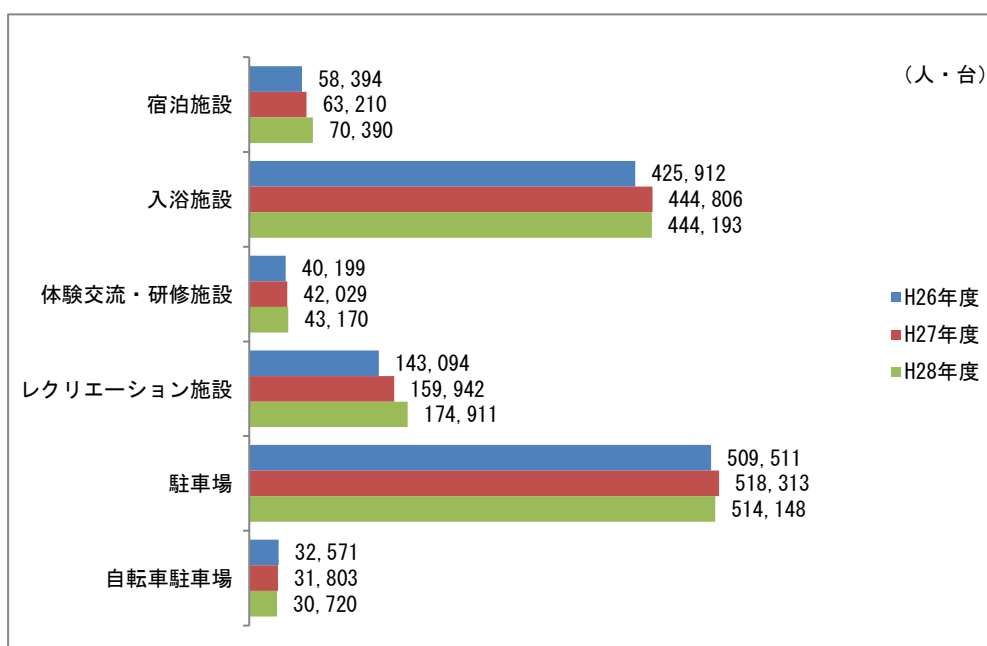
図書館の貸出冊数は、平成28年度1,619,669冊となっており、平成26年度より35,195冊減少しています。



(2) 観光・交流施設

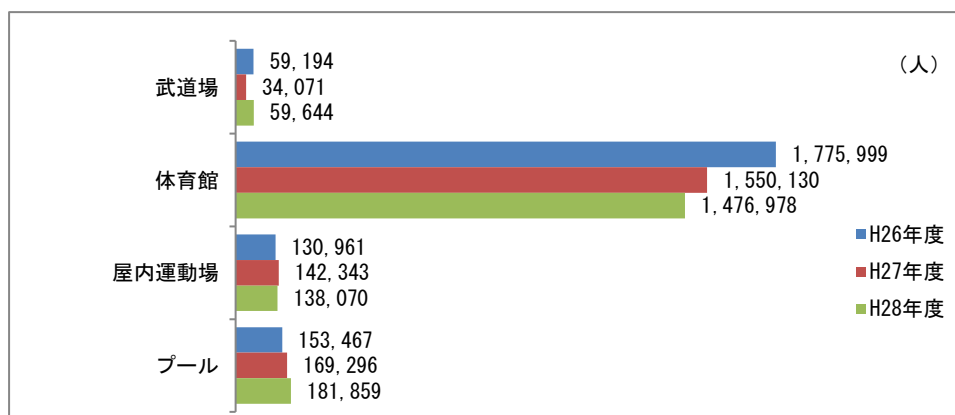
利用者数は、施設全体（駐車場・自転車駐車場除く）で平成28年度732,664人となっており、平成26年度より65,065人ほど増加しています。利用者の増加率は、レクリエーション施設が最も高くなっています。

自転車駐車場の利用台数は、平成28年度30,720台となっており、平成26年度より1,851台減少していますが、駐車場の利用台数は平成28年度514,148台で、平成26年度より4,637台増加しています。



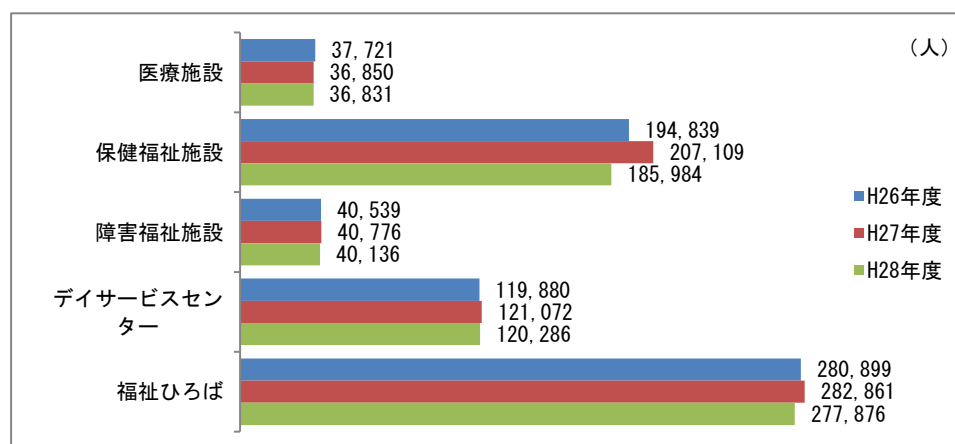
(3) スポーツ施設

利用者数は、施設全体で平成 28 年度 1,856,551 人となっており、平成 26 年度より 263,070 人ほど減少しています。小類型別に見ると、体育館のみ利用者数が減少しています。



(4) 医療保健福祉施設

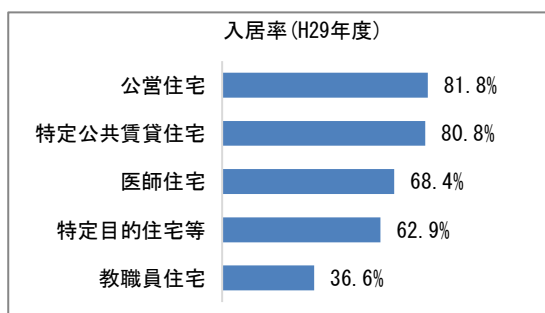
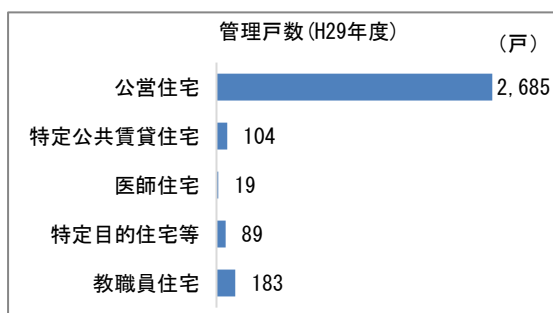
施設全体で平成 28 年度 661,113 人となっており、平成 26 年度より 12,765 人ほど減少しています。小類型別に見ると、福祉ひろばの利用者 277,876 人（平成 28 年度）が、最も多くなっています。



(5) 住宅施設

管理戸数は、施設全体で 3,080 戸（平成 29 年度）あり、最も多いのは公営住宅の 2,685 戸です。

入居率は、施設平均で 66.1%ですが、小類型別にみると公営住宅 81.8%、特定公共賃貸住宅 80.8%が高く、教職員住宅は 36.6%と低い状況です。

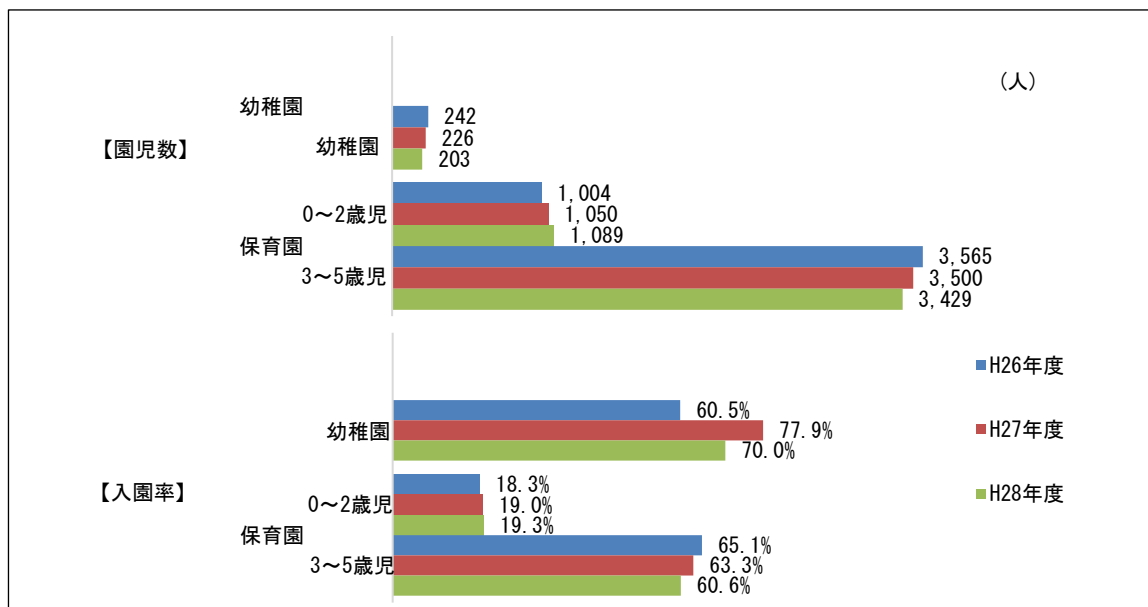


(6) 子育て支援施設

ア 幼稚園・保育園

園児数は、幼稚園・保育園合わせて、平成 28 年度 4,721 人で、幼稚園が 203 人、保育園が 4,518 人となっており、いずれも減少しています。

保育園の園児数及び入園率は、0～2 歳児が増加傾向にあり、3～5 歳時は減少しています。

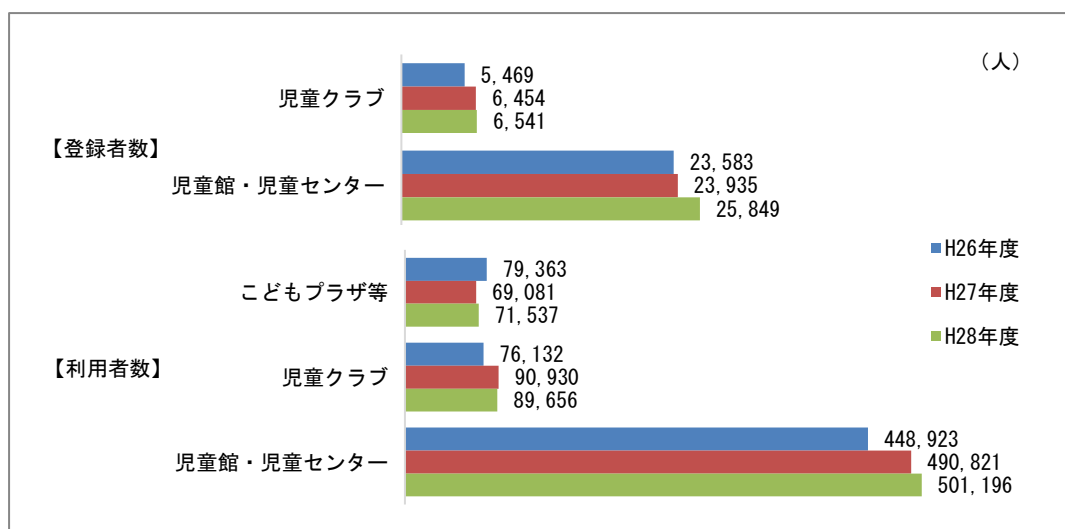


※園児数及び入園率は、園児数に対する保育士の配置基準が決まっていることから、保育士の確保状況の影響を受けています。

イ 児童館・児童センター等

登録者数は、児童クラブ、児童館・児童センター合わせて、平成 28 年度 32,390 人で、児童クラブが 6,541 人、児童館・児童センターが 25,849 人となっており、いずれも増加しています。

利用者数は、施設全体で平成 28 年度 662,389 人となっており、平成 26 年度より 57,971 人ほど増加しています。小類型別に見ると、児童館・児童センターの利用者 501,196 人（平成 28 年度）が最も多くなっています。



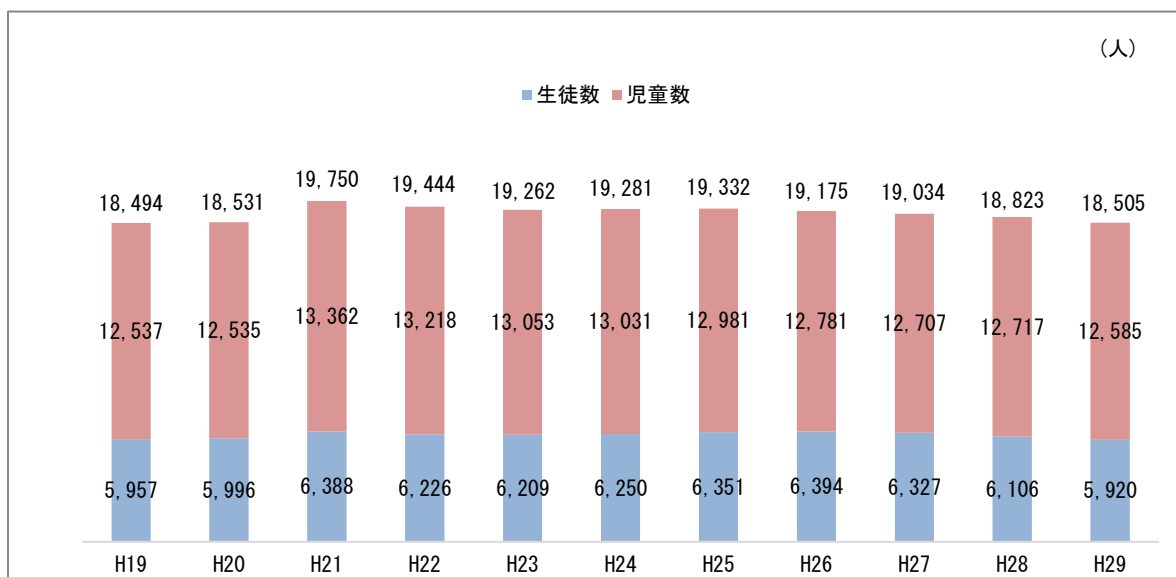
(7) 学校施設

ア 児童・生徒数

児童・生徒数全体では、平成 21 年 19,750 人をピークにゆるやかな減少に転じ、平成 29 年で 18,505 人、平成 21 年と比較すると 8 年間で 1,245 人減少しています。

児童数は、平成 21 年 13,362 人をピークに減少し、平成 29 年で 12,585 人、平成 21 年と比較すると 8 年間で 777 人減少しています。

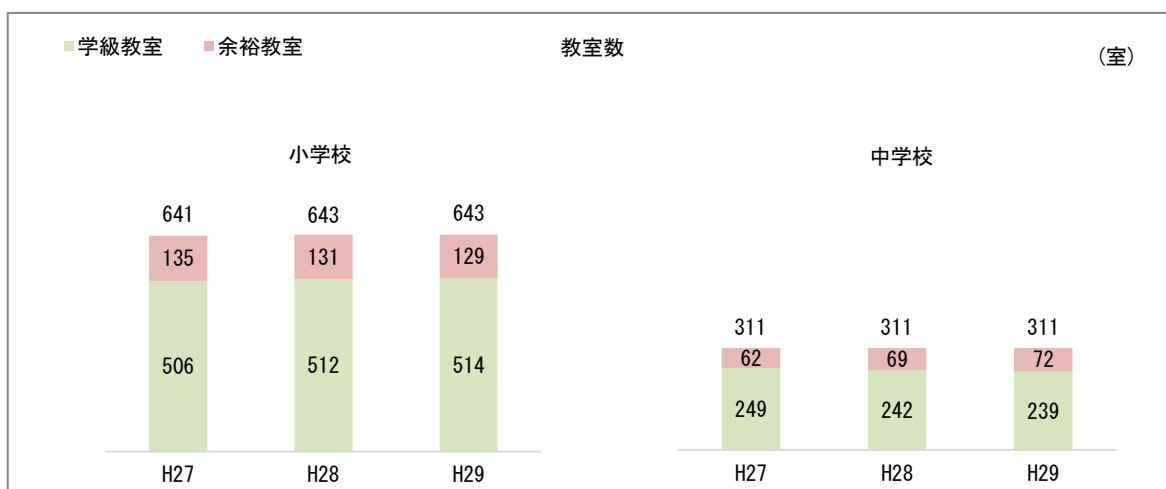
生徒数は、平成 26 年の 6,394 人をピークに減少し、平成 29 年で 5,920 人、平成 26 年と比較すると 3 年間で 474 人減少しています。



イ 教室数

平成 27～29 年で、小学校では、学級教室が 8 室増加し、余裕教室は 6 室減少、中学校では、学級教室が 10 室減少し、余裕教室は 10 室増加となっています。

全教室に対する余裕教室の割合（平成 29 年）は、小学校 20.1%、中学校 23.2%です。



※学級教室 = 学級数 余裕教室 = 学級以外の用途で使用している教室

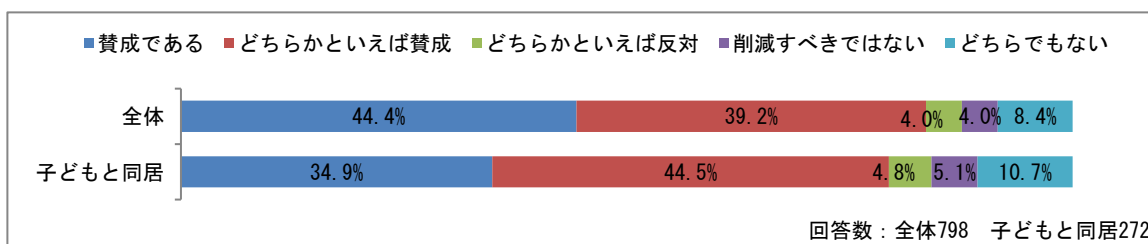
第2節 市民意識

施設の利用状況や今後の在り方に関する市民の意識を把握するため、市民 3,000 人（無作為抽出）を対象に実施（平成 29 年 8 月）した調査結果（回収率 27.5%）は、以下のとおりです。

1 縮減目標と利用状況

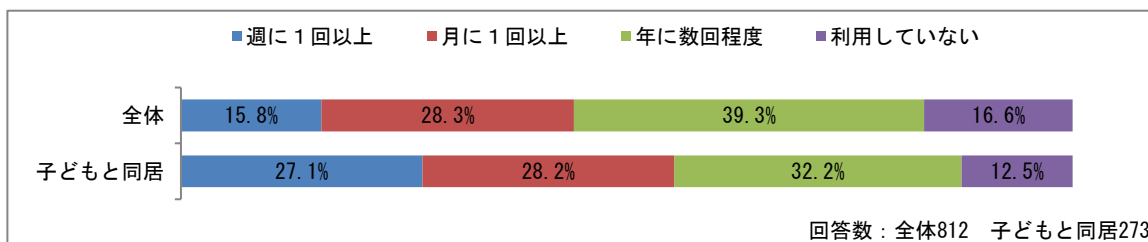
（1）総合管理計画縮減目標

2045 年度までに公共施設（建築物）総量 20%削減を目標としていることに対して、「賛成である」（全体 44.4%、子どもと同居 34.9%）、「どちらかといえば賛成」（全世帯 39.2%、子どもと同居 44.5%）となっており、約 8 割が縮減に対して理解を示しています。



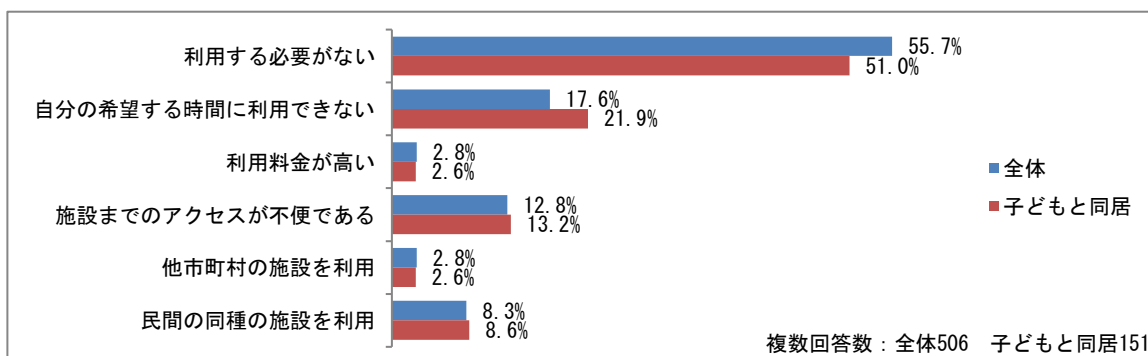
（2）利用頻度

過去 1 年間に公共施設を利用した頻度は、「年に数回程度」（全体 39.3%、子どもと同居 32.2%）が最も多く、次いで「月に 1 回以上」（全体 28.3%、子どもと同居 28.2%）の順ですが、「利用していない」が全体 16.6%、子どもと同居 12.5%となっています。



（3）利用しない理由

利用頻度が「年に数回程度」「利用していない」の回答者が施設を利用しない理由として、「利用する必要がない」（全体 55.7%、子どもと同居 51.0%）が最も多く、次いで「自分の希望する時間に利用できない」（全体 17.6%、子どもと同居 21.9%）、「施設までのアクセスが不便である」（全体 12.8%、子どもと同居 13.2%）、「他市町村の施設を利用」（全体 2.8%、子どもと同居 2.6%）、「民間の同種の施設を利用」（全体 8.3%、子どもと同居 8.6%）となっています。

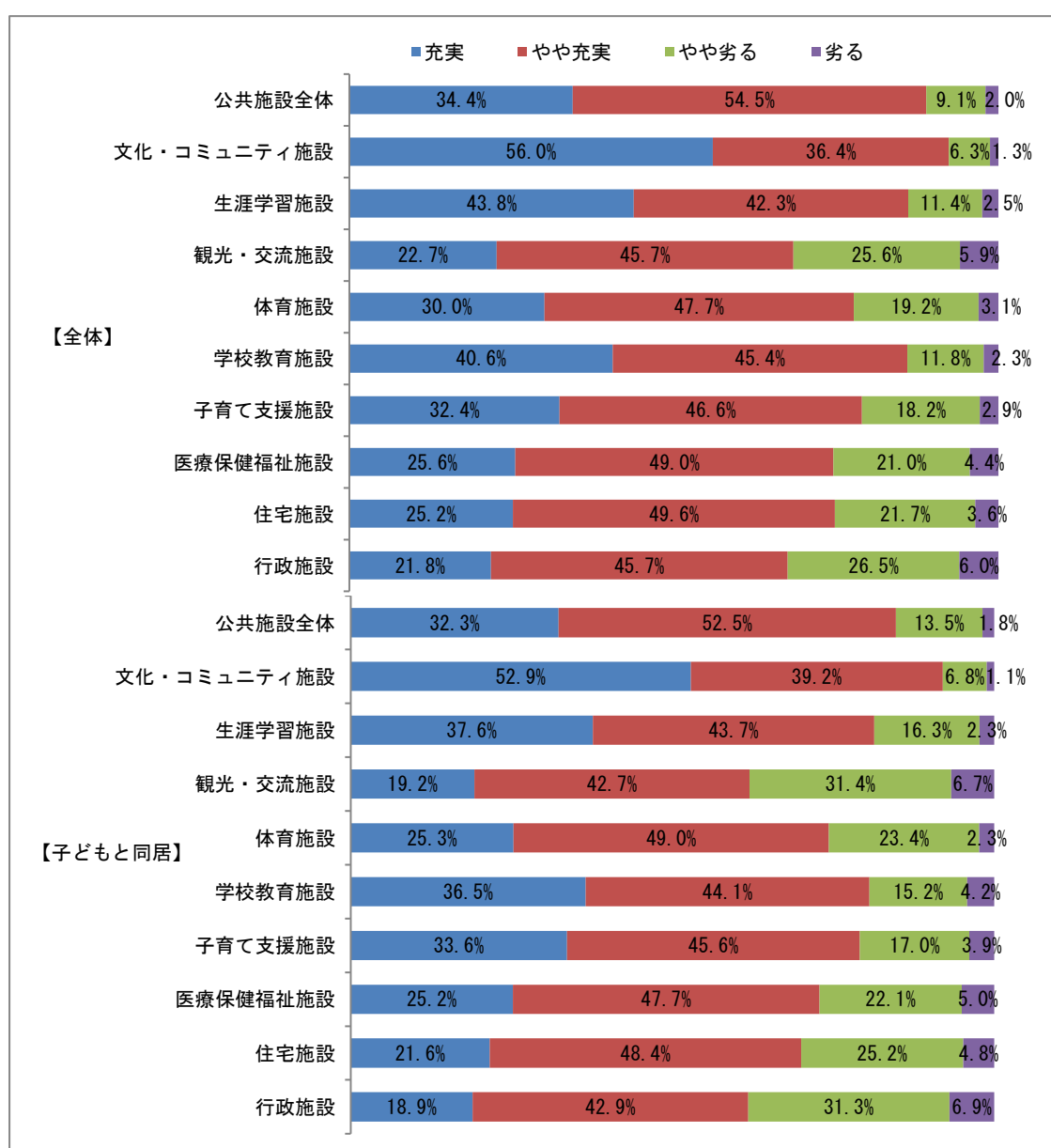


(4) 施設の充実度

公共施設全体では、「充実」(全体 34.4%、子どもと同居 32.3%)、「やや充実」(全体 54.5%、子どもと同居 52.5%)と8割以上が充実していると回答しています。

施設のうち、「充実」していると回答した割合が最も高いのは、「文化・コミュニティ施設」(全体 56.0%、子どもと同居 52.9%)であり、次いで「生涯学習施設」(全体 43.8%、子どもと同居 37.6%)、「学校教育施設」(全体 40.6%、子どもと同居 36.5%)の順となっています。

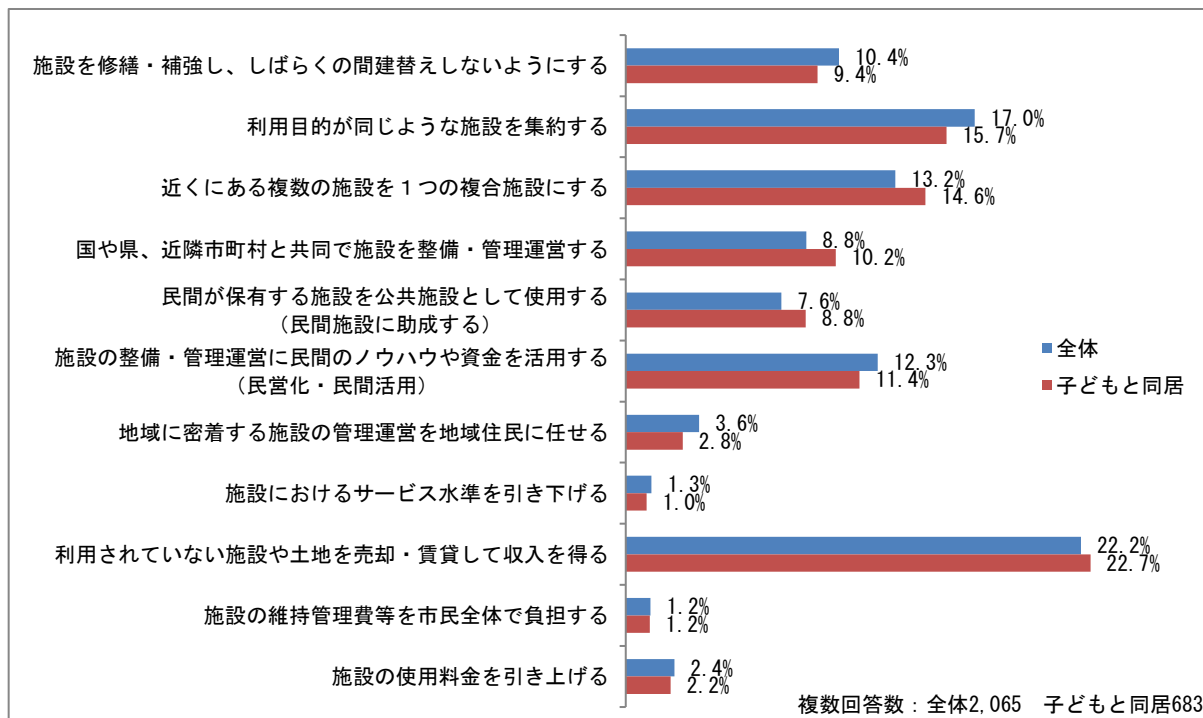
また、「劣る」の回答が多かったのは、「行政施設」(全体 6.0%、子どもと同居 6.9%)、「観光・交流施設」(全体 5.9%、子どもと同居 6.7%)ですが、「やや劣る」を含めると「行政施設」(全体 32.5%、子どもと同居 38.2%)、「観光・交流施設」(全体 31.5%、子どもと同居 38.1%)となります。



2 管理運営の在り方

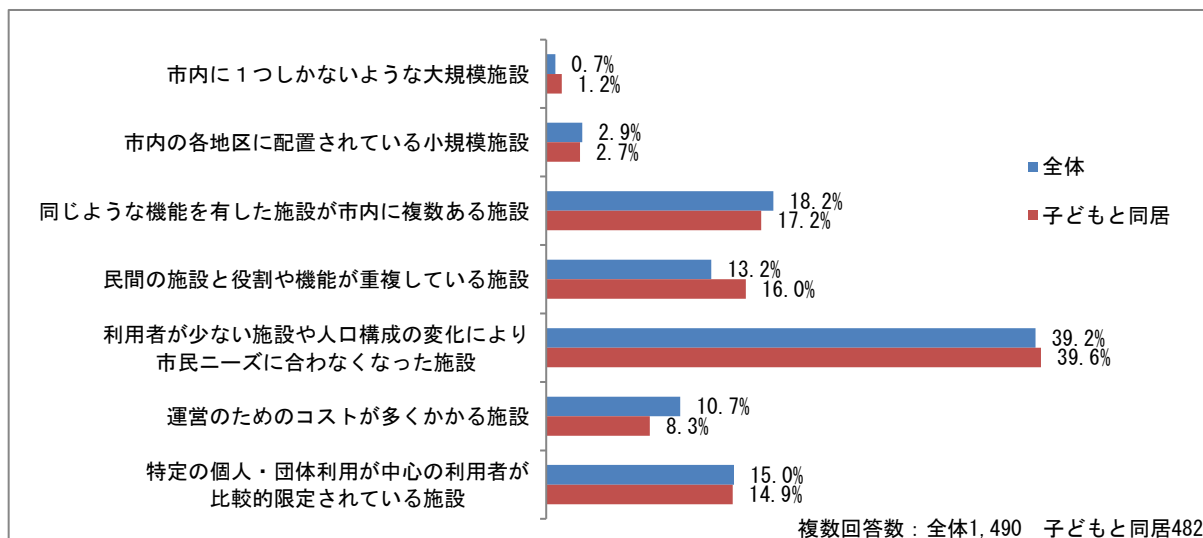
(1) 取組内容

今後取り組むべき内容として「利用されていない施設や土地を売却・賃貸して収入を得る」（全体 22.2%、子どもと同居 22.7%）、「利用目的が同じような施設を集約する」（全体 17.0%、子どもと同居 15.7%）が高く、「施設の維持管理費等を市民全体で負担する」（全体、子どもと同居共に 1.2%）、「施設におけるサービス水準を引き下げる」（全体 1.3%、子どもと同居 1.0%）が低くなっています。



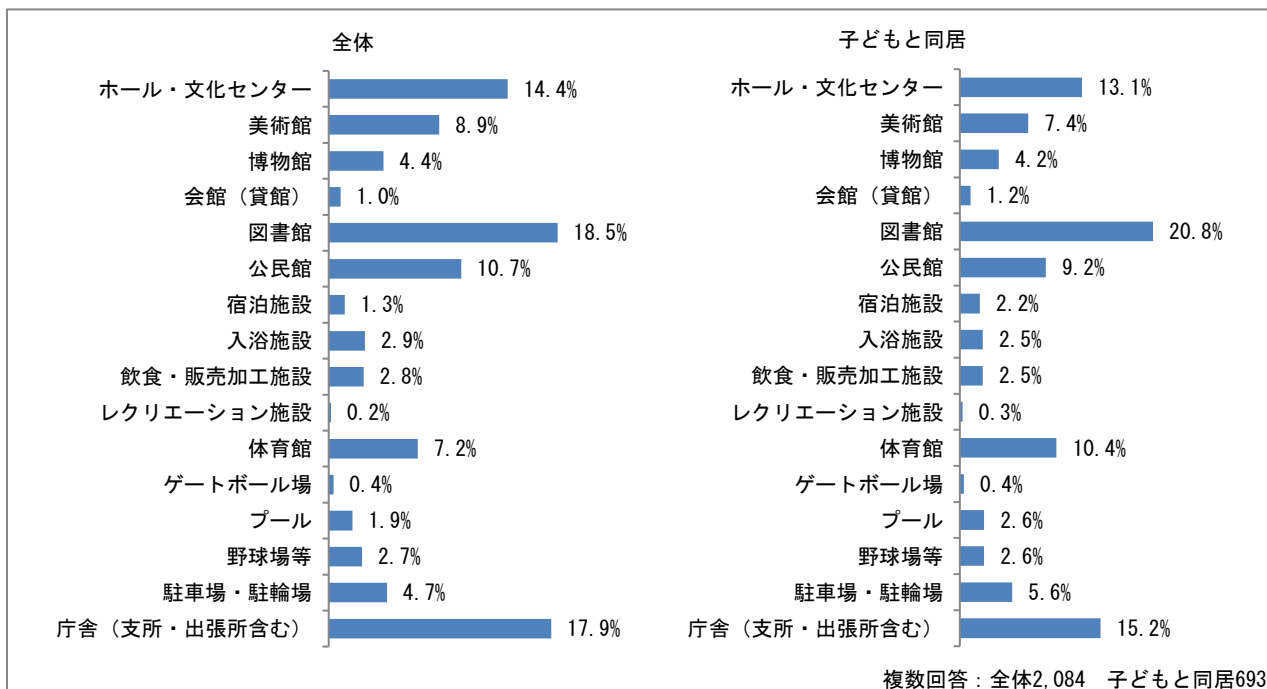
(2) 削減すべき施設

今後、公共施設を削減していく場合にどのような施設から削減すべきかについて、「利用者が少ない施設や人口構成の変化により市民ニーズに合わなくなった施設」（全体 39.2%、子どもと同居 39.6%）が最も高く、次いで「同じような機能を有した施設が市内に複数ある施設」（全体 18.2%、子どもと同居 17.2%）、「特定の個人・団体利用が中心の利用者が比較的限定されている施設」（全体 15.0%、子どもと同居 14.9%）が高い割合となっています。



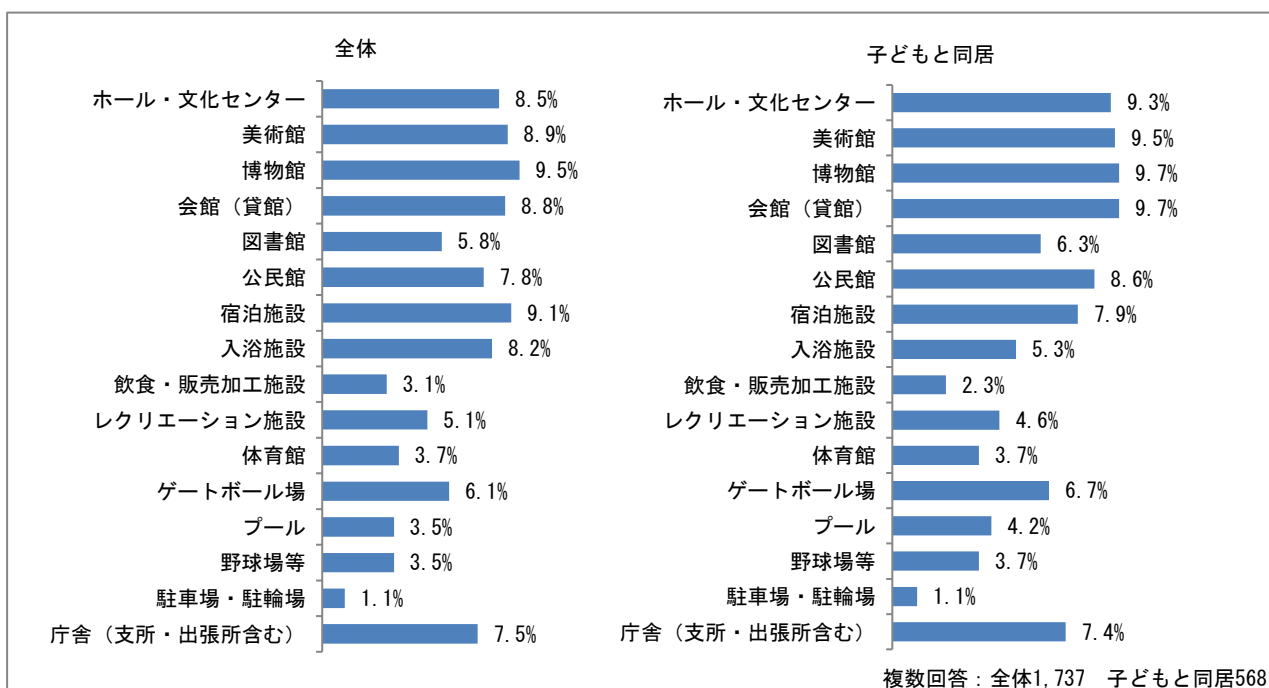
(3) 優先的に維持すべき施設（不特定の市民が利用する施設を対象）

優先的に維持すべき施設として「図書館」（全体 18.5%、子どもと同居 20.8%）、「庁舎（支所・出張所を含む）」（全体 17.9%、子どもと同居 15.2%）、「ホール・文化センター」（全体 14.4%、子どもと同居 13.1%）が高く、「レクリエーション施設」（全体 0.2%、子どもと同居 0.3%）、「ゲートボール場等」（全体、子どもと同居共に 0.4%）が低くなっています。



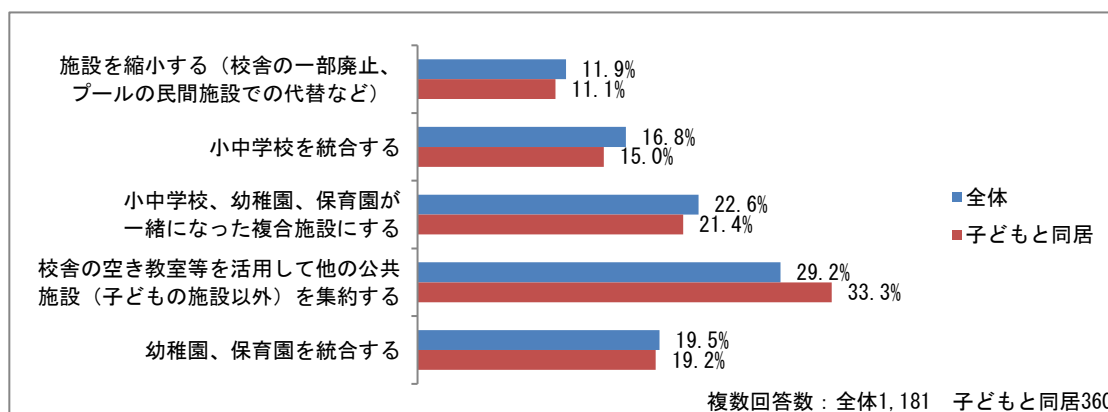
(4) 複合化、集約化すべき施設（不特定の市民が利用する施設を対象）

複合化、集約化をすべき施設として「博物館」（全体 9.5%、子どもと同居 9.7%）、「宿泊施設」（全体 9.1%、子どもと同居 7.9%）、「美術館」（全体 8.9%、子どもと同居 9.5%）が高く、「駐車場・駐輪場」（全体、子どもと同居共に 1.1%）、「飲食・販売加工施設」（全体 3.1%、子どもと同居 2.3%）が低くなっています。



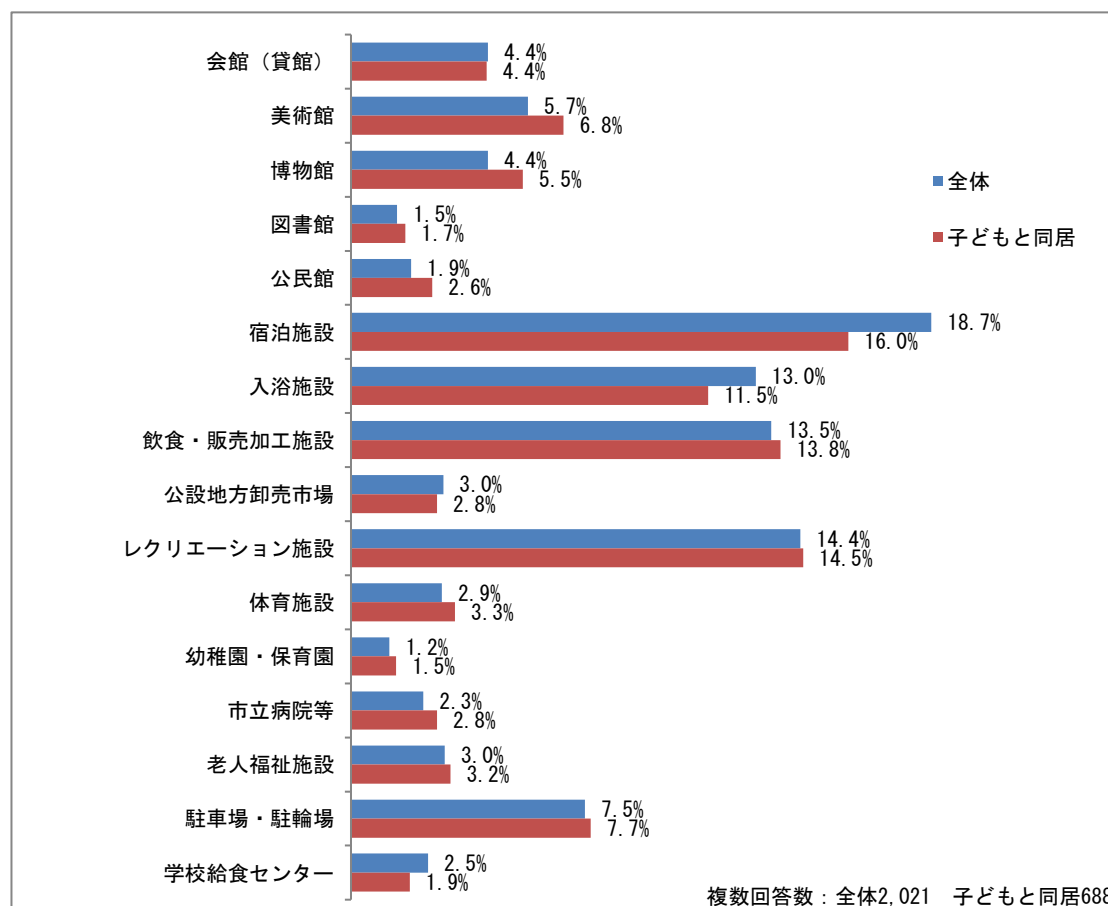
(5) 小中学校、幼稚園、保育園の在り方

将来の小中学校、幼稚園、保育園の在り方について最も高かったのは、「校舎の空き教室等を活用して他の公共施設(子どもの施設以外)を集約する」(全体29.2%、子どもと同居33.3%)、次いで「小中学校、幼稚園、保育園が一緒になった複合施設にする」(全体22.6%、子どもと同居21.4%)、「幼稚園、保育園を統合する」(全体19.5%、子どもと同居19.2%)の順となっています。



(6) 民営化がふさわしい施設 (民営施設が存在する施設を対象)

施設の譲渡・売却を含めた民営化を図るのにふさわしい施設として、最も高かったのは、「宿泊施設」(全体18.7%、子どもと同居16.0%)、次いで「レクリエーション施設」(全体14.4%、子どもと同居14.5%)、「飲食・販売加工施設」(全体13.5%、子どもと同居13.8%)の順であり、最も低いのは、「幼稚園・保育園」(全体1.2%、子どもと同居1.5%)、次いで「図書館」(全体1.5%、子どもと同居1.7%)です。



第3節 公共施設管理の課題

■ 人口減少への対応

- ・総人口は2015年以降減少に転じ、2015～2045年で35,000人減少することが見込まれています。
- ・人口の減少による施設利用の低下を踏まえ、人口減少に対応した施設配置の在り方を検討する必要があります。
- ・将来的には、市全域にわたって分散して配置している施設を人口分布に応じて再編することや集約による利用の最適化を図ることが重要です。

■ 少子化への対応

- ・年少人口は2015～2045年で5,000人減少することが見込まれており、人口の減少による施設需要の変化に対応した施設配置の在り方を検討する必要があります。
- ・市民アンケートでは、小中学校、幼稚園、保育園の在り方について、「校舎の空き教室等を活用して他の公共施設（子どもの施設以外）を集約する」や「小中学校、幼稚園、保育園が一緒になった複合施設にする」等の割合が高くなっています。
- ・具体的には、児童・生徒数の減少によりゆとりのできた教室の他用途を含めた活用や子育て施設としての複合化等が必要です。

■ 施設の老朽化と安全性・耐久性向上への対応

- ・築30年以上経過している施設が公共施設全体の55.2%（延床面積）に達しており、特に、学校施設、住宅施設の割合が高く老朽化が進んでいます。
- ・耐震性がない施設の割合は、文化・コミュニティ施設7.1%、住宅施設8.1%となっています。
- ・一般に、鉄筋コンクリート造の建物の場合は、築30年程度で大規模改修が、築60年程度で更新（建替）が必要になるといわれていることから、今後、大規模改修や耐震化により、安全確保や耐久性向上を図っていく必要があります。

■ 施設立地の最適化

- ・現状の施設立地状況を見ると、延床面積、住民一人当たりの面積ともに市街地北部圏域や梓川流域圏域が多く、施設配置が偏っています。
- ・今後は、人口分布に対応して住民一人当たりの面積を平準化し、地域バランスに配慮した立地の最適化を図る必要があります。

■ 施設サービスの適正化・効率化

- ・ 今後は、市民ニーズを踏まえ、更新時における施設の集約化を行い、施設サービスの適正化を図る必要があります。
- ・ 運営時間の延長や提供事業内容の改善・拡充など、民間ノウハウの活用等を含めた事業運営の効率化とサービス水準の向上に向けた取組みを図っていくことも重要です。

■ 計画的・戦略的な施設の運営

- ・ 市民アンケートでは、今後の管理運営の取組みとして、「利用されていない施設や土地を売却・賃貸して収入を得る」や「利用目的が同じような施設を集約する」等の割合が高くなっています。
- ・ 直営、委託、指定管理、貸付等の現在の運営形態の見直しを行い、役割を終えた施設の貸付、処分や集約化を図ることが必要です。
- ・ 更に、施設の民営化を含め、利用需要に対する運営の多様化を図り、今後の施設の改修・更新時期を見通し、中長期的な視点による計画的・戦略的なマネジメントに取り組む必要があります。

■ 効果的で効率的な施設の管理

- ・ 改修・更新のやり方を従来どおり続けていくだけでは、改修・更新にかかる経費は莫大になり、財政状況や行政サービスに重大な影響を及ぼすことが懸念されます。
- ・ 現在の投資額以上のコストを要することが予想される中、総合的な視点で優先順位を付け、「選択と集中」により限られた資源を効果的に活用することが必要です。
- ・ 各施設の使用年数を設定し、経過時（更新時）における対応（建替え、複合・集約化、廃止・除却等）を明確にすることも必要です。

■ 全庁的なデータ管理体制の構築と開示による官民協働・連携

- ・ 減価償却費や人件費等を含めた施設の維持管理に関するコストに加え、利用・効果に関する状況等のデータについても、的確に把握・分析する必要があり、施設のデータベース化を含めたデータの一元管理や部局横断的な体制整備などを含めて全庁的なデータの整理・収集、管理体制を整備することが必要です。
- ・ マネジメントを行う上では、施設の実態に関する問題意識や情報を市民と共有しながら推進することが重要ですが、市民アンケートによれば、「松本市公共施設等総合管理計画」について、8割以上が「知らなかった」と回答しています。そのため、施設にかかるコストや利用の実態に関するデータの分析評価の結果を分かりやすく開示し、市民との協働や民間事業者等との連携により施設の改善策や在り方を検討していくことが求められています。

再配置の基本方針

第1節 再配置の理念と基本原則

- 1 理念
- 2 基本原則

第2節 保有施設量と施設誘導

- 1 保有施設量
- 2 施設誘導

第3節 取組方針

- 1 複合・集約化の方針
- 2 施設運営・管理の方針
- 3 改修・更新の方針

第1節 再配置の理念と基本原則

1 理念

従来の公共施設は、各行政分野の機能（単一機能）毎に整備・配置を行ってきた施設が多く、利用者は目的によって複数の施設を利用しなければなりません。

近年、利便性の高い複合施設として整備をした公共施設もありますが、単一目的の施設が分散配置していて、施設によっては、特定の団体による利用が多く、個人を含めた市民の誰もがいつでも気軽に利用できるような共有空間が設置されている施設は少ない状況です。

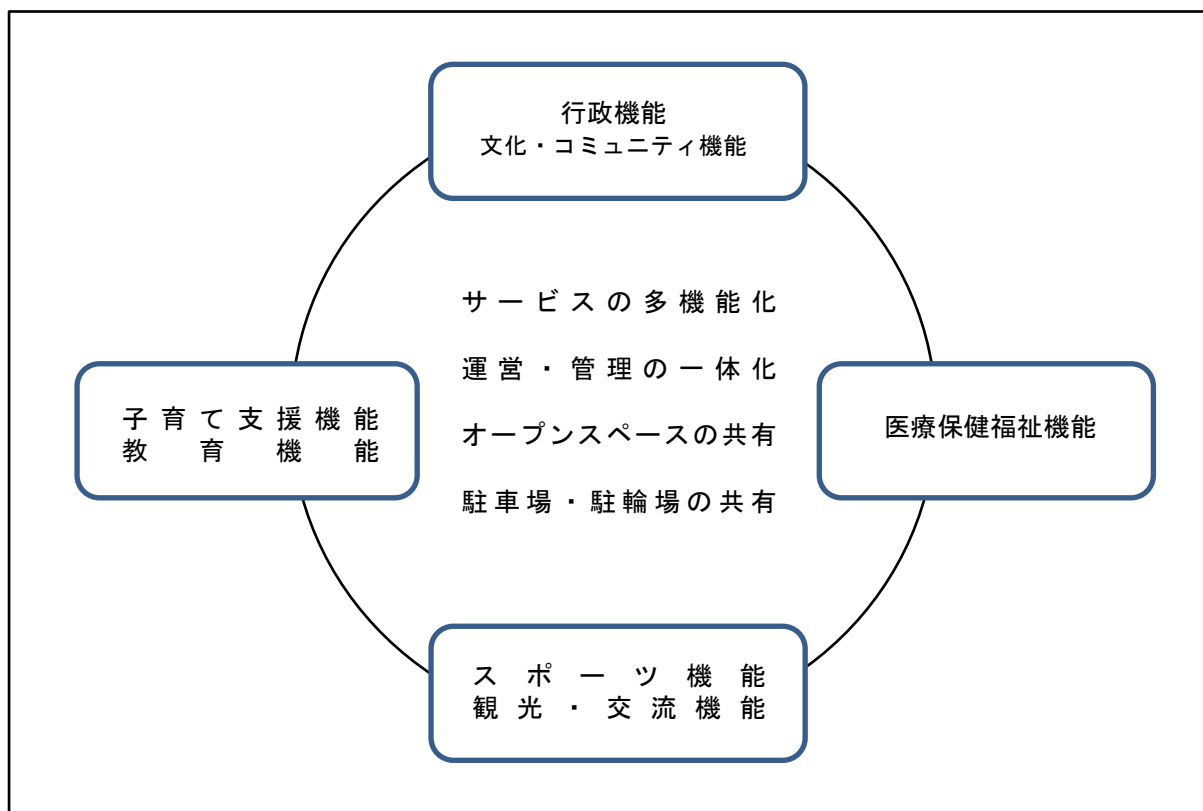
松本市総合計画（第10次基本計画）では、「健康寿命延伸都市・松本」を将来の都市像として掲げ、「健康」を「より良い状態に保つこと」と位置付け、「人」、「生活」、「地域」、「環境」、「経済」、「教育・文化」の6つの領域によるバランスのとれたまちづくりを進めています。

また、「松本市行政経営指針2020」においても、戦略的な公共施設マネジメントを取組目標とし、施設の統廃合・集約化等による総量削減に取り組むとともに、単に施設の縮小・再編ではなく、地域の特性を考慮した未来のまちづくりにつなげる取組みと位置付けています。

本計画では、市民が利用しやすく、また、利用しなくなる施設の最適な配置を図っていくため、分散しているサービス機能を同じ建物内に複合化（複合施設）することや、同じ敷地・隣接地に集約化（併設施設）することにより、サービスが多機能化しつつも運営・管理が一体化され、施設全体が共有するオープンスペースや駐車場等のある交流空間の創出によるまちづくりを進めます。

集いの場、交流空間の創出によるまちづくり

交流空間のイメージ



2 基本原則

公共施設管理の課題及び「松本市公共施設等総合管理計画」における基本方針、本計画の理念を踏まえ、公共施設再配置における基本原則を、以下に掲げます。

公共施設管理の課題	公共施設等総合管理計画の基本方針
<ul style="list-style-type: none">■ 人口減少への対応■ 少子化への対応■ 施設の老朽化と安全性・耐久性向上への対応■ 施設立地の最適化■ 施設サービスの適正化・効率化■ 計画的・戦略的な施設の運営■ 効果的で効率的な施設の管理■ 全庁的なデータ管理体制の構築と開示による官民協働・連携	<p>基本方針1 量から質へ（高品質なサービスへ）</p> <ul style="list-style-type: none">ア 施設情報の一元化イ 質の見直しウ 環境への配慮 <p>基本方針2 既存施設の最適化（施設の有効活用）</p> <ul style="list-style-type: none">ア 保有資産の有効活用イ 施設の長寿命化 長寿命化の目標設定、劣化状況の把握 <p>基本方針3 総量規制・総量削減</p> <ul style="list-style-type: none">ア 保有総量の最適化イ 量の見直しウ 施設等の集約化（複合化・統合）エ 規模の適正化 <p>基本方針4 民間活力の導入</p> <ul style="list-style-type: none">ア 指定管理者制度の更なる活用

公共施設再配置の基本原則

【原則1】 聖域なき施設保有量の最適化

従来の枠にとらわれない、類似施設や周辺施設の複合・集約化や大規模改修・更新（建替）時の用途見直しによる複合・集約化を進め、施設保有数の縮減と施設類型別の最適な保有量を設定し、同じ用途の既存面積を超えない更新（建替）により規模の適正化を図る。

【原則2】 人口分布と利用状況に応じた施設配置の最適化

立地適正化計画による将来的なまちづくりと一体化した施設配置を検討し、近隣施設の複合・集約化や合併地域における生活拠点への複合・集約化を図り、人口分布と利用状況に応じた利用圏域を踏まえつつ、住民一人当たり面積の適正化と施設配置の最適化を図る。

【原則3】 民営化を基本とした施設の運営管理の見直し

民間にできることは民間に委ねることを基本とし、現在の運営形態（直営、委託、指定管理、貸付等）の見直しを行い、民間のノウハウを活用した行政サービスの向上を図る。

また、施設更新（建替）に当たっては、PFIの活用を検討する。

【原則4】 適正な更新と大規模改修による施設の長寿命化

サービス提供の必要性や施設の老朽化状況を踏まえ、各施設の使用年数に応じた適正な維持管理、更新（建替、集約、解体等）を行うとともに、大規模改修による施設の長寿命化を図る。

第2節 保有施設量と施設誘導

1 保有施設量

「松本市公共施設等総合管理計画」における施設総量 20%削減の方針を踏まえ、類型別施設保有量の目標を以下のとおりとします。

(1) 施設保有量の目標【2016年（公共施設等総合管理計画策定時）の施設保有量を100%とします。】

	大類型名	現施設数	考え方	2025年	2045年
類型別	文化・コミュニティ施設	82	人口減少と利用需要に応じた最適化	97%	89%
	観光・交流施設	71	市民意識と利用需要に応じた最適化	79%	79%
	スポーツ・公園施設	68	人口減少と利用需要に応じた最適化	94%	87%
	行政施設	141	人口減少と地域施設譲渡による最適化	74%	64%
	医療保健福祉施設	92	人口減少と利用需要に応じた最適化	88%	63%
	子育て支援施設	88	少子化と利用需要に応じた最適化	98%	86%
	住宅施設	103	入居需要に応じた最適化	88%	73%
	学校施設	53	児童・生徒数に応じた最適化	97%	89%
	施設全体	698		90%	80%

(2) 人口圏域

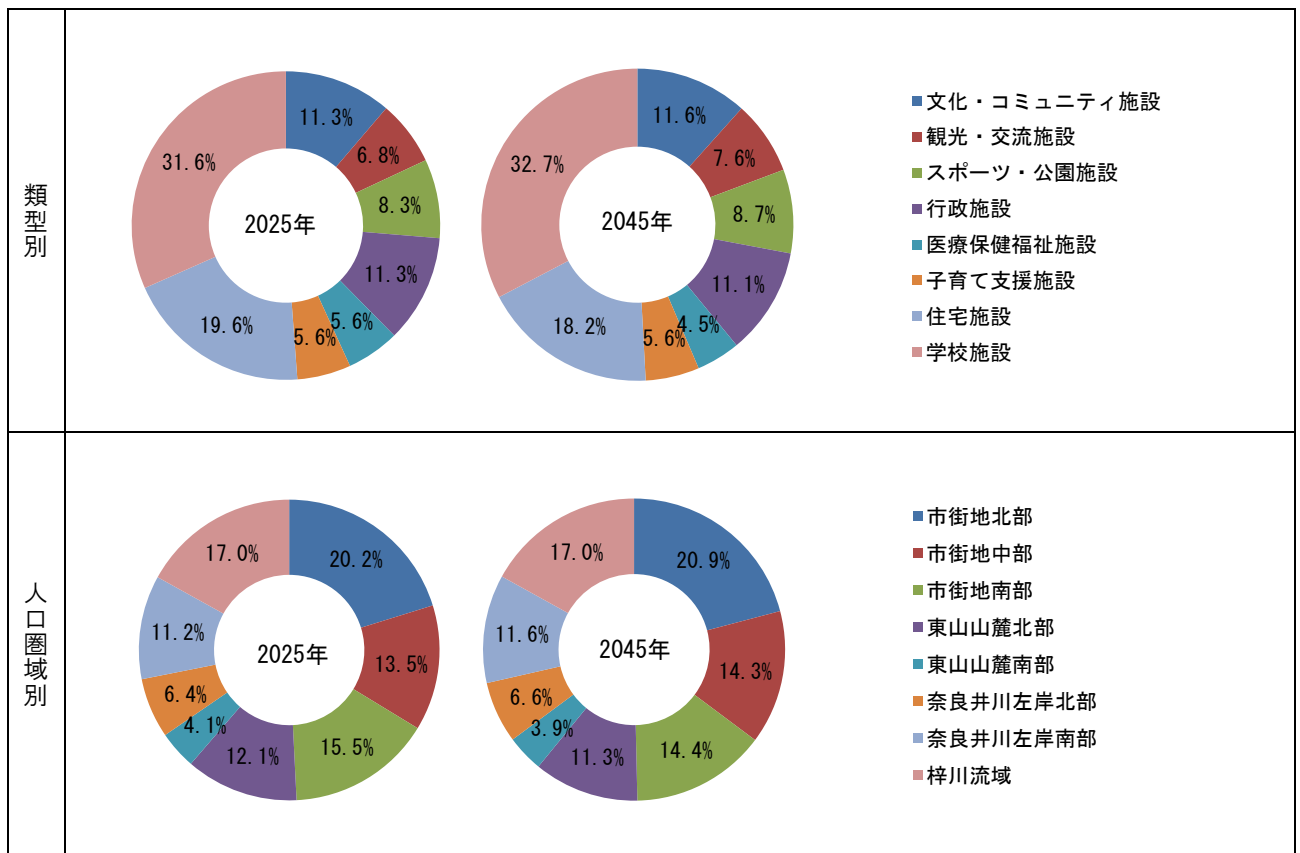
今後の人口減少、少子高齢化による利用状況の変化を踏まえ、人口分布や施設立地状況、都市計画マスタープランの地域設定を活用し、20,000人から40,000人程度の人口規模となる8人口圏域に区分します。この人口圏域を目安として、施設保有量目標の進捗状況を進行管理します。

地域（都市マス）	人口圏域		地区			
中央北部	市街地北部	35,988人	白板	城北	安原	城東
中央部			中央	東部	第1	第2
中央南部	市街地中部	43,680人	田川	鎌田	松南	庄内
南部	市街地南部	37,347人	芳川	寿	寿台	松原
四賀	東山山麓北部	26,017人	四賀			
東山北部			岡田	本郷		
東山中部	東山山麓南部	19,733人	里山辺	入山辺		
東山南部			中山	内田		
河西北部	奈良井川左岸北部	22,887人	島内	島立	新村	
河西南部	奈良井川左岸南部	23,875人	和田	神林	笹賀	今井
梓川	梓川流域	30,815人	梓川			
波田			波田			
安曇			安曇			
奈川			奈川			
全体		240,342人				

施設保有量の目標を人口圏域別に分類すると、以下のとおりとなります。

	人口圏域名	施設数	2025年	2045年
人口圏域別	市街地北部	108	93%	86%
	市街地中部	66	97%	91%
	市街地南部	43	94%	78%
	東山山麓北部	142	78%	64%
	東山山麓南部	43	88%	75%
	奈良井川左岸北部	45	93%	85%
	奈良井川左岸南部	49	89%	82%
	梓川流域	202	86%	76%
	施設全体	698	90%	80%

(3) 類型別・圏域別延床面積割合



2 施設誘導

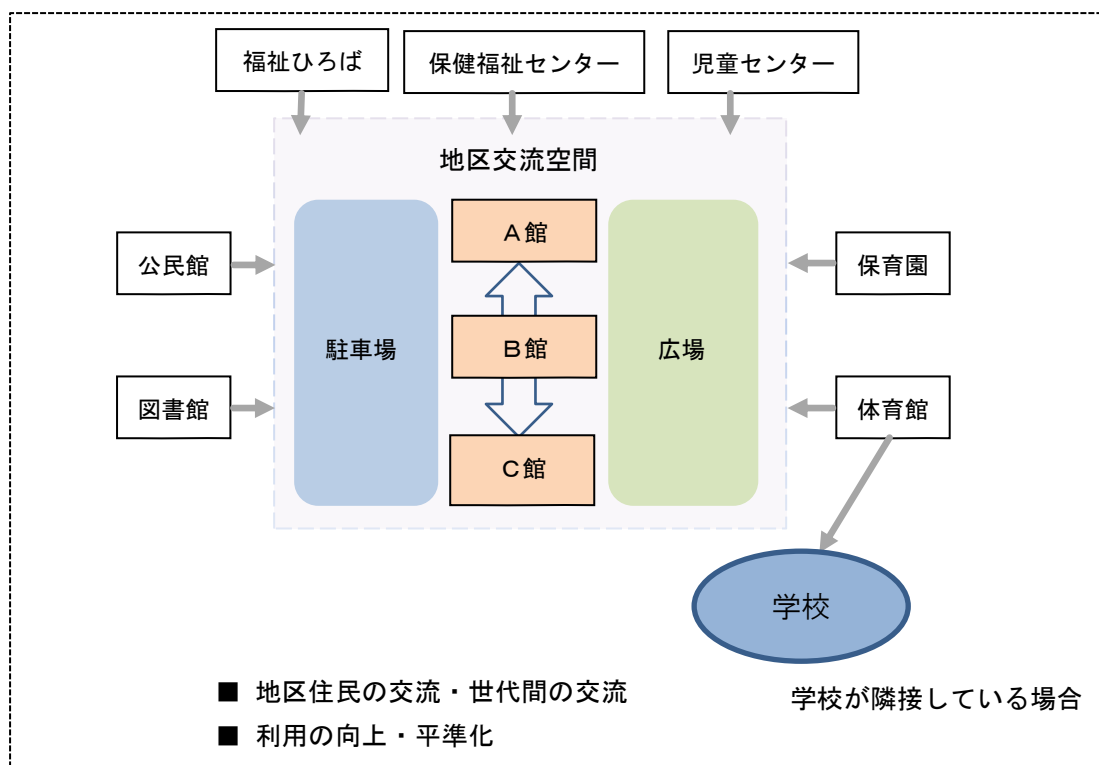
本計画では、機能誘導（利用目的からの誘導）と立地誘導（人口動向、施設配置状況からの誘導）の観点から施設保有量及び施設配置の最適化を図ります。

従来の身近な施設の配置は、各地区単位に公民館、福祉ひろばを設置する中で、同じ建物への複合化や他の施設の同じ敷地への併設化を進めてきました。このような配置形態がより集積されたエリアを交流空間（施設誘導の基本となるモデル）と位置付け、交流空間の創出を図るものとします。

地区交流空間モデル

地区交流空間に設置される施設は、従来整備してきた公民館、図書館、体育館及び子育て支援センターといった単一機能のサービスを提供する施設（ハコモノ）ではなく、多様なサービスが一つの空間で提供され、共有された敷地内において、広場や駐車場などが一体的に配置され、住民が交流し、気兼ねなく訪れることができる空間を備えた施設です。

地区交流空間に配置される機能は、各地区の状況によってさまざまなパターンが想定されますが、分散している複数の単一機能施設を機能誘導（移転）により複合化（複合施設）し、立地誘導により集約化（併設施設）することで、従前の施設を合計した規模よりコンパクトになり、ひとつの場所でさまざまなサービスが提供されます。市民が利用しやすく、子どもからお年寄りまで交流ができ、地区の活性化につながるような空間とします。



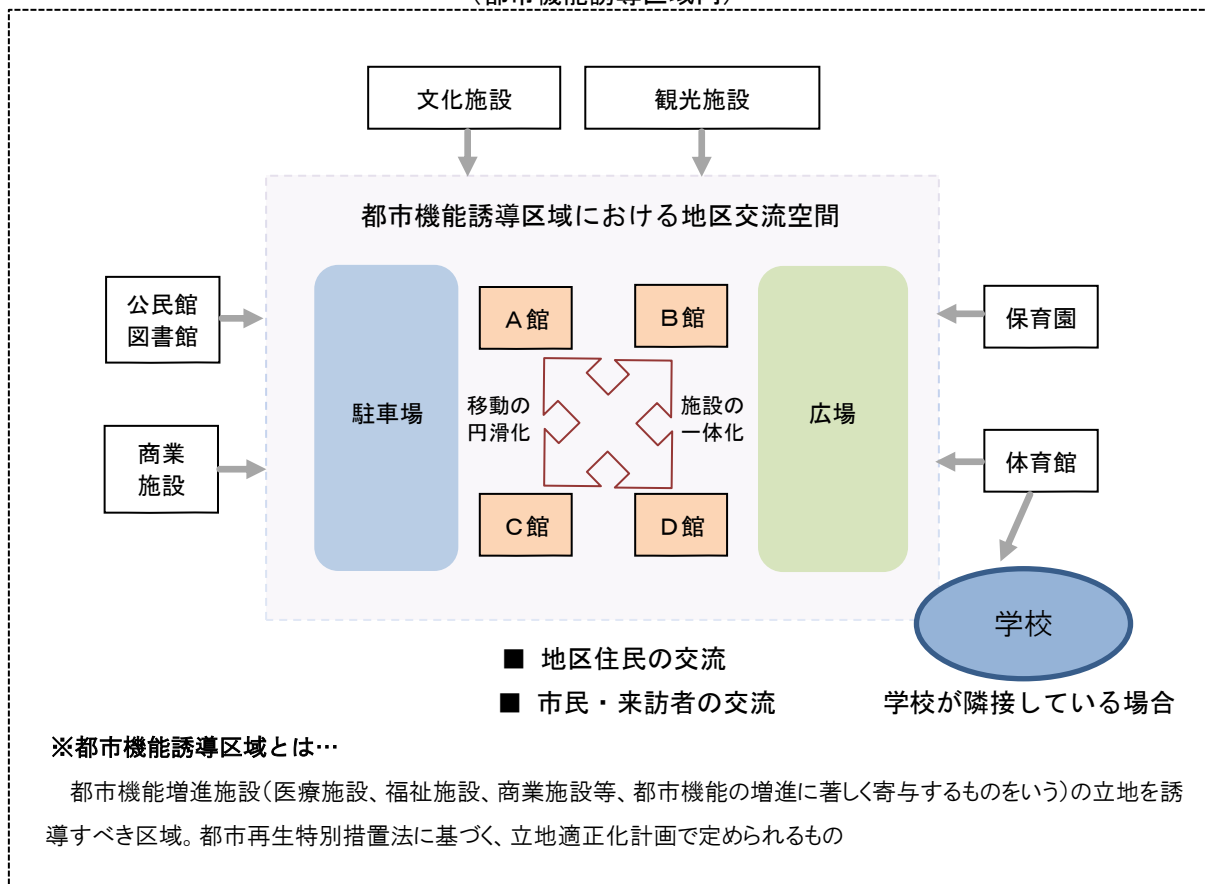
サービス機能	A館：窓口サービス機能・保健福祉機能・集会機能 B館：生涯学習機能・子育て支援機能 C館：スポーツ機能・図書館機能
手法と効果	学校体育館・地区体育館の統合（地域に開かれたスポーツ空間の創出） 集会施設・福祉ひろばの空間共有（昼夜間利用偏在の解消） 校舎・子育て支援施設・保健福祉施設の複合（全ての世代が過ごす空間の創出）

都市機能誘導区域(※)における地区交流空間モデル

都市機能誘導区域内においては、地区交流空間の機能に加え、文化機能、観光機能、商業機能、地域のインフォメーション機能などが備わり、地区交流空間内での移動が円滑になる歩行通路や各施設の利用の一体化が図られたエリアです。

都市機能誘導区域であるため、鉄道やバスなどの公共交通を利用できる地域となります。

(都市機能誘導区域内)



サービス機能	A館：窓口サービス機能・保健福祉機能・集会機能・スポーツ機能 B館：生涯学習機能・図書館機能・子育て支援機能 C館：文化機能・商業機能 D館：観光機能・インフォメーション機能
手法と効果	学校体育館・地区体育館の統合（地域に開かれたスポーツ空間の創出） 集会施設・福祉ひろばの空間共有（昼夜間利用偏在の解消） 校舎・子育て支援施設・保健福祉施設の複合（全ての世代が過ごす空間の創出） 文化施設・民間施設の立地誘導（市民が誇りを持てる空間の創出）

拠点		都市機能誘導区域の設定範囲
都市中心拠点	中心市街地	松本城～あがたの森～松本駅を中心とする 344ha
地域拠点	南松本駅周辺	南松本駅を中心とし、国道 19 号と県道平田新橋線に挟まれる 128ha
	村井駅周辺	村井駅を中心とし、奈良井川と田川に挟まれる 65ha
	平田駅周辺	平田駅（JR 篠ノ井線）東側、国道 19 号沿いの 22ha
	島内駅周辺	島内駅を中心とし、長野自動車道と奈良井川に挟まれる 42ha
	波田駅周辺	波田駅を中心とし、上高地線沿いの 56ha
	寿台・松原周辺	寿台東口バス停を中心とし、公共施設がまとまって立地する 29ha
	信州大学周辺	信州大学を中心とする 97ha

第3節 取組方針

1 複合・集約化の方針

(1) 類似施設の集約

利用目的が同じような施設は、各施設の利用状況や立地状況を踏まえ、大規模改修・更新時に集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

(2) 近隣施設の複合・集約化

立地が近接する施設は、施設の老朽化や利便性を考慮しつつ複合・集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

(3) 拠点への複合・集約化

身近な施設が集積している場所への立地誘導を進め、施設数、保有量を適正化します。また、人口動向に応じて「松本市立地適正化計画」の都市機能誘導区域(※)における都市中心拠点・地域拠点への複合・集約化も検討します。

(4) 大規模施設への集約化

老朽化が進む小規模な施設や利用対象が同じ施設は、大規模な行政施設への集約化を進め、施設数、保有量を適正化します。

2 施設運営・管理の方針

(1) 委託

直営施設は、施設の運営、建物の維持管理に係る業務の一部について、委託による運営・管理を進め、施設サービスの充実や経費削減を図ります。

(2) 指定管理

直営施設や委託により運営・管理する施設は、指定管理者制度を導入し、施設サービスの効率化や経費削減を図ります。

(3) 貸付け

委託や指定管理者制度により運営・管理する施設で、同じ用途の民営施設が立地する施設は、貸付けによる運営・管理を進め、施設サービスの民営化による経費削減を図ります。

(4) 譲渡（移管）

指定管理者制度や貸付により運営・管理し、同じ用途の民営施設が立地する施設は、適正な施設サービスの維持を前提とした施設譲渡による民営化を進めます。

3 改修・更新の方針

(1) 長寿命化を図るべき施設

大規模改修により長寿命化を図るべき施設は、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）・鉄筋コンクリート造（RC）及び重量鉄骨造（S）で著しく老朽化していない施設とします。

利用を休止している施設や小規模施設、軽量鉄骨造（LS）・プレハブ造（P）、木造（W）は、基本的に長寿命化対象外とします。

(2) 使用年数

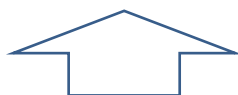
建築物は、老朽化による物理的な耐用年数だけではなく、経済的又は機能的な観点から建替えや解体することがあります。また、建築物は多くの部位・設備機器によって構成され、その耐用年数はそれぞれ異なりますが、年数が最長である構造躯体の耐用年数が建築物の目標使用年数となります。

目標使用年数は「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）を参考とし、構造別に次のように設定します。

長寿命化対象・目標使用年数の設定

構造種別	長寿命化	大規模改修	使用年数	設定根拠	備考
SRC RC	対象	40年目	80年	普通品質の上限値を採用	
	対象外	—	50年	普通品質の下限値を採用	
S	対象	40年目	80年	普通品質の上限値を採用	
	対象外	—	50年	普通品質の下限値を採用	
LS、P	対象外	—	40年	軽量鉄骨の代表値を採用	
PC	対象外	—	50年	ブロック造の下限値を採用	簡易耐火住宅
W	対象外	—	40年	住宅・事務所・病院の代表値を採用	

※SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：重量鉄骨造 LS：軽量鉄骨造
P：プレハブ造 PC：プレキャストコンクリート造 W：木造



建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

		SRC RC		S			ブロック造 れんが造	木造
		高品質の 場合	普通品質 の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
				高品質の 場合	普通品質の 場合			
学校・官庁	級	Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y60以上
	代表値	100年	60年	100年	60年	40年	60年	60年
	範囲	80～120年	50～80年	80～120年	50～80年	30～50年	50～80年	50～80年
住宅・事務所・病院	級	Y100以上	Y60以上	Y100以上	Y60以上	Y40以上	Y60以上	Y40以上
	代表値	100年	60年	100年	60年	40年	60年	40年
	範囲	80～120年	50～80年	80～120年	50～80年	30～50年	50～80年	30～50年

出典：建築物の耐久計画に関する考え方（日本建築学会）

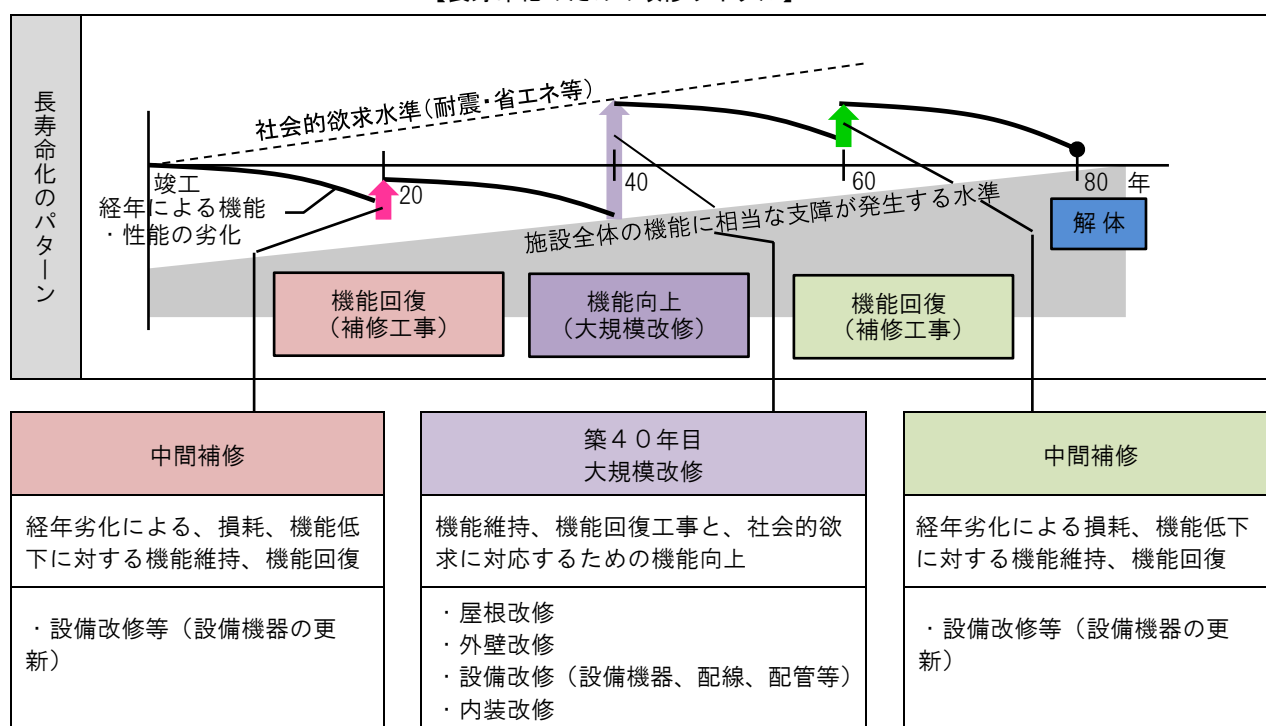
(3) 改修の方針

長寿命化対象施設は、施設の機能や利用状況などの特性に応じて、適切な周期で改修を行い、施設機能の維持向上と長寿命化を図り、建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで使用することとします。その際は、築40年目（目標使用年数の中間年）には機能維持・回復のための工事に加えて、省エネ性能や市民サービスの向上などの社会的欲求の高まりへ対応するため、内装改修も含んだ大規模改修を実施します。

また、大規模改修及び解体までの間に、経年劣化による消耗や機能低下に対する機能維持・回復のための補修工事を必要に応じて実施します。

長寿命化対象外施設は、施設の使用期間中は安全性・機能性に著しい不具合が発生した場合や、経過年数等に応じて施設点検を実施し、同様の不具合が確認された場合に修繕を行うなど、経常修繕による対応を行います。

【長寿命化のための改修サイクル】



(4) 更新時の方針

保有する施設については、利用圏域や施設規模等から見た施設更新時の方針は、以下のとおりとします。

更新時の方針

施設内容	方針
市を代表する施設	周辺施設の集約化を図りつつ、建替えを行う。
延床面積や敷地規模の大きい施設(学校等)	人口動向・利用状況に配慮しつつ、規模の拡大を抑えた建替えを行う。
地区単位に設置されている施設(公民館等)	人口動向・利用状況に配慮しつつ、類似施設等の複合・集約化による施設数・規模の縮小を図る建替えを行う。
小規模施設	人口動向・利用状況に配慮しつつ、同規模程度の建替えを行う。

公共施設再配置計画

第4章

第1節 類型別再配置計画

- 1 文化・コミュニティ施設
- 2 観光・交流施設
- 3 スポーツ・公園施設
- 4 行政施設
- 5 医療保健福祉施設
- 6 子育て支援施設
- 7 住宅施設
- 8 学校施設

第2節 人口圏域における施設の集約・分散現況と再配置の考え方

- 1 市街地北部
- 2 市街地中部
- 3 市街地南部
- 4 東山山麓北部
- 5 東山山麓南部
- 6 奈良井川左岸北部
- 7 奈良井川左岸南部
- 8 梓川流域

第1節 類型別再配置計画

1 文化・コミュニティ施設

文化・コミュニティ施設は、市民や市外からの利用者が不特定に利用する施設であり、市民意識調査結果では充実度が高い施設ですが、利用状況が施設により異なることから、人口分布、利用需要に応じて用途の見直しを行い、施設の複合・集約化による再配置を進めます。

現在、35地区を単位とした住民自治を大切に考え、公民館や福祉ひろばなどを地区単位に設置していますが、施設によっては稼働率に大きな差があるため、第2次計画（2026年度～2045年度）では、30年後の人口減少を見据え、人口分布に応じた再編の検討が必要です。

再配置方針

類型	30年後の方向性（2045年度まで）	第1次計画内容（2018～2025年度）	
文化施設	市の文化の拠点として市民芸術館、音楽文化ホール、美術館を位置付け、運営管理の効率化、長寿命化を図る。 波田文化センター、アカデミア館は、施設の在り方を検討する。	用途見直し	アカデミア館
博物・資料館	長寿命化を図りつつ、指定管理者制度を導入し、サービスの向上と運営の効率化を進める。 大規模改修・建替時には施設継続の必要性について検討する。 利用の少ない施設は集約、解体を進める。	移転建替	市立博物館
		文化財登録・活用	はかり資料館 松田屋（文化財的価値の明確化と運営方法検討） 旧役場庁舎（アカデミア館と機能統合し博物館分館として公開を検討）
		展示見直し・集約化	安曇資料館
		解体 （休止中で未耐震の施設について検討）	
		譲渡→解体 （文化財的価値がなく利用が少ない施設について検討）	
		利用促進 （普通財産としたが、耐用年数を超えていない施設）	
公民館	第2次計画では、大規模改修・更新時に合わせ、施設の複合・集約化を行う。	近隣施設との集約化 （合併地区における複合化について検討）	
		廃止・解体	奈川公民館（機能は文化センター夢の森に移管済みのため解体を検討）
図書館	他の用途と併設している施設は、施設全体の状況により廃止を検討する。 中央図書館を除く単独施設は他施設への併設化を進める。	大規模改修時に他施設への併設化 （未耐震の施設について検討）	
集会施設	サービスの向上と運営の効率化を図るため、指定管理制度の更なる導入を進める。 需要減少への対応や大規模改修・更新時における施設の複合・集約化を図る。 池上百竹亭（賃貸借契約2025年度まで）は、施設の在り方を検討する。	統合 （類似した機能を他に持っている施設について検討）	
		廃止・解体 （代替できる施設が近隣にある施設について検討）	
		複合・集約化	奈川文化センター夢の森（周辺施設の集約について検討）

施設位置図



2 観光・交流施設

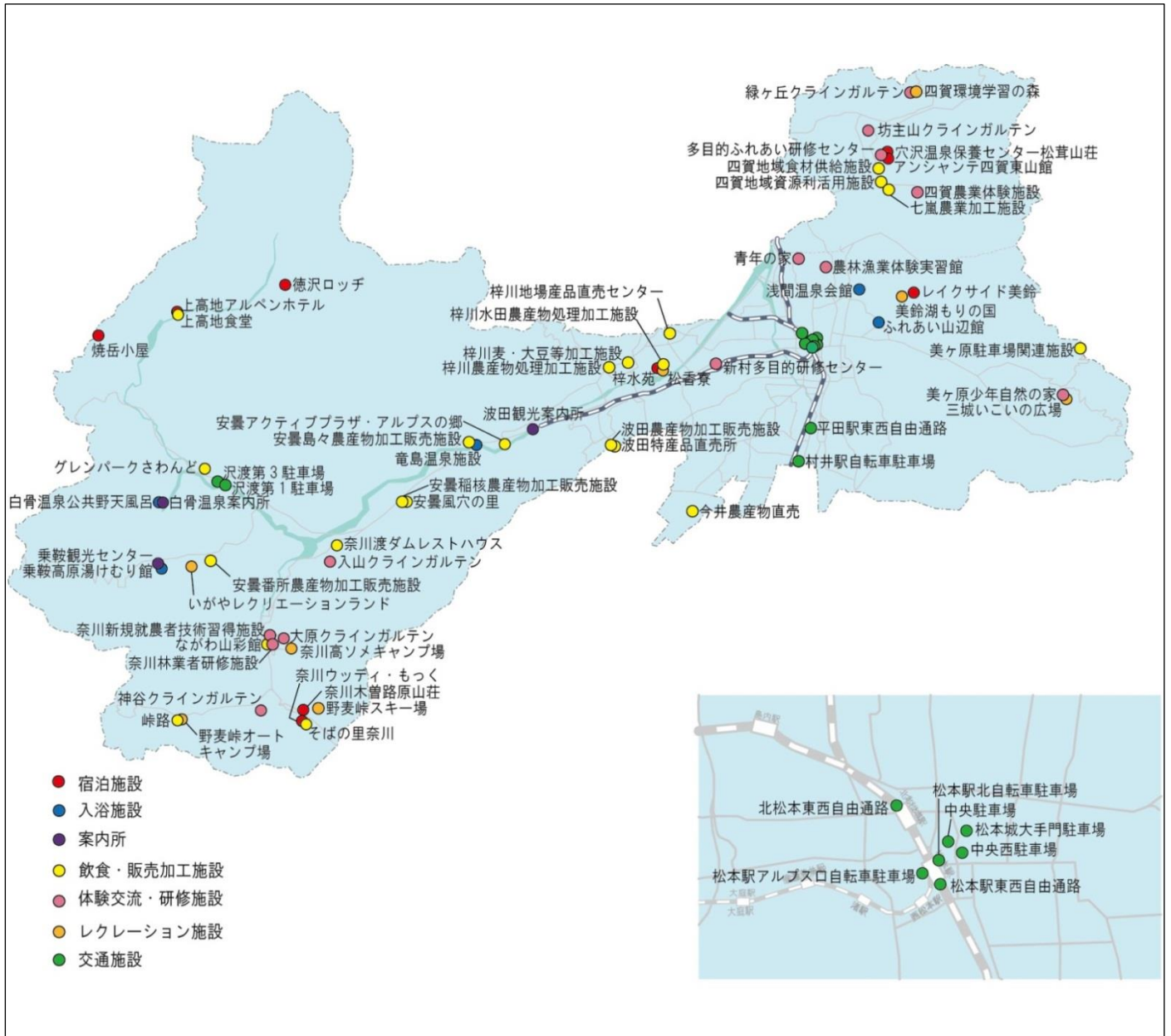
観光・交流施設は、市外の利用者が多く利用する施設ですが、市民意識調査結果では民営化がふさわしい施設であり、利用需要に応じて施設の在り方を検討する必要があります。

また、産業振興を目的に設置された施設には、利用の少ない施設や老朽化した施設が多いことから、民営化を基本に貸付・譲渡を進めます（状況によっては解体）。

再配置方針

類型	30年後の方向性（2045年度まで）	第1次計画内容（2018～2025年度）
宿泊施設	サービスの向上と運営の効率化を図るため、直営施設への指定管理者制度導入を検討する。指定管理施設は譲渡を進めるとともに、長期間休止している施設は廃止・解体とする。	建替 焼岳小屋
		普通財産化し貸し付け、その後譲渡を検討（需要の高い宿泊施設について検討）
		解体（現在休止中の施設について検討）
		譲渡（現在貸付中の施設について検討）
施入浴	貸付・譲渡を進める。	普通財産化し貸し付け、その後譲渡を検討（指定管理者制度・業務委託を導入している施設について検討）
案内所	貸付・譲渡を進める。	譲渡→解体（現在休止中の施設について検討）
		普通財産化し貸し付け、その後譲渡を検討（指定管理者制度を導入している施設について検討）
飲食・加工販売施設	老朽化が著しい施設や利用の少ない施設の譲渡、解体を進める。	譲渡 梓川農産物処理加工施設
		解体 梓川麦・大豆等加工施設 奈川渡ダムレストハウス
		譲渡→解体（特定の利用となっている施設、現在貸付中の施設及び現在休止中の施設について検討）
		普通財産化し貸し付け、その後譲渡を検討（指定管理者制度・業務委託を導入している施設について検討）
体験交流・研修施設	老朽化が著しい施設の譲渡、解体を進める。 利用の少ない施設は、在り方を検討する。	解体 四賀農業体験施設
		譲渡→解体（現在貸付中の施設について検討）
		普通財産化し貸し付け、その後譲渡を検討（設置目的による利用のない直営施設について検討）
		廃止・解体（補助金適正化法による制限期間が経過した施設、未耐震の施設について検討）
シヨクリエー	貸付・譲渡を進める。	普通財産化し貸し付け、その後譲渡を検討（指定管理者制度を導入している施設について検討）
交通施設	駐車場・自転車駐車場の貸付・譲渡を進める。 自由通路は、計画的な維持管理を行う。	解体 松本城大手門駐車場北棟
		普通財産化し貸し付け、その後譲渡を検討（指定管理者制度を導入している施設について検討）
		移転建替 村井駅自転車駐車場

施設位置図



3 スポーツ・公園施設

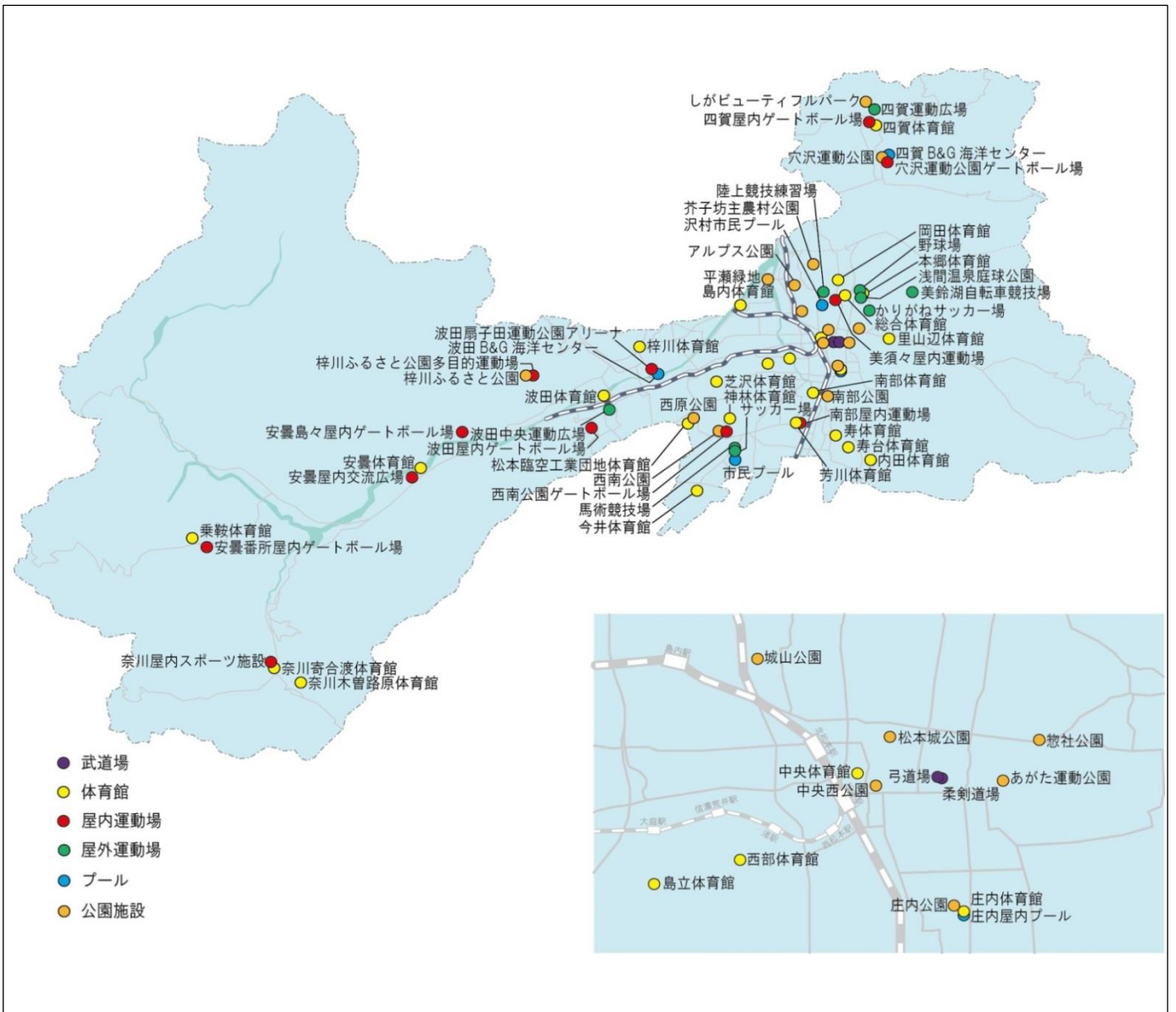
スポーツ・公園施設は、市民の利用者が不特定に利用する施設ですが、利用状況が施設により異なることから、人口分布、利用需要に応じた施設量の見直しを行い、施設の複合・集約化による再配置を進めます。

特に、地区単位を中心に設置されてきた体育館は利用者数に大きな差があることから、第二次計画（2026～2045年度）では、人口減少や利用需要に対応した施設の集約化を検討します。

再配置方針

類型	30年後の方向性（2045年度まで）	第1次計画内容（2018～2025年度）
武道場	更新時に施設継続の必要性について検討する。	維持
体育館	サービスの向上と運営の効率化を図るため、直営施設の指定管理者制度の導入を検討する。 人口減少や利用需要に対応した大規模改修、更新時に合わせ施設の複合・集約化を行う。 合宿目的で設置された施設は地元譲渡又は解体する。	普通財産化し、譲渡→解体 （合宿目的で設置された、利用の少ない施設について検討）
屋内運動場	人口減少や利用需要に対応した大規模改修・更新時に合わせ施設の複合・集約化を行う。 利用の少ない施設は、譲渡又は解体する。	譲渡→解体 （利用の少ないゲートボール場について検討）
屋外運動場	サービスの向上と運営の効率化を図るため、直営施設の指定管理者制度の導入を検討する。 更新時には、人口減少に応じた施設継続の必要性について検討し、複合・集約化する。 野球場は、市を代表する施設として維持管理し、長寿命化を図る。	維持
プール	更新時には、人口減少に応じた施設継続の必要性について検討する。 利用の少ない施設は解体する。	解体 （利用の少ない施設について検討）
公園施設	サービスの向上と運営の効率化を図るため、直営施設の指定管理者制度の導入を検討する。公園利用のサービスを提供する施設として維持管理を図る。	維持

施設位置図



4 行政施設

行政施設は、市民サービスの基本となる庁舎・支所や市民に身近な施設ですが、老朽化が進んだ施設や役割を終えた施設が多いことから、人口分布、利用需要に応じて施設量の見直しを行います。

また、市民に身近な施設は、住民による管理・運営が望ましいことから、地元への譲渡を進めます（状況によっては解体）。

再配置方針

類型	30年後の方向性（2045年度まで）	第1次計画内容（2018～2025年度）	
庁舎・支所	老朽化の著しい市役所本庁舎建替を推進しつつ、各支所等施設について、周辺施設を併設した集約化や建替による集約化を進める。	建替	市役所本庁舎 使用年数を超える施設について、検討開始
		用途見直し	大手事務所 まつもと情報創造館庁舎 (新庁舎建設に合わせた見直し)
		周辺施設の集約	合併5地区支所内に周辺施設の集約化を検討
事務所	各分野の行政サービスを継続するために必要な施設は維持する。必要性の少ない施設は譲渡、解体する。	普通財産化し、譲渡 (今後10年以内に使用年数を迎える指定管理者制度導入施設について検討)	
		譲渡（現在貸付け中の施設について検討）	
生産流通	更なる民営化を進める。乗鞍高原電気自動車充電スタンドは社会基盤施設として維持する。	普通財産化し貸付け、又は譲渡 (指定管理者制度を導入している施設、特定の利用となっている施設について検討)	
倉庫・車庫	社会基盤施設のバス車庫、除雪車庫、水防倉庫を維持しつつ、更新時に必要性を検討する。 老朽化の著しい施設は解体する。	解体	中川倉庫 梓川民俗資料保管庫
旧施設	集会所や倉庫等としての活用を図りつつ、更新時に解体する。	解体	旧庄内体育館、旧四賀老人福祉センター 旧渚交番、旧筑北森林組合事務所 旧共同集荷貯蔵施設、旧幸町保育園 旧錦部小学校、旧木曾馬牧場畜舎 倉庫として活用中の施設、一部貸付け中施設について検討
		譲渡（現在貸付け中の施設について検討）	
施設消防	人口減少に応じた消防団再編に合わせて必要性を検討し集約化を図る。	維持（第二次計画で再編を検討）	
集会所	身近な集会施設として設置された経緯を踏まえ、利用者によって維持管理されている施設は、地元住民への譲渡を進める。	譲渡	林業者等健康増進管理集会施設 五常集落生活環境施設、金井多目的集会施設 中川農業生活改善施設、井刈地区多目的集会所 婦人若者等活動促進施設、取出地区多目的集会所 赤怒田多目的集会施設、五常老人集会施設 誠之館、長越農業生活改善施設 取出第1農業生活改善施設 矢久農業生活改善施設、法音寺農業生活改善施設 上井刈農業生活改善施設、宮本農業生活改善施設 反町中部農業生活改善施設 大ノ田農業生活改善施設、相沢農業生活改善施設 小胡桃農業生活改善施設、召田農業生活改善施設 カマフタ農業生活改善施設、板場集落生活環境施設 上中・上平農業生活改善施設 ※上記は、合併調整方針により地元住民へ譲渡
			その他、地区公民館利用となっている施設について検討
		解体	安曇大野田老人集いの家（他3施設） 2025年度までに耐用年数を超える2施設

5 医療保健福祉施設

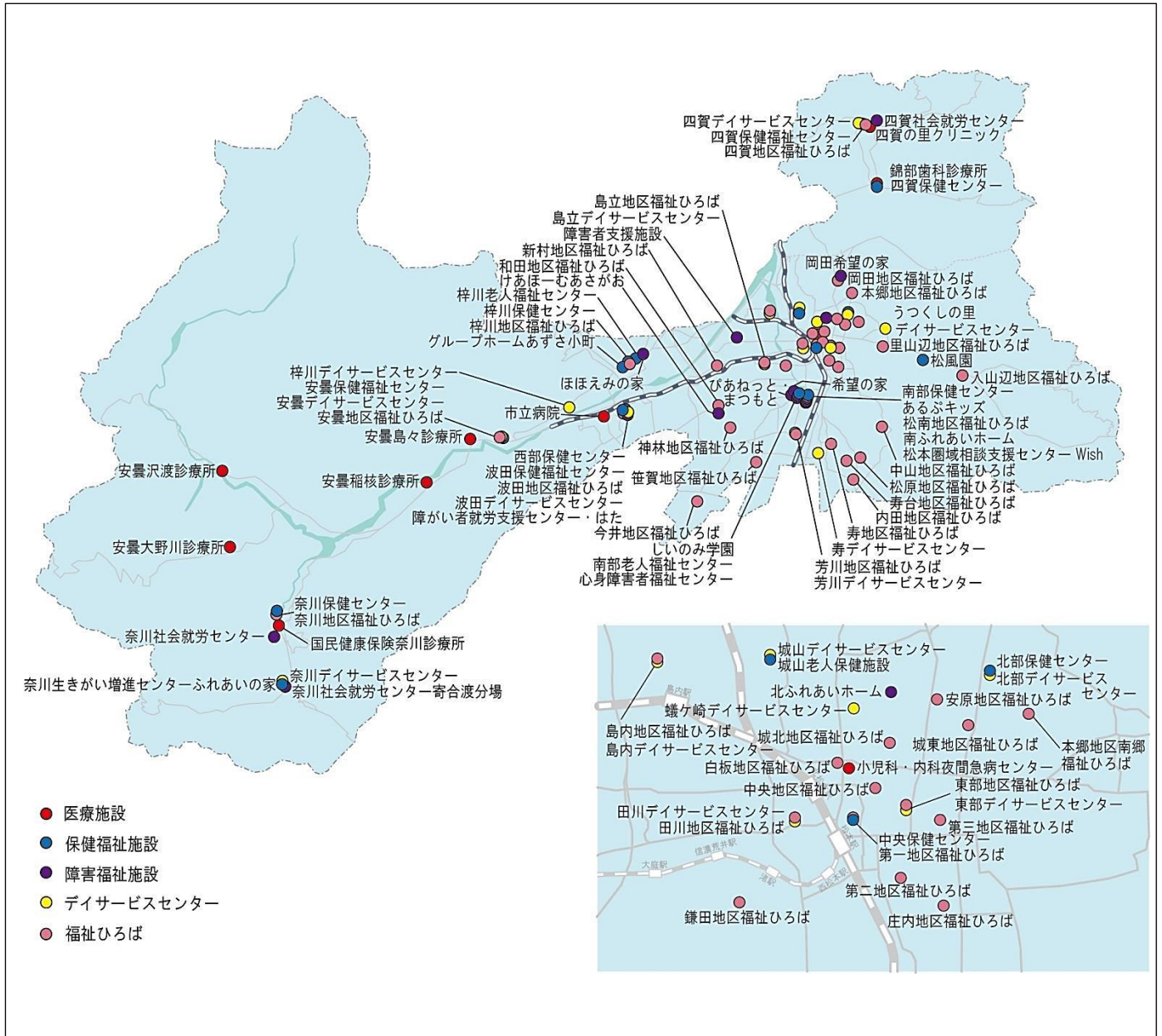
医療保健福祉施設は、市民の健康、福祉を支える施設ですが、利用状況が施設により異なることから、人口分布、利用需要に応じて施設量の見直しを行い、施設の複合・集約化による再配置を進めます。

障害福祉施設、デイサービスセンター等は、公共施設である必要性を検討し、貸付け・譲渡を推進します。

再配置方針

類型	30年後の方向性（2045年度まで）	第1次計画内容（2018～2025年度）	
医療施設	医療の中核となる市立病院の老朽化に対応し建替を行う。中山間地域の医療環境を確保するため、診療施設を継続する。老朽化の著しい施設は移転集約、解体する。	移転建替	市立病院
			四賀の里クリニック 診療所化に伴い、規模を縮小して移転建替
		集約	国民健康保険奈川診療所
		廃止 (近隣に民間施設のある診療所)	
保健福祉施設	保健センター機能を有する北部、中央、南部、西部の保健センターは当面維持しつつ、人口減少に伴う体制の見直しを行う。 他のセンターは、地域のコミュニティの場として老朽化の著しい施設の集約化を進める。 サービス向上と運営の効率化を図るため、直営施設の指定管理者制度導入や指定管理施設の貸付、譲渡を進める。	集約	梓川保健センター 梓川福祉センター 奈川保健センター (支所及び支所周辺への集約について検討)
			解体 (四賀保健センター（七嵐）について検討)
		譲渡 (現在貸付け中の施設について検討)	
障害福祉施設	公共施設である必要性を検討し民間への譲渡等を進める。 老朽化が著しい施設は、他施設への移転又は、利用状況をみて廃止・解体も検討する。	譲渡 (現在貸付け中の施設について検討)	
		解体 (耐用年数を超過している施設について検討)	
デイサービス	民間活力を生かしたサービスを提供するため、指定管理者制度の導入や貸付け施設の譲渡を進める。 民間事業者の参入が難しい山間地域では、現状の運営体制を継続する。	貸付 (山間地域以外の指定管理者制度導入施設について検討)	
		譲渡 (現在貸付け中の2施設について検討)	
福祉ひろば	サービス向上と運営の効率化を図るため、直営施設の委託や指定管理者制度の導入を検討する。 単独施設の老朽化や併設施設の大規模改修・更新に合わせ施設の複合・集約化を進める。	集約 (公民館等近隣の施設建替え時に集約を検討)	

施設位置図



6 子育て支援施設

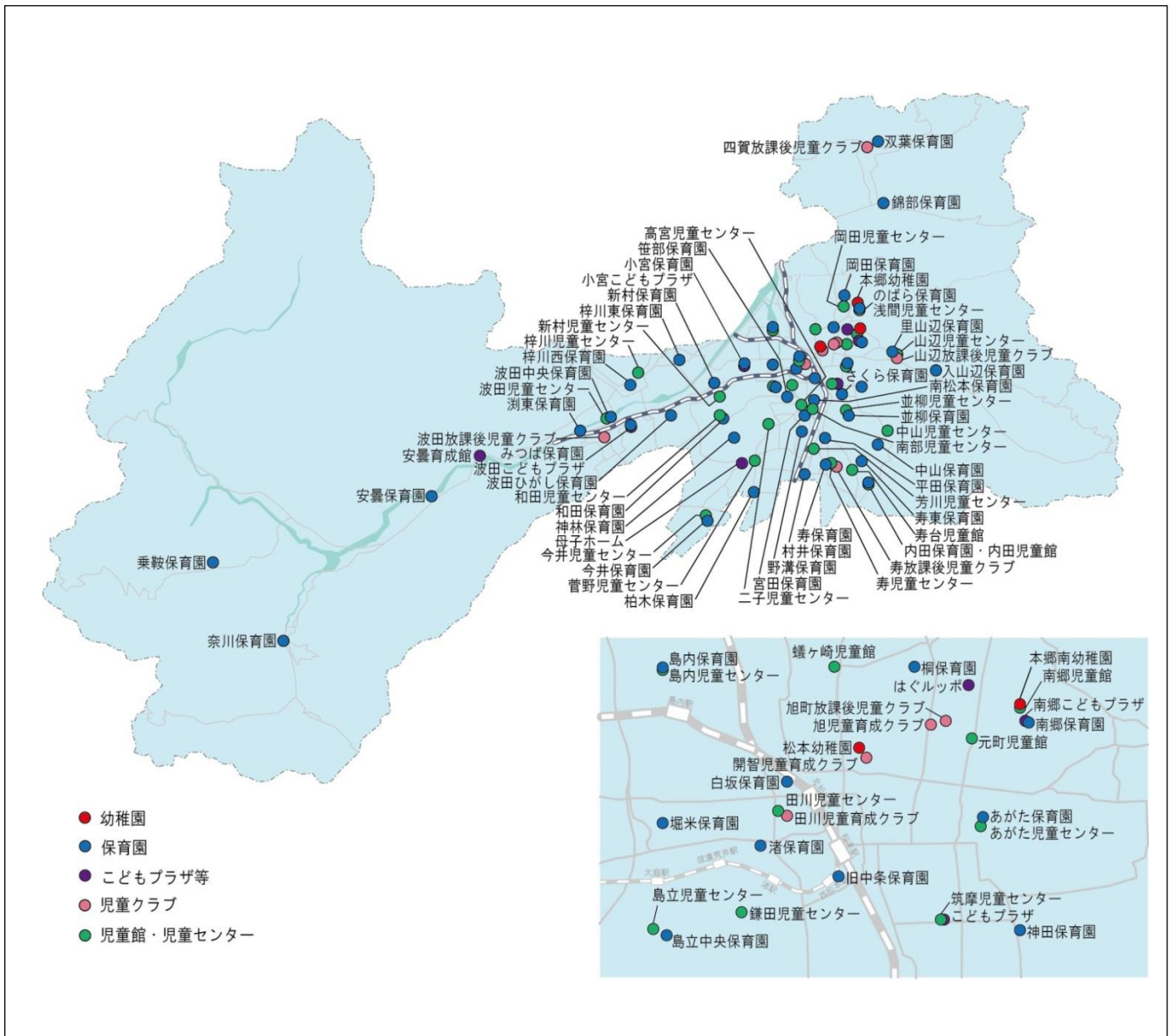
子育て支援施設は、特定の市民が利用する施設ですが、利用者が急増している保育施設（3歳未満児用保育室）や放課後児童健全育成事業施設については、需要に応じた施設規模等について早急に対応しつつも、将来的な年少人口の減少、施設老朽化等を踏まえ、施設用途の見直し（認定こども園化への検討）や施設の複合・集約化による再配置を進めます。

特に放課後児童健全育成事業施設については、小学校校舎の活用を検討していきます。

再配置方針

類型	30年後の方向性（2045年度まで）	第1次計画内容（2018～2025年度）
幼稚園・保育園	<p>保育園は、利用が増加している施設の改修・建替えを進める一方、園児数の減少に伴い、施設の用途変更、複合・集約化を進める。園児数の少ない施設は統合する。</p> <p>園児数が減少傾向にある幼稚園は、認定こども園への用途変更など、在り方を検討する。</p>	<p>複合・集約建替え （2025年度までに改築の時期を迎える幼稚園・保育園は、周辺施設との複合・集約による建替えを検討）</p>
		<p>統合・用途変更 （園児数が減少傾向にある園について検討）</p>
こどもプラザ等	<p>利用が増加している施設の維持・改修・建替えを進める。</p> <p>改修・建替えに当たっては周辺施設との複合・集約化を図る。</p> <p>老朽化が著しく、他の施設を活用できる場合は、廃止・解体する。</p>	<p>移転建替 （現在事業委託している施設について検討）</p>
		<p>廃止・解体 （他の施設を活用できる施設について検討）</p>
児童館・児童センター	<p>利用が増加している施設の維持・改修・建替えを進める。</p> <p>放課後児童健全育成事業（放課後クラブ）を行っている施設は、小学校校舎の活用を検討する。</p> <p>児童数の減少に伴い、統合や移転建替えなどによる集約化を図る。</p> <p>老朽化が著しく他の施設を活用できる場合は、廃止・解体する。</p>	<p>移転建替 （改築の時期を迎えている施設の統合、周辺施設との複合・集約化による建替えを検討）</p>
		<p>廃止・解体 （他の施設を活用できる施設について検討）</p>
児童クラブ	<p>小学校校舎の活用を基本とし、単独施設や他用途施設に併設している施設は移転を進める。</p> <p>貸付けしている児童育成クラブ（民営）は譲渡を進める。</p>	<p>譲渡 （公設民営の児童育成クラブについて検討）</p>

施設位置図



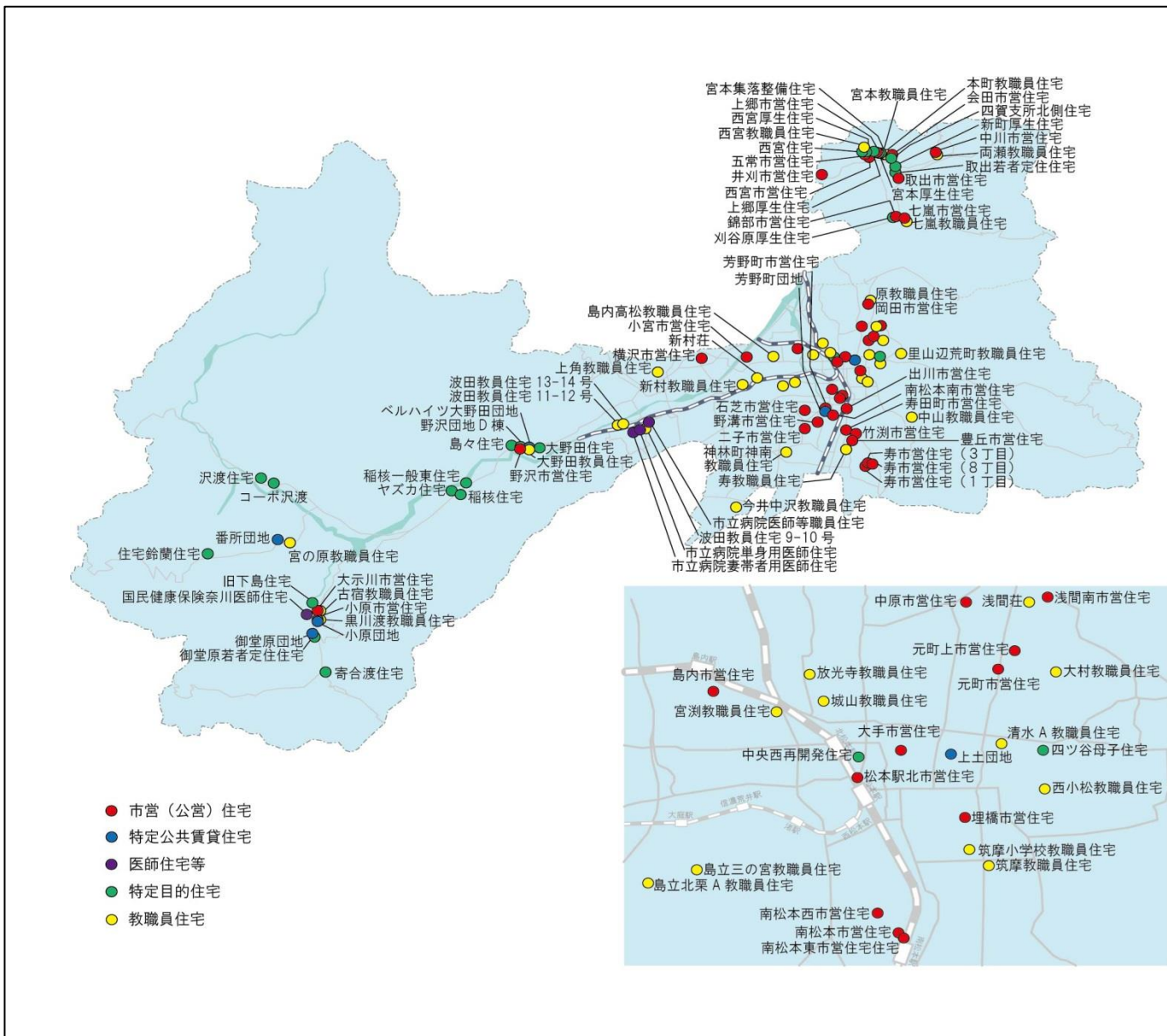
7 住宅施設

住宅施設は、住宅に困窮する市民への対応や中山間地域における定住促進を目的に整備してきましたが、老朽化が著しい施設が多く、民営借家も多く立地していることから、用途廃止・解体を進め、自力では民営借家に入居できない真に住宅に困窮する世帯を対象とする住宅や民営借家が立地しにくい中山間地域における住宅の確保を図ります。

再配置方針

類型	30年後の方向性（2045年度まで）	第1次計画内容（2018～2025年度）
公営住宅	老朽化した施設の廃止・解体を進めつつ、入居需要に対応した戸数の確保を図る。 建設時から経過年数の低い木造・簡易耐火住宅は、第1期では計画的な維持管理を行い、計画期間終了までに廃止・解体する。 耐火住宅は長寿命化を図る。耐火住宅で一定程度の空住戸がある住棟は他用途への転用を検討する。	解体 中原市営住宅木1 南松本市営住宅簡2 寿市営住宅簡2、岡田市営住宅簡2 二子市営住宅簡2 中川市営住宅木1 会田市営住宅木1 錦部市営住宅木1 （松本市公営住宅等長寿命化計画に基づく解体）
賃貸住宅 特定 住宅 公共	中堅所得者向けに整備した住宅であるが、民間住宅との競合施設となっていることから、長寿命化を図りつつ、譲渡に向けた検討を進める。	維持
住医 宅師	入居のない施設は他用途への転用又は解体する。	転用・解体 （現在入居者のいない2施設について検討）
特定の 住宅 等	老朽化した施設の廃止・解体を進めつつ、中山間地域にある一定の施設を確保する。 建設時から経過年数の低い木造・簡易耐火住宅は、第1期では計画的な維持管理を行い、計画期間終了までに廃止・解体する。 耐火住宅は長寿命化を図る。耐火住宅で一定程度の空住戸がある住棟は他用途への転用を検討する。	解体 四ツ谷母子住宅木1 刈谷原厚生住宅木1 旧下島住宅
		譲渡 ヤズカ住宅 鈴蘭住宅
教職員 住宅	入居需要のない施設の廃止・解体を進めるとともに、民間施設が立地しにくい中山間地域にある一定の施設を確保する。 木造・簡易耐火住宅は、第1次計画では計画的な維持管理を行い、再配置計画期間終了までに廃止・解体する。 耐火住宅は長寿命化を図る。耐火住宅で一定程度の空住戸がある住棟は他用途への転用を検討する。	解体 筑摩小学校教職員住宅簡1 放光寺教職員住宅簡2 城山教職員住宅簡1 宮渚教職員住宅簡2 寿教職員住宅簡1、2 原教職員住宅木2 里山辺荒町教職員住宅簡2 西小松教職員住宅簡1 中山教職員住宅簡1 島立北栗A教職員住宅簡1 新村教職員住宅簡1 新村荘木2 神林町神南教職員住宅簡2 今井中沢教職員住宅簡2 宮本教職員住宅木1 本町教職員住宅木1 七嵐教職員住宅木1 波田教員住宅9-10号木1 宮の原教職員住宅 黒川渡教職員住宅

施設位置図



8 学校施設

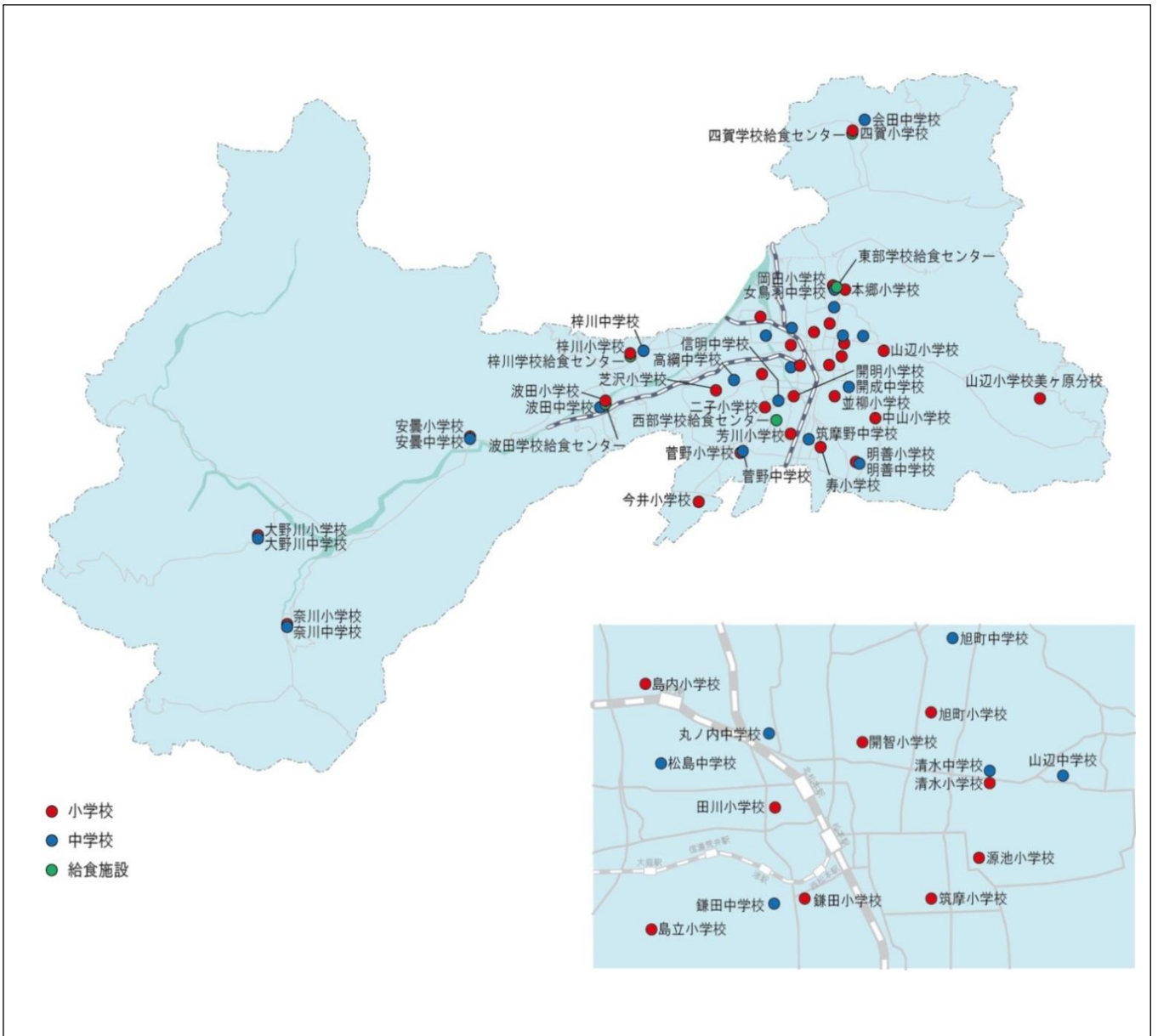
学校施設は、延床面積が公共施設全体の3割を占める施設です。今後少子化が進む中、児童・生徒数の減少に対応した運営・管理が求められます。

市民意識調査結果では、小中学校の今後の在り方として「校舎の空き教室等を活用して他の公共施設を集約する」という意見が最も多かったことを踏まえ、余裕教室の活用及び施設の複合・集約化による再配置を進めます。

再配置方針

類型	30年後の方向性（2045年度まで）	第1次計画内容（2018～2025年度）
小学校	<p>児童数の減少に伴い、小学校再編の検討を進める。 余裕教室を活用し、放課後児童クラブや、他用途施設の併設化を図る。 老朽化の著しい山辺小美ヶ原分校は廃止・解体する。</p>	<p>廃止解体 （現在休止中で未耐震の施設について検討）</p>
		<p>余裕教室の有効活用 （他施設との複合化、集約化を図る。）</p>
中学校	<p>生徒数の減少に伴い、中学校再編の検討を進める。 余裕教室を活用し、他用途施設の併設化を図る。 計画期間に更新（建替）を迎える施設の整備に当たっては、周辺施設との複合・集約化により地域に開かれた施設となるよう配慮する。</p>	<p>余裕教室の有効活用 （他施設との複合化、集約化を図る。）</p>
給食施設	<p>老朽化の著しい給食センターは、集約建替を行い、西部、東部とともに配送区域を見直す。 施設の民営化を進め、建替えに係る整備・運営は、民間のノウハウを活用する。</p>	<p>業務の一部委託を検討</p>
		<p>配送区域見直しによる統合について検討</p>
		<p>集約建替 （老朽化の著しいセンターについて検討）</p>

施設位置図



第2節 人口圏域における施設の集約・分散現況と再配置の考え方

1 市街地北部

市街地北部は、城下町として古くから栄えた中心市街地と城山丘陵地から女鳥羽川、松本城にかけて形成された城北市街地からなっており、立地適正化計画における都市機能誘導区域として中心市街地（都市中心拠点）、信州大学周辺（地域拠点）が指定されています。

圏域内には、市民芸術館、美術館、市立博物館などの文化施設や信州大学を始めとする複数の高校など多くの学校が立地し、歴史的建造物や神社仏閣を含めた風情あるまちなみを形成しています。

圏域内の人口は、平成30年1月1日現在35,988人、平成20～30年で723人減少していますが、そのほとんどが中心市街地の減少（696人）であり、人口減少に対応した再配置を進めることが必要です。

(1) 城北市街地

身近な施設として地区公民館・福祉ひろば各4施設、幼稚園施設、保育園3施設、児童館2施設、学校3施設などがあり、大規模な複合施設「ふくふくらしいず」が立地しています。

(2) 中心市街地

身近な施設として地区公民館・福祉ひろば各5施設、保育園施設、児童センター施設、学校4施設などがあり、大規模な複合施設のMウイング北棟・南棟や大手公民館、中央地区福祉ひろば、大手市営住宅が入った複合施設が立地しています。

今後は、人口減少や利用の少ない施設の状況に応じて、施設の集約化や複合施設の用途見直しを図り、利用の促進と平準化を進めて最適な施設配置を目指します。


身近な施設

地区	コミュニティ・福祉・子育て支援施設等	小中学校
城北市街地 (白板、城北、安原、城東)	白板地区公民館、城北公民館・城北地区福祉ひろば、安原地区公民館・安原地区福祉ひろば、白板地区福祉ひろば、松本幼稚園、白板保育園、桐保育園、蟻ヶ崎児童館、ふくふくらしいず（城東公民館・北部保健センター・北部デイサービスセンター）、元町児童館・城東地区福祉ひろば、美須々屋内運動場、第1分団、第2分団	丸ノ内中学校 旭町小学校 旭町中学校
中心市街地 (中央、東部第1、第2、第3)	大手公民館・中央地区福祉ひろば・大手市営住宅、Mウイング北棟（中央体育館・中央駐車場）、Mウイング南棟（中央公民館・第一地区公民館・多文化共生プラザ・女性センター・中央保健センター・第一地区福祉ひろば）、東部公民館・東部デイサービスセンター・東部地区福祉ひろば、第二地区公民館・第二地区福祉ひろば、柔剣道場、弓道場、第三地区公民館・トライあい松本、第三地区福祉ひろば、あがた保育園、あがた児童センター、第3分団、第4分団	開智小学校 清水小学校 清水中学校 源池小学校

施設位置図

- 文化・コミュニティ施設
- 観光・交流施設
- スポーツ・公園施設
- 行政施設
- 医療保健福祉施設
- 子育て支援施設
- 住宅施設
- 学校教育施設



 施設の集積・分散現況

※このエリアは、一地区あたりの面積が狭小のため、いくつかの地区をまとめて表示しています。

2 市街地中部

市街地中部は、北松本駅西側から南松本駅までの奈良井川東部と薄川南部に形成された市街地で、大規模な複合施設や中高層の公営住宅、国道19号沿道に商業・サービス施設が立地し、立地適正化計画における都市機能誘導区域（地域拠点）として南松本駅周辺が指定されています。

圏域内の人口は、平成30年1月1日現在43,680人、平成20～30年で2,541人増加していますが、増加が著しいのは鎌田地区（1,660人）、庄内地区（767人）であり、人口動向に対応した再配置を進める必要があります。

（1）田川

田川地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、保育園2施設、児童センター、学校などがあり、施設が分散している状況です。

（2）鎌田

鎌田地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、図書館、児童センター2施設、保育園、地区体育館などがあり、施設は集中して配置しています。

（3）松南

松南地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、保育園2施設、児童センター、学校施設などがあり、南松本駅西側になんなんひろば、なんぷくプラザ、総合社会福祉センターなどの大規模な複合施設が隣接した立地となっています。

（4）庄内

庄内地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、保育園2施設、児童センター2施設、学校3施設などがあり、大規模な複合施設のゆめひろば庄内や、こどもプラザ、児童センター、福祉ひろばが同じ敷地に集約された複合施設が立地しています。

今後は、施設更新時期に合わせ、施設が集中するエリア内の施設の改修・更新を行いつつ、施設が集積している場所への併設化・複合化など施設立地の集約化を進めることで、運営管理の相互連携を図り、利便性の向上を目指します。

身近な施設

地区	コミュニティ・福祉・子育て支援施設等	小中学校
田川	田川公民館、田川地区福祉ひろば・田川デイサービスセンター、渚保育園、旧中条保育園、田川児童センター	田川小学校
鎌田	鎌田地区公民館、西部図書館、西部体育館、鎌田地区福祉ひろば、鎌田児童センター、笹部保育園、高宮児童センター、第5分団	鎌田小学校 鎌田中学校 信明中学校
松南	なんなんひろば（松南地区公民館・南部図書館・南部体育館）、宮田保育園、南松本保育園、なんぷくプラザ（南部保健センター・南ふれあいホーム・松本圏域相談支援センターWish・あるぶキッズ・松南地区福祉ひろば）、総合社会福祉センター（南部老人福祉センター・ぴあねっとまつもと・心身障害者福祉センター・しいのみ学園・南部児童センター）	開明小学校
庄内	並柳保育園、並柳児童センター、さくら保育園、神田保育園、第6分団、ゆめひろば庄内（庄内地区公民館・庄内体育館・庄内屋内プール）、庄内地区福祉ひろば・こどもプラザ・筑摩児童センター	筑摩小学校 並柳小学校 開成中学校

施設位置図



3 市街地南部

市街地南部は、南松本駅南部から村井駅南部までの奈良井川東部と牛伏川南部に形成された市街地で、立地適正化計画における都市機能誘導区域（地域拠点）として平田駅周辺、村井駅周辺、寿台・松原周辺が指定されています。

圏域内の人口は、平成30年1月1日現在37,347人、平成20～30年でほとんど変化していませんが、芳川地区（768人）、松原地区（205人）が増加する一方、寿地区（50人）、寿台地区（920人）が減少しており、人口動向に対応した再配置を進める必要があります。

（1）芳川

芳川地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、保育園3施設、児童センター、学校2施設などがあり、施設が集中するエリアには、芳川公民館、芳川体育館、南部屋内運動場、芳川デイサービスセンター・芳川地区福祉ひろばが同じ敷地に併設し、芳川小学校が近接しています。

（2）寿

寿地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、保育園2施設、体育館、児童センター、学校などがあり、施設が集中するエリアには、寿公民館、寿体育館、寿地区福祉ひろばが同じ敷地に併設し、寿保育園、寿児童センター、寿放課後児童クラブ、寿小学校が近接しています。

（3）寿台

寿台地区には、身近な施設として図書館、地区公民館・福祉ひろば、体育館、児童館1施設、学校2施設などがあり、近い距離に施設が集中しています。

（4）松原

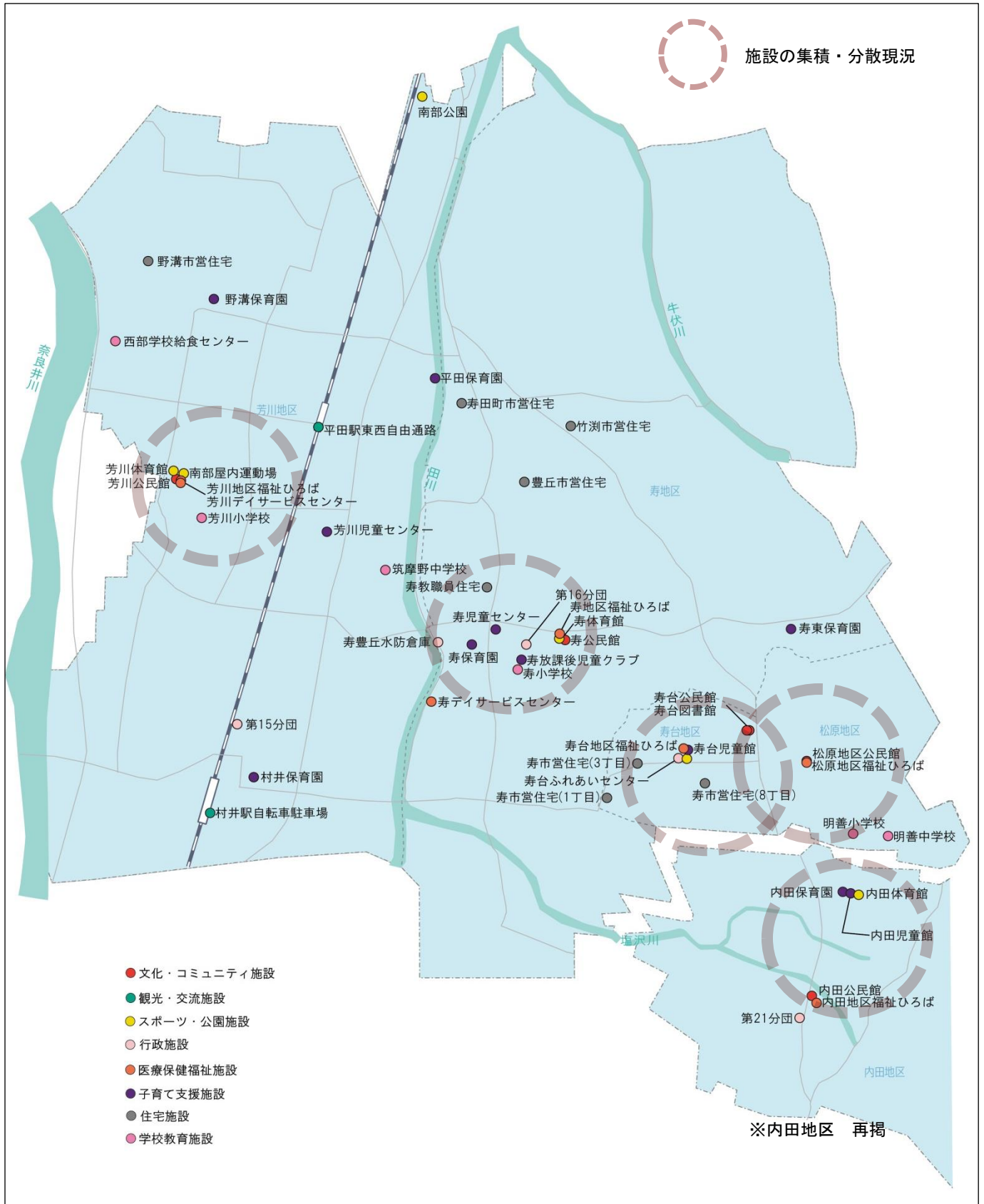
松原地区には、身近な施設として地区公民館・福祉ひろばがあり、隣接しています。

今後は、施設更新時期に合わせ、施設が集中するエリア内の施設の改修・更新を行いつつ、施設が集積している場所への併設化・複合化など施設立地の集約化を進めることで、運営管理の相互連携を図り、利便性の向上を目指します。

身近な施設

地区	コミュニティ・福祉・子育て支援施設等	小中学校
芳川	芳川公民館、芳川デイサービスセンター・芳川地区福祉ひろば、芳川体育館、南部屋内運動場、第15分団 野溝保育園、平田保育園、村井保育園、芳川児童センター	芳川小学校 筑摩野中学校
寿	寿公民館、寿体育館、寿地区福祉ひろば、 寿保育園、寿東保育園、寿児童センター、寿放課後児童クラブ、 第16分団	寿小学校
寿台	寿台公民館・寿台図書館、寿台体育館、寿台地区福祉ひろば 寿台児童館	明善小学校 明善中学校
松原	松原地区公民館・松原地区福祉ひろば	

施設位置図



4 東山山麓北部

東山山麓北部は、善光寺西街道の会田宿、刈谷原宿、岡田宿と浅間温泉街を始まりとして形成された山麓のエリアで、圏域内には、総合体育館、野球場を始めとしたスポーツ施設が集積しています。

圏域内の人口は、平成30年1月1日現在26,017人、平成20～30年で1,848人減少していますが、四賀地区（1,102人）、本郷地区（763人）が減少する一方、岡田地区（17人）では増加しており、人口動向に対応した再配置を進める必要があります。

（1）四賀

四賀地区には、身近な施設として支所、屋内ゲートボール場2施設、病院、保育園2施設、学校2施設などがあり、四賀支所は、四賀公民館、四賀保健福祉センター・四賀地区福祉ひろば、四賀放課後児童クラブが入った複合施設になっています。また、四賀支所近隣には、四賀屋内ゲートボール場、四賀の里クリニック、四賀デイサービスセンター、四賀体育館、双葉保育園が立地しています。

（2）岡田

岡田地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば・保育園、児童センター、学校2施設などがあり、施設が集中するエリアには、岡田公民館・岡田地区福祉ひろば、岡田体育館、岡田保育園、第17分団が同じ敷地に併設しています。

（3）本郷

本郷地区には、身近な施設として図書館、地区公民館、福祉ひろば2施設、幼稚園2施設・保育園2施設、こどもプラザ、児童館、児童センター、学校施設などがあり、施設が集中するエリアには、本郷公民館・本郷図書館、のぼら保育園・本郷地区福祉ひろば・浅間児童センター、本郷小学校が同じ敷地に併設しています。

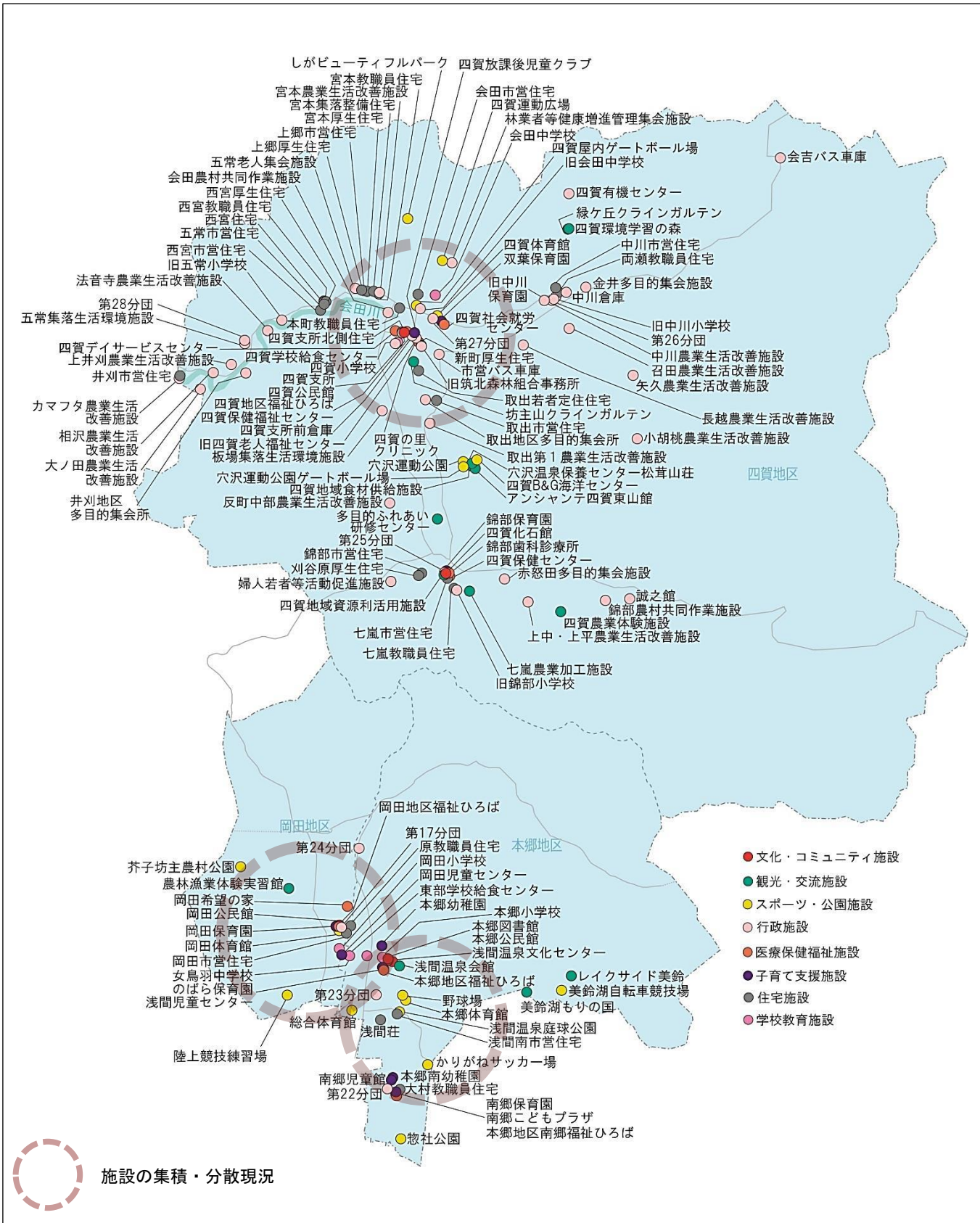
今後、四賀地区については、集会施設の地元住民への譲渡及び支所内及び支所周辺への施設集約化を進めます。

岡田、本郷地区は、最適な配置を生かし、施設更新時期に合わせ、施設が集中するエリア内の施設の改修・更新を行いつつ、施設が集積している場所への併設化・複合化など施設立地の集約化を進めることで、運営管理の相互連携を図り、利便性の向上を目指します。

身近な施設

地区	コミュニティ・福祉・子育て支援施設等	小中学校
四賀	四賀支所（四賀公民館・四賀保健福祉センター・四賀地区福祉ひろば・四賀放課後児童クラブ）、 四賀屋内ゲートボール場、穴沢運動公園ゲートボール場、 四賀の里クリニック、四賀デイサービスセンター、四賀体育館、 双葉保育園、錦部保育園、第25分団、第26分団、第27分団、 第28分団	四賀小学校 会田中学校
岡田	岡田公民館・岡田地区福祉ひろば、岡田体育館、岡田保育園、 第17分団、岡田児童センター・岡田放課後児童クラブ	岡田小学校 女鳥羽中学校
本郷	本郷公民館・本郷図書館、浅間温泉文化センター、本郷体育館、 のぼら保育園・本郷地区福祉ひろば・浅間児童センター、本郷幼稚園 本郷南幼稚園、南郷保育園・本郷地区南郷福祉ひろば・南郷こども プラザ、南郷児童館、第22分団、第23分団、第24分団	本郷小学校

施設位置図



5 東山山麓南部

東山山麓南部は、中心市街地と美ヶ原高原を結ぶ沿道や美ヶ原温泉街、市街地を眺望する中山丘陵に形成された山麓のエリアで、圏域内には、入浴施設、体験交流・研修施設、レクリエーション施設なども立地しています。

圏域内の人口は、平成 30 年 1 月 1 日現在 19,733 人、平成 20～30 年で 66 人減少していますが、里山辺地区（763 人）が増加する一方、中山地区（425 人）、入山辺地区（372 人）、内田地区（32 人）が減少しており、人口動向に対応した再配置を進める必要があります。

（1）里山辺

里山辺地区には、身近な施設として地区公民館・福祉ひろば、地区体育館 1 施設、保育園、児童センター、学校 2 施設などがあり、施設が集中するエリアには、里山辺公民館・教育文化センター、里山辺体育館、里山辺地区福祉ひろばが同じ敷地に併設し、第 19 分団が隣接しています。

（2）入山辺

入山辺地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、保育園などがあり、近い距離に施設が分散しています。

（3）中山

中山地区には、身近な施設として図書館、地区公民館、福祉ひろば、保育園、児童センター、学校施設などがあり、近い距離に施設が分散しています。

（4）内田

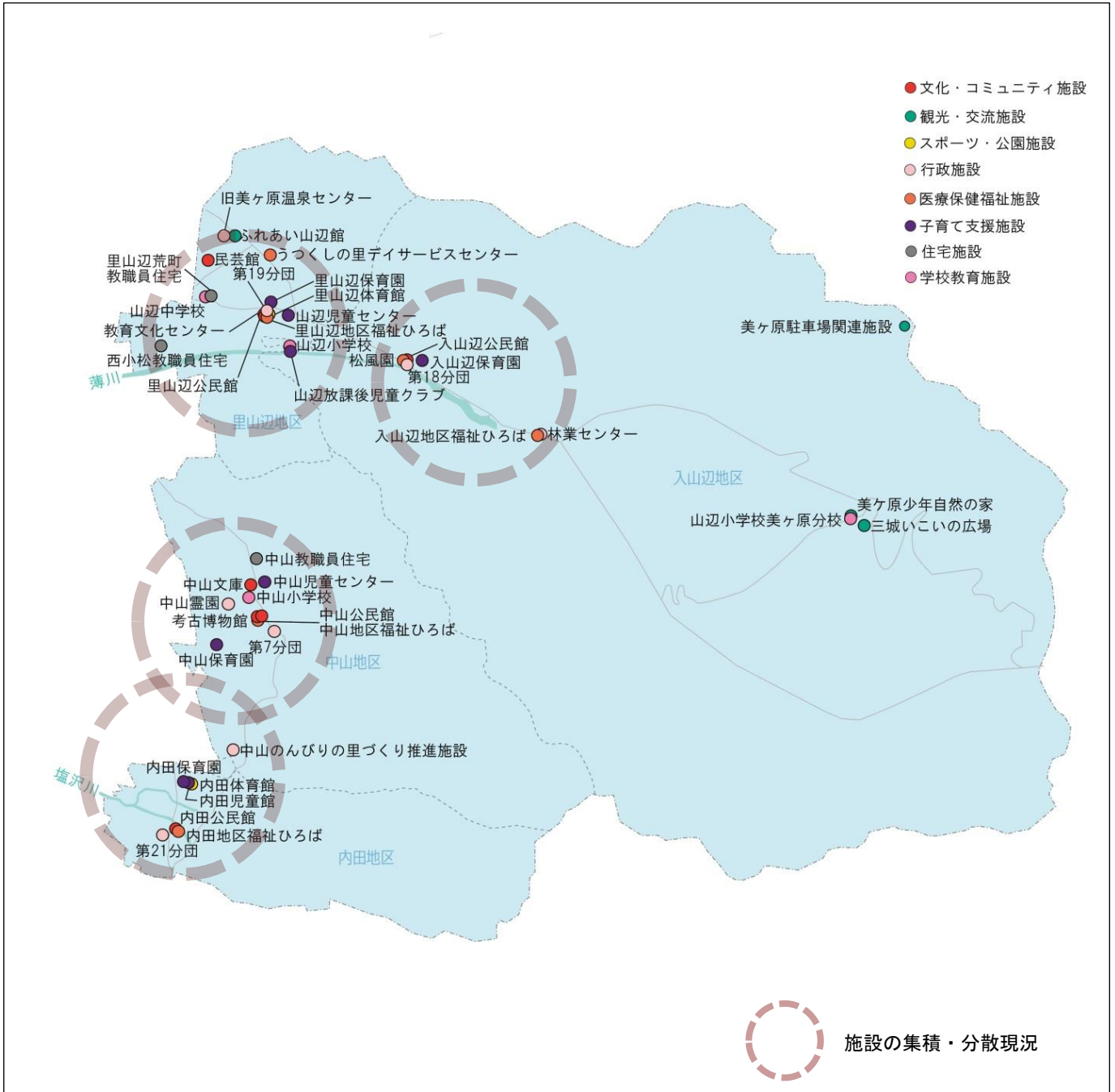
内田地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、地区体育館、保育園、児童館施設などがあり、近い距離に施設が分散しています。

今後は、施設更新時期に合わせ、施設が集中するエリア内の施設の改修・更新を行いつつ、施設が集積している場所への併設化・複合化など施設立地の集約化を進めることで、運営管理の相互連携を図り、利便性の向上を目指します。

身近な施設

地区	コミュニティ・福祉・子育て支援施設等	小中学校
里山辺	里山辺公民館・教育文化センター、里山辺体育館、里山辺地区福祉ひろば、第 19 分団、里山辺保育園、山辺児童センター	山辺小学校 山辺中学校
入山辺	入山辺公民館、入山辺地区福祉ひろば、入山辺保育園、第 18 分団	
中山	中山公民館・中山地区福祉ひろば、中山文庫、中山児童センター、中山保育園、第 7 分団	中山小学校
内田	内田公民館・内田地区福祉ひろば、第 21 分団、内田体育館、内田保育園・内田児童館	

施設位置図



6 奈良井川左岸北部

奈良井川左岸北部は、梓川と奈良井川に挟まれた田園地帯に形成された集落地と JR 大糸線、松本電鉄上高地線各駅周辺に形成された市街地のエリアで、立地適正化計画における都市機能誘導区域（地域拠点）として音楽文化ホールが立地する島内駅周辺が指定されています。

圏域内の人口は、平成 30 年 1 月 1 日現在 22,887 人、平成 20～30 年で 399 人増加していますが、島内地区（564 人）、島立地区（13 人）が増加する一方、新村地区（178 人）が減少しており、人口動向に対応した再配置を進める必要があります。

（1）島内

島内地区には、身近な施設として図書館、地区公民館、福祉ひろば、保育園、児童センター、学校 2 施設などがあり、施設が集中するエリアには、島内公民館、島内図書館、島内デイサービスセンター・島内地区福祉ひろばが同じ敷地に併設しています。

（2）島立

島立地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、保育園 2 施設、児童センター 1 施設、学校 2 施設などがあり、施設が集中するエリアには、島立公民館・島立児童センター、島立体育館、島立中央保育園、島立小学校が同じ敷地に併設しています。

（3）新村

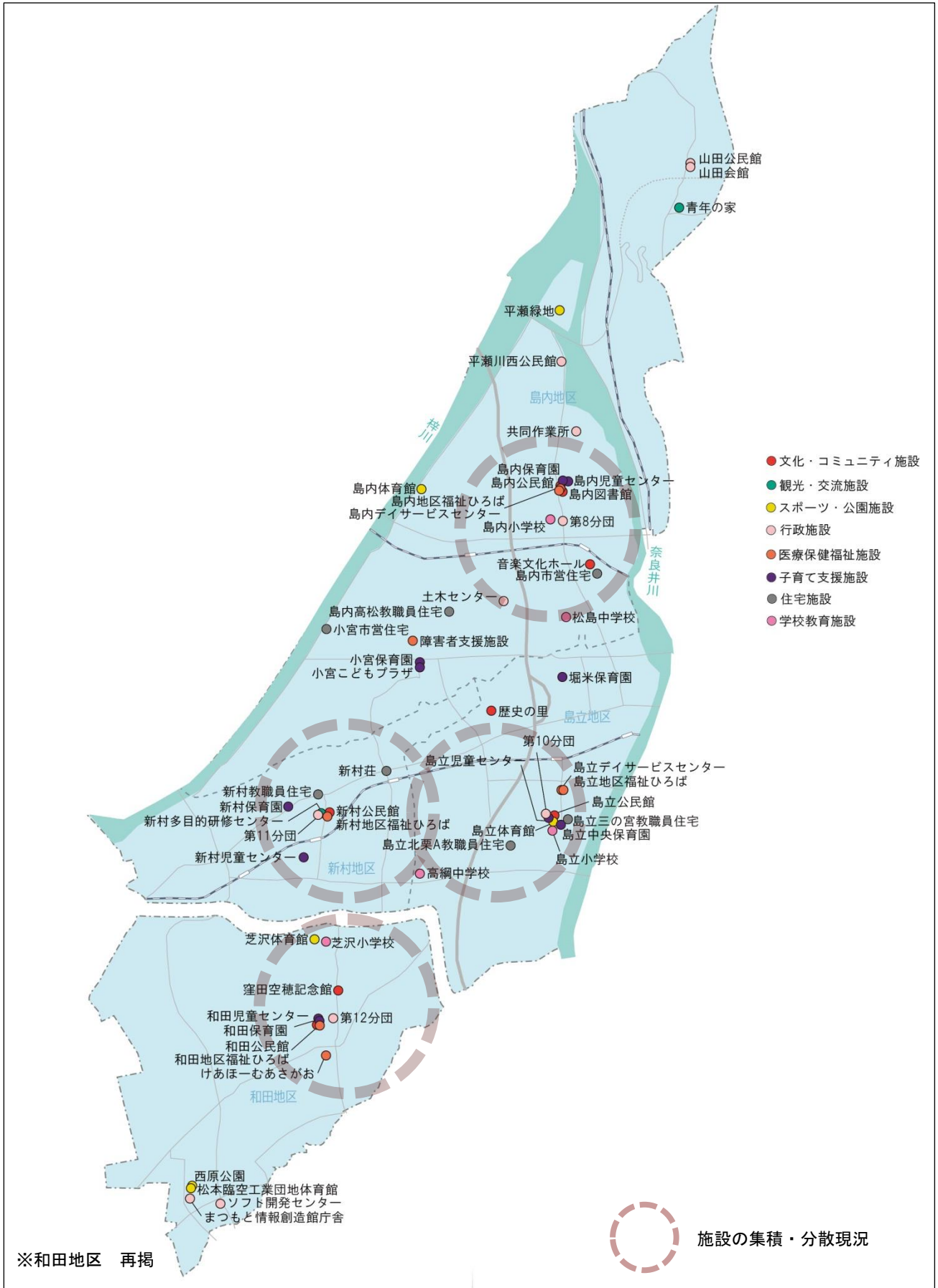
新村地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、保育園、児童センター施設などがあり、近い距離で施設が分散しています。

今後は、施設更新時期に合わせ、施設が集中するエリア内の施設の改修・更新を行いつつ、施設が集積している場所への併設化・複合化など施設立地の集約化を進めることで、運営管理の相互連携を図り、利便性の向上を目指します。

身近な施設

地区	コミュニティ・福祉・子育て支援施設等	小中学校
島内	島内公民館、島内図書館、島内体育館、 島内デイサービスセンター・島内地区福祉ひろば、 島内保育園、島内児童センター 小宮保育園・小宮こどもプラザ、第 8 分団	島内小学校 松島中学校
島立	島立公民館・島立児童センター、島立体育館、島立中央保育園、 第 10 分団、島立デイサービスセンター・島立地区福祉ひろば、 堀米保育園	島立小学校 高綱中学校
新村	新村公民館・新村地区福祉ひろば、新村保育園、 新村児童センター、第 11 分団	

施設位置図



7 奈良井川左岸南部

奈良井川左岸南部は、奈良井川西部と鎖川沿岸の田園地帯に形成された集落地と県内唯一のまつもと空港や大規模工業団地が立地するエリアで、まつもと空港周辺には信州スカイパーク（長野県松本平広域公園）が整備され、陸上競技場、やまびこドーム（屋内多目的体育館）、総合球技場（アルウィン）を始めとしたスポーツ施設が集積しています。

圏域内の人口は、平成30年1月1日現在23,875人、平成20～30年で194人減少していますが、和田地区（422人）、笹賀地区（27人）が増加する一方、今井地区（415人）、神林地区（228人）が減少しており、人口動向に対応した再配置を進める必要があります。

（1）和田

和田地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、保育園、児童センター、学校施設などがあり、施設が集中するエリアには、和田公民館・和田地区福祉ひろば、和田保育園、和田児童センターが同じ敷地に併設しています。

（2）神林

神林地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、保育園、地区体育館施設などがあります。笹賀地区と中学校区を形成しており、施設は近い距離に配置しています。

（3）笹賀

笹賀地区には、身近な施設として地区公民館、福祉ひろば、保育園、児童センター2施設、学校3施設などがあります。神林地区と中学校区を形成しており、施設は分散配置しています。

（4）今井

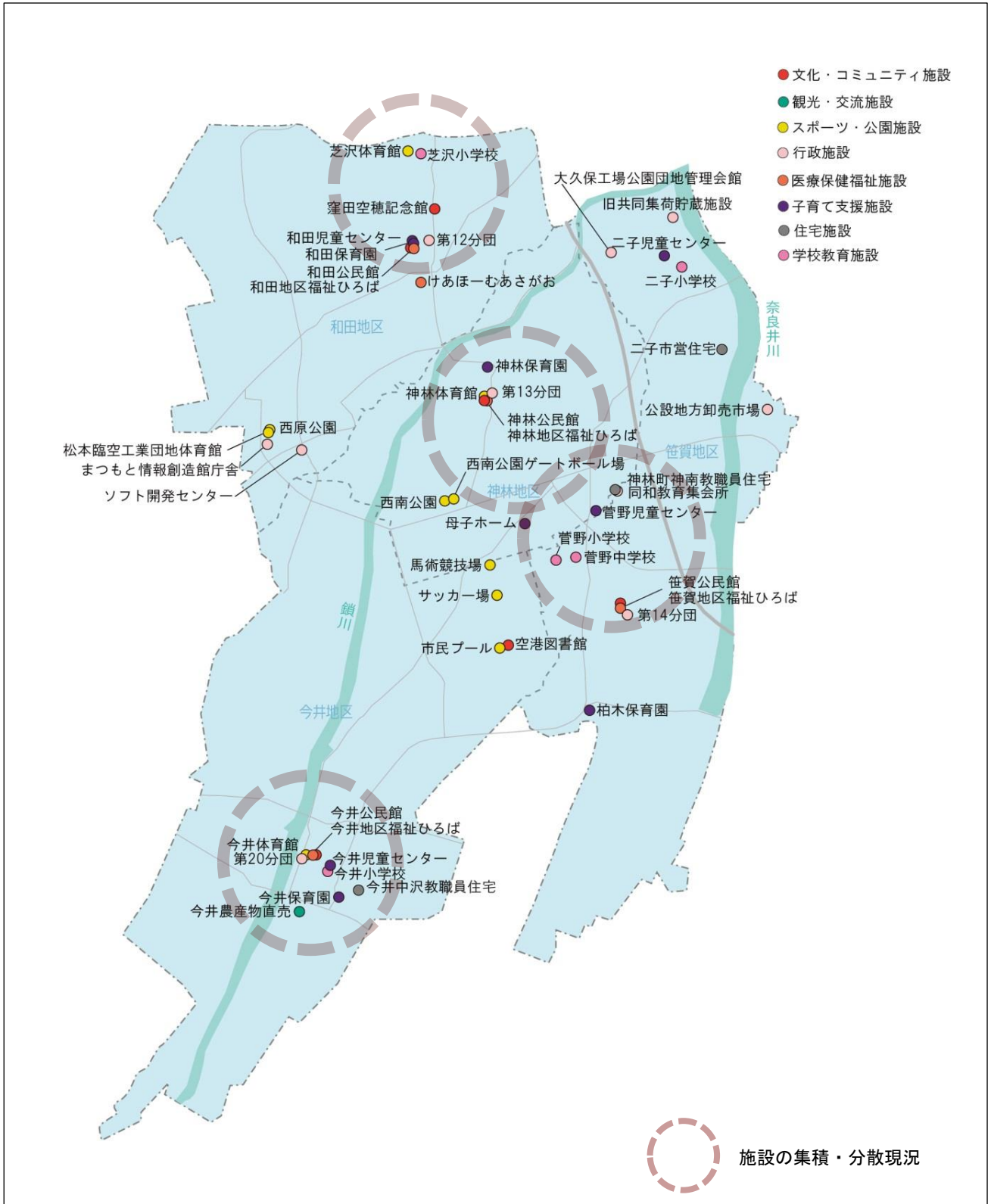
今井地区には、身近な施設として図書館、地区公民館、福祉ひろば、保育園、児童センター、学校施設などがあり、施設が集中するエリアには、今井公民館、今井体育館、今井地区福祉ひろばが同じ敷地に併設し、今井小学校が隣接しています。

今後は、人口減少や利用の少ない施設の状況に応じて、施設の集約化・複合化を検討し、利用の促進と平準化を進めて最適な施設配置を目指します。

身近な施設

地区	コミュニティ・福祉・子育て支援施設等	小中学校
和田	和田公民館・和田地区福祉ひろば、 芝沢体育館、松本臨空工業団地体育館 和田保育園、和田児童センター、第12分団	芝沢小学校
神林	神林公民館・神林地区福祉ひろば、神林体育館、 西南公園ゲートボール場、神林保育園、第13分団	二子小学校 菅野小学校 菅野中学校
笹賀	笹賀公民館・笹賀地区福祉ひろば、柏木保育園、 二子児童センター、菅野児童センター、第14分団	二子小学校 菅野小学校 菅野中学校
今井	空港図書館、今井公民館、今井体育館、今井地区福祉ひろ ば、今井保育園、今井児童センター、市民プール、第20分 団	今井小学校

施設位置図



8 梓川流域

梓川流域は、梓川河岸段丘・扇状地や奈川河畔に形成された市街地及び集落地のエリアで、都市機能誘導区域（地域拠点）として波田駅周辺が指定されています。

圏域内の人口は、平成30年1月1日現在30,815人、平成20～30年で1,082人増加していますが、梓川地区（1,009人）、波田地区（771人）が増加する一方、安曇地区（455人）、奈川地区（243人）が減少しており、人口動向に対応して再配置を進める必要があります。

（1）梓川

梓川地区には、身近な施設として支所、図書館、地区公民館、福祉ひろば、保育園2施設、児童センター、学校2施設などがあり、施設が集中するエリアには、梓川支所・梓川保健センター・梓川地区福祉ひろばが同じ敷地に併設し、梓川公民館、梓川老人福祉センターが近隣に立地しています。

（2）波田

波田地区には、身近な施設として支所、図書館、地区公民館、福祉ひろば、保育園3施設、児童センター、学校2施設などがあり、施設が集中するエリアには、波田文化センター・波田図書館、波田体育館、波田中央保育園、波田児童センターが同一敷地内に併設し、波田支所・波田公民館、旧役場庁舎も近隣の同一敷地内に併設しています。また、近隣には波田小学校、波田中学校が立地しています。

（3）安曇

安曇地区には、身近な施設として支所、地区公民館、福祉ひろば、保育園、学校2施設などがありますが、施設は分散配置しています。

（4）奈川

奈川地区には、身近な施設として支所、地区公民館、福祉ひろば、保育園1施設、学校施設などがありますが、施設は分散配置しています。

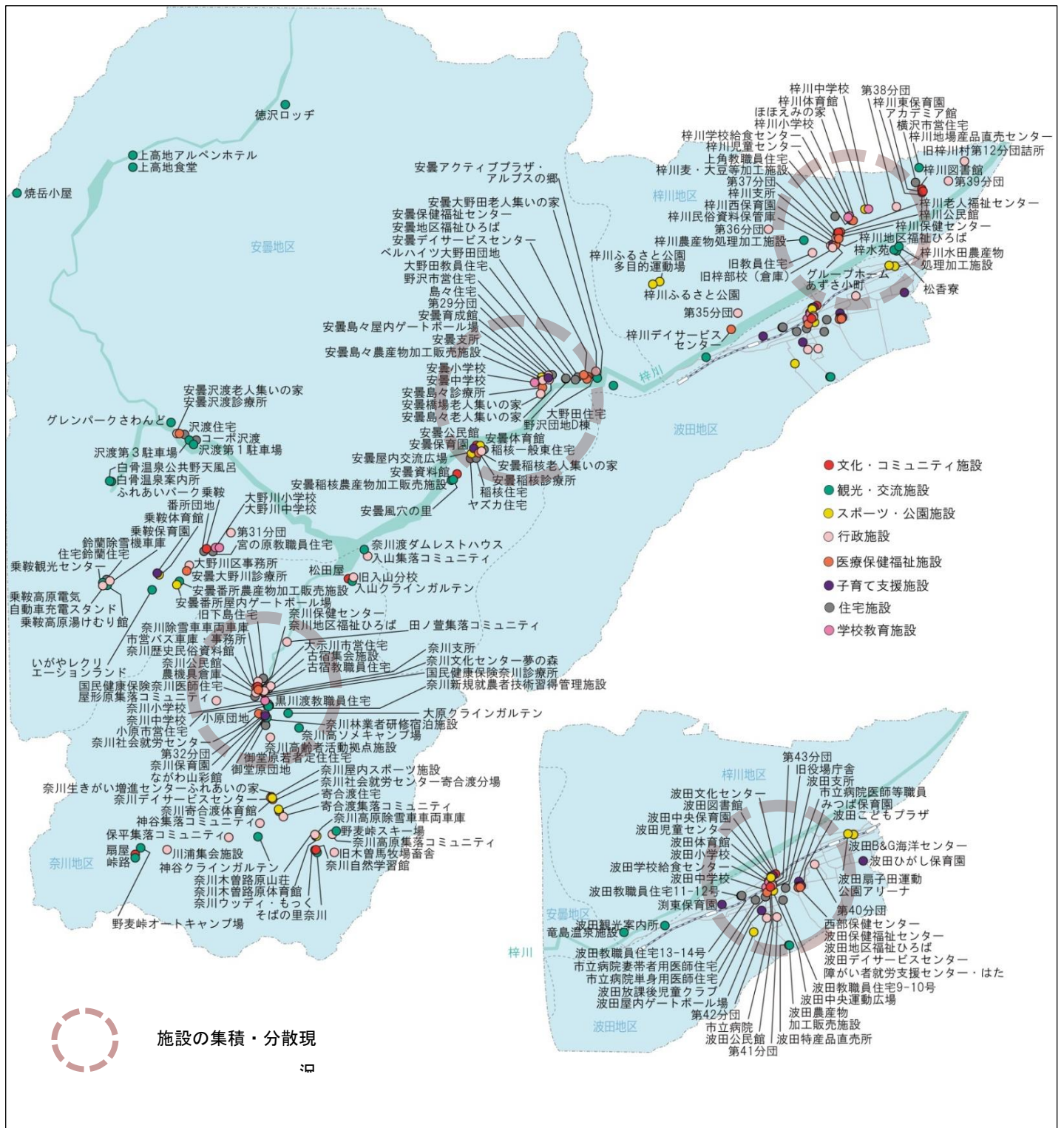
今後、安曇、奈川地区については、人口減少に対応した施設継続の必要性について検討し、支所内及び支所周辺への施設集約化を進めます。

梓川、波田地区は、最適な配置を生かし、施設更新時期に合わせ、施設が集中するエリア内の施設の改修・更新を行いつつ、施設が集積している場所への併設化・複合化など施設立地の集約化を進めることで、運営管理の相互連携を図り、利便性の向上を目指します。

身近な施設

地区	コミュニティ・福祉・子育て支援施設等	小中学校
梓川	梓川支所・梓川保健センター・梓川地区福祉ひろば、梓川公民館、梓川老人福祉センター、梓川西保育園、アカデミア館、梓川図書館、梓川体育館 梓川東保育園、梓川児童センター、梓川ふるさと公園ゲートボール場、第35分団、第36分団、第37分団、第38分団、第39分団	梓川小学校・梓川中学校
波田	波田文化センター・波田図書館、波田体育館、波田中央保育園、波田児童センター、波田放課後児童クラブ、波田支所・波田公民館、波田保健福祉センター、みつば保育園・波田こどもプラザ、波田ひがし保育園、湊東保育園、第40分団、第41分団、第42分団、第43分団	波田小学校・波田中学校
安曇	安曇支所・安曇島々診療所、安曇島々屋内ゲートボール場、安曇保健福祉センター・安曇デイサービスセンター・安曇地区福祉ひろば、安曇稲核診療所、安曇公民館・安曇体育館、安曇保育園、安曇屋内交流広場、乗鞍体育館、安曇沢渡診療所、安曇大野川診療所、乗鞍保育園、第29分団、第31分団	安曇小中学校 大野川小中学校
奈川	奈川支所、奈川文化センター夢の森・奈川公民館、奈川保健センター・奈川地区福祉ひろば、国民保険奈川診療所、奈川保育園、奈川デイサービスセンター、奈川屋内スポーツ施設、第32分団	奈川小中学校

梓川流域



計画の推進

第5章

第1節 マネジメントの実行

- 1 個別施設計画の策定
- 2 推進工程（ロードマップ）

第2節 体制構築と進行管理

- 1 推進体制の構築
- 2 進行管理

第1節 マネジメントの実行

1 個別施設計画の策定

(1) 現状の把握

共通の記載様式に基づき、個別施設ごとに利用度、維持管理コスト、老朽化度などの施設情報を記載した「施設カルテ」を作成し、施設評価における基礎的データとして活用するとともに、情報の一元化・見える化を図ります。

(2) 施設評価

作成した施設カルテを基に、利用度、維持管理コスト、老朽化度等定量的な視点で評価を行い、市域内の配置状況や設置の経過、施設類型特性などの要素を踏まえた評価を行います。

(3) 個別施設計画(長寿命化計画)

施設評価結果を基に、各個別施設について、改修・更新(建替)の優先順位、対策内容、実施時期、対策費用などを検討し、年次別事業計画を作成します。

施設更新に当たっては、「公共施設再配置の基本原則」に基づき、類似施設や周辺施設との複合・集約化を必ず検討することとします。

個別施設計画に記載すべき事項

(インフラ長寿命化基本計画 H25.11/インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)

①対象施設

公共施設等総合管理計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位(例えば、事業毎の分類(道路、下水道等)や、構造物毎の分類(橋梁、トンネル、管路等)等)を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

②計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組みを通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ること、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③対策の優先順位の考え方

個別施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、対策の優先順位の考え方で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤対策内容と実施時期

対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、更には、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

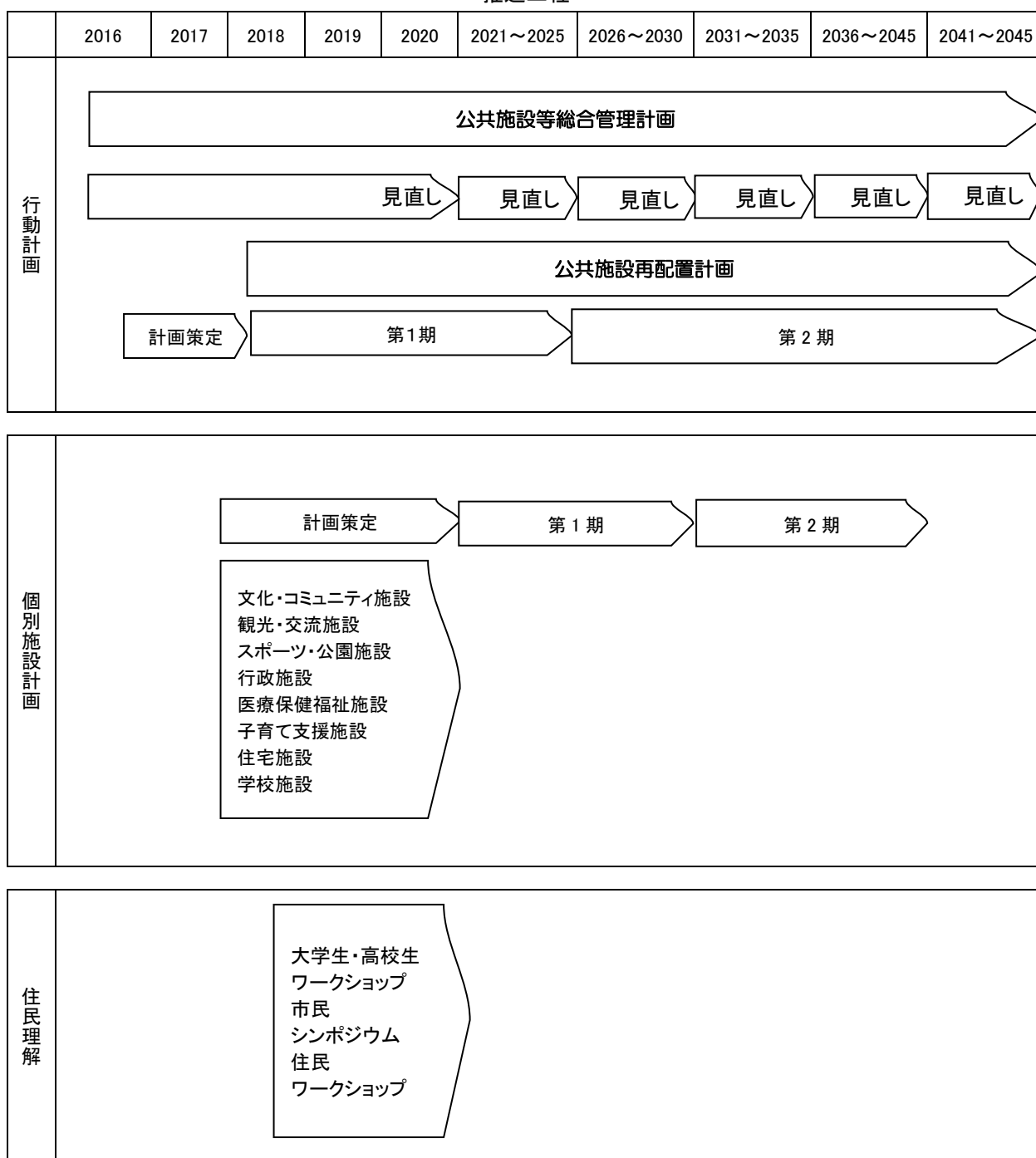
2 推進工程（ロードマップ）

計画の推進に当たっては、行動計画（公共施設等総合管理計画）を状況の変化に応じ、5年ごとに見直します。

また、計画の着実な実施のためには、市民・住民の意識把握、周知、理解が不可欠であることから、シンポジウムやワークショップなど実施します。

更に、キッズ&ユースデモクラシーの理念のもと、本市の将来を担う世代との対話を行うため高校生・大学生を対象としたワークショップなども実施します。

推進工程



第2節 体制構築と進行管理

1 推進体制の構築

(1) 統括部局の設置

本計画を一元的に管理し、全庁的視点に立った公共施設マネジメントを強く推進するため、中心となる統括部局を設置します。

また、施設の所管部局と整備・保全部局並びに統括部局が互いに連携し、施設の現状把握と保全を確実にを行います。

(2) 全庁的な体制と情報共有方策

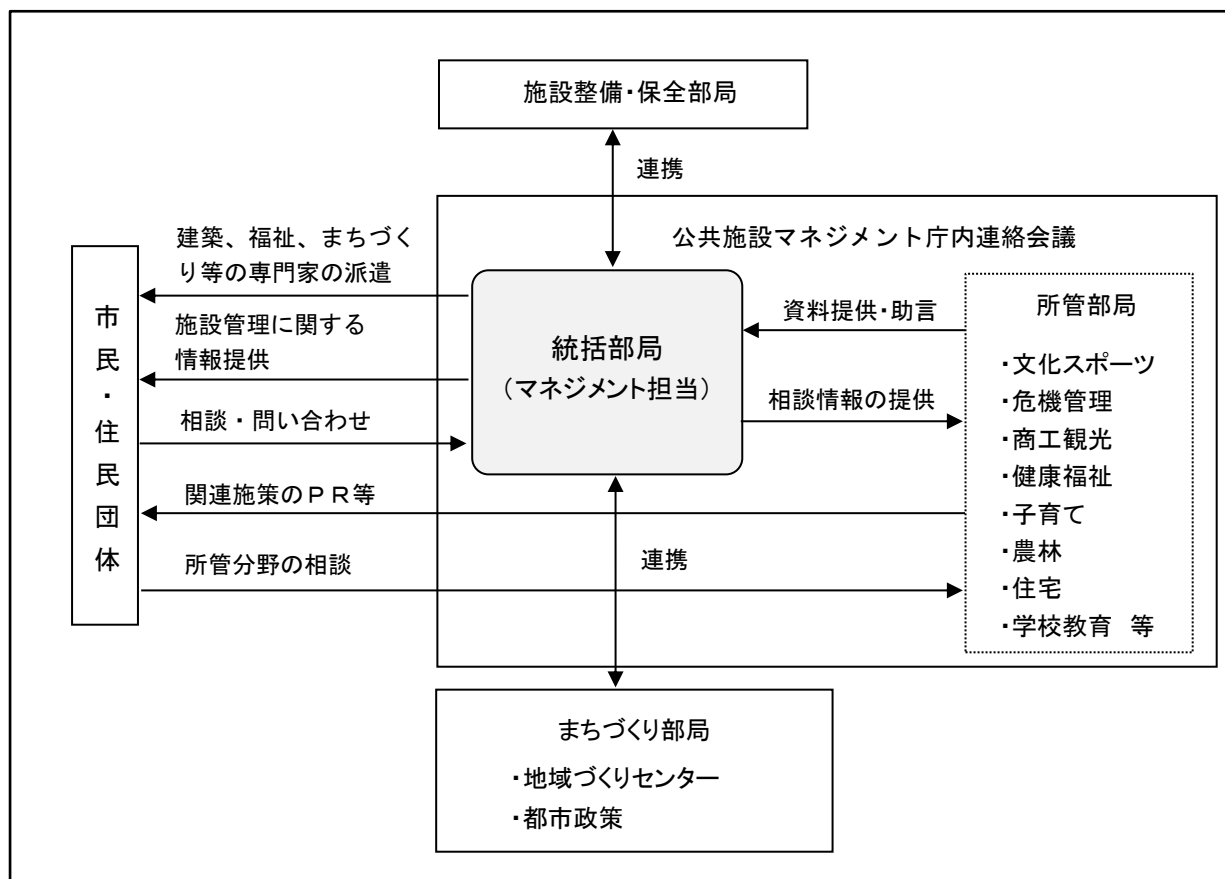
全ての公共施設の在り方について調整が必要となるため、全庁横断的な検討組織である「松本市公共施設マネジメント庁内連絡会議（副市長をトップに、関係部長等で構成）」により、計画の見直しや進捗状況の共有及び管理を行います。

(3) 財政との連携

長期的な視点から策定した施設整備・管理運営の計画は、財政措置により実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的な施設管理を実施するため、予算編成部局との連携を図ります。

また、新たに必要となる経費や事業優先度の判断に応じた予算配分の仕組みづくりについても検討していきます。

推進体制のイメージ



2 進行管理

(1) 進行管理の考え方

公共施設（建築物）は、その類型ごとに、劣化状況や更新・維持保全に関する対応方法が異なることから、当面は、施設類型ごとの個別施設計画の推進を図ります。

個別計画を推進する中で、PDCAサイクル等の手法により進行管理を実施しながら、本計画のフォローアップを行うとともに、公共施設全般のマネジメントに関する進行管理手法について検討します。

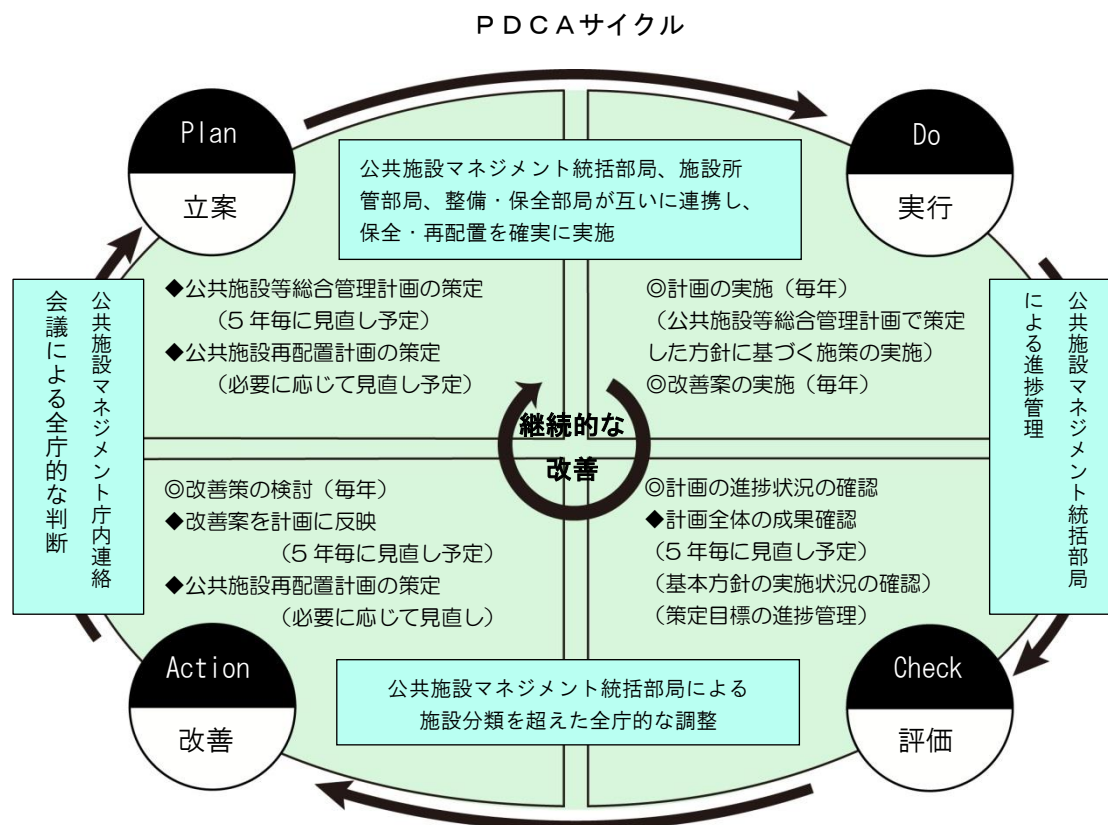
(2) フォローアップの実施

これまで定めてきた実施方法を進める中で、今後、施設類型ごとに策定された個別施設計画（長寿命化計画等）に基づくフォローアップを実施しながら、適宜、本計画の見直しと内容の充実を図ります。

計画の見直しに当たっては、短期・中期・長期それぞれの期間に適した進行管理を行います。

短期・中期・長期の進行管理

短期（5年）	中期（10年）	長期（30年）
<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画等との整合 ・処理方針が決定した施設の速やかな解体・売払の実行 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設再配置計画に基づいた再配置の実現（再配置モデルの実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標全体の進捗状況の把握



松本市公共施設再配置計画

平成30年8月

発行 松本市

編集 財政部契約管財課

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

TEL 0263-34-3000（代表）

